3日目（9月4日）

第３回福生市議会定例会会議録（第13号）

平成20年９月４日福生市議会議場に第３回福生市議会定例会が招集された。

1　出席議員は次のとおりである。

1番	武藤　政義君	2番	清水　義朋君	3番	末次　和夫君
4番	杉山　行男君	5番	乙津　豊彦君	6番	堀　雄一朗君
7番	原田　剛君	8番	奥富　喜一君	9番	阿南　育子君
10番	髙橋　章夫君	11番	原島　貞夫君	12番	串田　金八君
13番	田村　昌巳君	14番	増田　俊一君	15番	大野　聰君
16番	羽場　茂君	17番	青海　俊伯君	18番	大野　悦子君
19番	田村　正秋君	20番	小野沢　久君		

1　欠席議員は次のとおりである。

なし

1　欠員は次のとおりである。

なし

1　出席説明員は次のとおりである。

市長	加藤　育男君	副市長	坂本　昭君	教育長	宮城　眞一君
企画財政部長	田中　益雄君	企画財政部参事	大越　英世君	総務部長	野崎　隆晴君
市民部長	野島　保代君	生活環境部長	森田　秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子ども家庭部長	町田　正春君	都市建設部長	小峯　勝君	会計管理者	小林　重雄君
教育次長	宮田　満君	参事	川越　孝洋君	選挙管理委員会事務局長	榎戸　宏君
監査委員事務局長	伊藤　章一君				

1　議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉野　栄喜君	議会事務局次長	高木　裕子君	次長補佐兼議事係長	大内　博之君
臨時速記事務補佐員	杉田　愛子君				

1　本日の議事日程は次のとおりである。

平成20年第３回福生市議会定例会議事日程（３日目）

開議日時　　９月４日（木）午前10時

日程第１	一般質問	
日程第２	議案第46号	福生市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例
日程第３	議案第47号	福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
日程第４	議案第48号	福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
日程第５	議案第49号	福生市営住宅条例の一部を改正する条例
日程第６	議案第50号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第７	議案第51号	平成20年度福生市一般会計補正予算（第２号）
日程第８	議案第52号	平成20年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第９	議案第53号	平成20年度福生市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第10	議案第54号	平成20年度福生市下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第11	議案第55号	平成19年度福生市一般会計決算認定について
日程第12	議案第56号	平成19年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について
日程第13	議案第57号	平成19年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について
日程第14	議案第58号	平成19年度福生市介護保険特別会計決算認定について
日程第15	議案第59号	平成19年度福生市下水道事業会計決算認定について
日程第16	議案第60号	平成19年度福生市受託水道事業会計決算認定について
日程第17	議案第61号	福生市民会館の指定管理者の指定について
日程第18	議案第62号	熊川地域体育館及び福生地域体育館の指定管理者の指定について
日程第19	陳情第20－７号	障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書提出に関する陳情書
日程第20	陳情第20－８号	東京電子自治体共同運営サービスにおける入札参加資格申請の代理申請システムの構築及び行政書士用電子証明書を使用可能とするシステムの改築に関する陳情書

日程第21　請願第20－１号　地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書を提出することを求める請願書

日程第22　請願第20－２号　消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求める請願書

午前１０時　開議

○副議長（羽場茂君）　ただいまから平成２０年第３回福生市議会定例会３日目の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○副議長（羽場茂君）　本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長　大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君）　おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日に引き続き一般質問を冒頭にお願いいたしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

以上のとおり議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしくお願いいたしまして報告とさせていただきます。よろしくお願いします。

○副議長（羽場茂君）　ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○副議長（羽場茂君）　これより日程に入ります。

日程第１、２日目に引き続き一般質問を行います。

まず、１２番串田金八君。

（１２番　串田金八君質問席着席）

○１２番（串田金八君）　おはようございます。さきの通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私の質問は、２０１６東京オリンピック招致についてで２項目と、二つ目に、カラス等の被害について２項目質問します。

それでは初めに、２０１６東京オリンピック招致についての１番、福生市としてどんな協力をするのかを質問します。

この夏、連日の猛暑に汗だくで悩まされた方はたくさんおられることと察しますが、４年ぶりの２００８年北京オリンピックのテレビ観戦で日本じゅうに寝不足で悩まされた方が数多くいたことではないでしょうか。でも４年に一度の世界のスポーツの祭典に多くの感激や感動を得られたことと思います。女子フソトボールの大活躍や、北島選手を初め日本選手団の活躍に大いに盛り上がり、興奮してスポーツの祭典、オリンピックを堪能したことと思います。

また、大会前のチベットのダライ・ラマ氏の人種差別の問題やら、粉塵やスモッグの環境問題やら、大会中のグルジアとロシアの軍事衝突などさまざまな問題があったオリンピックでしたが、史上最多の２０４の国と地域の参加は北京オリンピックの成功を物語っていることと思います。

今大会は、競技だけではなくその政治的な意味合いもあった大会でしたが、８月２４日の北京オリンピック閉会式に次の開催地のイギリスはロンドンにバトンタッチをして幕を閉じました。

前置きが長くなりましたが、イギリスのロンドンオリンピックの、次の８年後になりますが、オリンピック開催地がまだ決まっていません。東京都は全力を上げて２０１６東京オリンピック招致を願っています。

先日の６月１４日の一次選考委員会では、環境、治安、宿泊施設、交通などの面で他の候補都市シカゴ、マドリード、リオデジャネイロを抜いて日本が第１位に選ばれましたが、国民の関心度が５０％台と他の候補都市に比べていまいちな関心度で問題ありです。来年の１０月の最終決定戦に国家の総力を上げて国民を初め都民の関心度アップを願っているわけですが、東京都もあの手この手で対策を考えています。

その中で、オリンピック招致を推進するための事業に必要な経費を区市町村に、原則１０００万円を上限で委託金を支給していると聞きましたが、福生市ではどのような企画や事業で協力するのかお尋ねします。

次に、２番目の質問ですが、今後の各行事や来年の七夕に２０１６東京オリンピック招致事業委託金を活用できるのかの質問ですが、一昨日も正和会の武藤議員からも七夕に関しての質問がありましたが、ボランティアで一生懸命に七夕を支えている実行委員の方々には限りなく感謝しております。

予算に限りがある七夕の目玉である飾付部会の方々の御苦労は一段と大変だと察しますが、２０１６東京オリンピック招致事業の委託金１０００万円を６０周年記念の前の年の七夕飾りの飾り付けに使えないかお尋ねします。

次に、２点目の１項目ですが、カラスの被害について質問します。

先日、普段お世話になっているお宅へお邪魔したときのことですが、そこの御主人がカラスにえさをやっているらしく、屋根の上でカアーカアーとカラスが３匹鳴いていました。昔カラスを飼っていたらしく、カラスがかわいいと言っておりました。私はカラスをあまり好きではないので覚えているのですが、その幾日か後にその御近所の生ごみ袋がカラスに食い散らかされている情報が入り、やっぱりと思った次第です。

そんなことがあった後、８月２１日に自民党の参議連で２１年度の予算要望に福生市の正和会の代表３人を含めた三多摩の自民党議員団５０人で都庁へ行ったのですが、その要望書に有害鳥獣の駆除対策についての項目があり、カラス、カワウ、猿、日本鹿、イノシシ、ハクビシンと多摩地域独特の鳥獣の名前が載っていました。先日は渋谷駅に日本猿が出没して大騒ぎをしているニュースを見ましたが、なかなかホットなニュースに都民の方は喜ばれたことと思います。今回の質問では、カラスの被害について質問しますので、よろしくお願いします。

カラスは頭がいいと言われていますので、ちょっと触れてみます。福島県のカラスの話ですが、固いクルミを食べたくて、車が通る道路にクルミを置き、車に固い殻を割ってもらい中身を食べているテレビの放映を見たことがありますが、世界の生物学者もカラスにいろいろな実験をしてそのすぐれた能力に感心している放映も見たこと

があります。

昔からカラスについてはいろいろと言われています。例えばカラスが鳴くと不吉なことが起きるとか、畑の真ん中に棒を立てて、そこにカラスの翼をぶら下げておくとほかの鳥が近寄らないので、まいた種がその翼のおかげで守られている話や、秩父の手前の子の権現に行ったときのことですが、カラスの剥製がお土産屋の店先につるしてあるので、聞いてみたのですが、商売繁盛のお守りと言っていました。

カラスについてのいろいろな見方があることをしゃべってしまいましたが、そのカラスの被害について福生市の状況を教えてください。

次に、カラスの嫌いなごみ袋について質問します。杉並区ではカラスによるごみ袋の被害に合い、その対策の中で早くからごみ袋をカラスの嫌いな黄色の生ごみ袋にしていると聞いていますが、その結果のほどはまだ聞いておりませんが、福生市でもカラスの被害に悩まされているようでしたら、今の生ごみ袋と黄色の不燃ごみ袋を逆にしてみたらいいと思うのですが、その辺のところをお聞かせください。

以上で１回目の質問を終わります。

（市長　加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君）　おはようございます。それでは、串田議員さんの御質問にお答えいたします。

初めに、２０１６年東京オリンピック招致についてでございます。過日の北京オリンピックでは、北島選手を初め日本選手団の活躍は記憶に新しいところでございます。さて、東京都は２０１６年開催のオリンピックを東京に招致すべく、昨年ＩＯＣ国際オリンピック委員会に立候補申請をいたし、本年６月にはアテネで開かれたＩＯＣ理事会において、東京を初めシカゴ、リオデジャネイロ、マドリードの４都市が立候補都市として選定されましたことは周知のとおりでございます。

東京都は来年１０月の正式決定に向け、今後ＩＯＣに立候補ファイルを提出するとともに、招致に向けたスポーツ大会等の招致イベントを開催していくとのことを聞いております。

そこで、御質問の１点目の福生市としてどのような協力をするかでございますが、昨年１０月に「東京オリンピック招致にかかわる東京都と区市町村の連絡協議会」が設置され、署名活動の協力、のぼり旗を上げてのＰＲを行ってまいりました。また、最近では商店街でも招致フラッグも掲げられているところでございます。

さらに、招致機運を盛り上げるために東京都は新たに単年度事業といたしまして東京都と区市町村によるオリンピックムーブメント共同推進事業を行うことを決定し、ことし３月２８日に開催されました連絡協議会の検討部会で共同推進事業にかかわる委託金支出要綱が示されました。これは、区市町村等が実施するオリンピックムーブメント推進の機運醸成に寄与すると認められる事業を東京オリンピック招致本部及び招致委員会との共催事業として経費の全部、または一部を１事業１０００万円を限度とする委託金として東京都が支出するという内容でございます。

市といたしましては、既に平成２０年度予算が確定しておりましたので、共同事業

を実施するには補正予算での対応となり、ちゅうちょしたところでございます。しかしながら、市としては協力していくこととし、毎年開催される市民総合体育大会をムーブメント事業として一流スポーツ選手の模範試合とスポーツ教室の実施等を盛り込む大会といたしまして、東京オリンピック招致本部及び招致委員会との共催事業申請を行ったところでございます。また、これに伴う補正予算は今定例会にお願いしているところでございます。

次に、２点目の七夕まつりをオリンピック招致の共催事業とする考えがないかという趣旨の御質問でございますが、東京都に問い合わせをいたしましたところ、対象となる経費は、ムーブメントを高めるために行うスポーツ選手を招いての講演会やイベントに直接かかわる経費に限定されるとのことでございます。ただし、その事業が市民総合体育大会のようなスポーツイベントの場合は、直接経費のほか全体の事業費も対象となるとのことでございました。

来年度も東京都が共同推進事業にかかわる委託金支出制度を継続していただければ、申請事業の一つとして七夕まつりでの飾り付け等に財源充当できるよう強く要望していきたいと考えているところでございます。

次に、カラス等の被害についての１点目、カラスの被害の有無でございますが、年に１０件前後の相談が寄せられております。相談の１つ目は、生ごみの入った可燃ごみ袋を家の前に出し、荒らされたというもの。２つ目は、カラスが人を威嚇してこわいという相談でございます。

可燃ごみの袋との関係でございますが、家庭から出される可燃ごみの袋の中には食事の残飯なども含まれておりますので、カラスがそれを狙いごみ袋を破り残飯を食べる場合がございます。その際袋の回りを散らかし、市民の方々に迷惑をかけるということになります。市民の方々には可燃ごみの袋にネットやポリバケツをかけるようお願いしております。福生市では被害の多い集積所方式とは違い戸別収集を行っておりますので、大きな被害は出ていないと考えております。

次に、カラスが人を威嚇するという相談が市民の方から寄せられることがございます。今年度はまだ寄せられてはおりませんが、年によっては年間数件寄せられることもございます。カラスが人を威嚇するのは子育て中の巣の下を人が通る際、雛を守るために行う場合がほとんどのようでございます。そのため、子育て中という時期が限られているということ、またカラスは野生動物でございますので、すぐに捕獲をするというわけにもまいりません。いろいろなケースがございますので、担当課に御相談いただきますようお願いいたします。

次に、２点目のカラスの嫌いなごみ袋導入についてでございますが、カラスは視覚でえさを探すため、カラスにとって袋の中身が見えにくい黄色がよいとの研究結果があるようでございます。研究結果に基づき全国の幾つかの市で実験的な試みを行っておりますが、不確定の要素も多いようでございます。

ネットやポリバケツをかぶせることで対応できることや、黄色の袋の効果が不確定であること、また現在、福生市では黄色の袋を不燃ごみ用としており、袋の色を変え

ますと市民の方々が混乱する可能性があることなどから、今後の状況を見守ってまいりたいと考えております。

以上で、串田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○１２番（串田金八君）　加藤市長の前向きな御答弁ありがとうございました。それでは再質問をいたします。

有害鳥獣の中にハクビシンとカワウについての話がありますが、それについて再質問いたします。猿、鹿、イノシシは福生市には害はないと思われますので、あえてハクビシンとカワウについてお聞きいたします。

カワウについてですが、カワウに多摩川や秋川の魚がみんな食われてしまうと以前にはよく聞きましたが、最近はどのようになっているのかわかりましたらお願いいたします。

次に、ハクビシンですが、先日福生市民の方ですが、埼玉に畑を持っていて、その畑にトウモロコシを５作つくっていたのですが、一晩でトウモロコシをハクビシンに全滅された話を聞いて心配になったので、このハクビシンの話をちょっとお聞かせ願えればと思います。

それと、ハクビシンの話がもう一つありますけれども、福生市の職員の、だれとは言いませんけれども、お宅の天井裏にハクビシンが巣をつくってしまって、夜中に走り回るは、ふんはするは、尿はするは、大変なお宅もあったようなので、その辺の福生市では被害があるか、再質問でお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○生活環境部長（森田秀司君）　カワウとハクビシンの御質問をいただきました。

カワウについてでございますが、市には特に御相談の方は寄せられておりません。カワウがふえたことによりましてアユがねらわれるなど、漁業協同組合で御苦労されているようでございます。カワウは野生動物でございますので、かなり広い範囲で動いているという意味で、市といたしましてはなかなか対応ができないというふうに考えております。

二つ目のハクビシンでございます。ハクビシンにつきましては、一、二年に１回程度の割合で御相談が寄せられます。ハクビシンはよく、議員御指摘のように家の屋根裏で巣をつくる場合がございます。夜行性でありますので、夜に屋根裏のところを歩いて、何かがいるようだというような御相談でございます。夜行性の野生生物でございますので、捕獲はなかなかできません。薫煙式の害虫駆除剤を使いましたり、布に石油を湿らせて屋根裏に置いておきますと嫌がって出ていくというようなことも聞いております。市といたしましては、そのような対策をお話をさせていただいているというような現状でございます。

○１２番（串田金八君）　部長の答弁ありがとうございました。カワウとハクビシンのことはわかりました。

それでは、オリンピック招致とカラス等の被害について要望いたします。

初めに、２０１６東京オリンピック招致についての要望です。早々福生市として協力していただくという答弁をいただきましてありがとうございます。その一流選手の

名前を知りたかったのですが、近々に発表があると思いますので、楽しみに待つことにします。

答弁の中に、商店街も招致運動に協力すると言っていましたので、福生市あげての協力になると思いますので、福祉バスやごみ収集車などにもオリンピック招致の旗やたれ幕を取り付けてみてはいかがなものでしょうか。秋にはスポーツ大会を初めいろいろな行事が目白押しです。大いに東京オリンピック招致を盛り上げていただきたいところです。

そこで、２番目の来年の七夕飾りにオリンピック招致の委託金を使えないかの質問ですが、七夕飾りの笹の葉とオリンピック招致の垂れ幕などで埋めつくされ、市民に感動を与える会場をつくり、七夕のオープニングセレモニーに一流選手として女子ソフトの上野選手や水泳の北島選手などの北京オリンピックの金メダリストを呼んで、上野選手には女子ソフトボールを再びオリンピック種目になるよう願いを込めて、北島選手には日本のスポーツのレベルアップと自分の記録アップに願いを書いてもらい、石原都知事と一緒に福生の七夕飾りの短冊にオリンピック招致の願いを書いてもらう企画を想定して、１日も早く東京都に申請してみてはいかがですか。きっと加藤市長の太いパイプでどうにかなると思いますので、頑張ってやってみてもらいたいと思います。

来年、２００９年９月にコペンハーゲンでＩＯＣ評価委員会の報告書発表に間に合うよう、天の川をはさんで年に一度の彦星と織姫の出会いの日本独特の福生七夕まつりと東京オリンピック招致をドッキングさせた、そんな企画がＩＯＣに認められ、１０月２日の開催都市決定に東京が決まりますよう願いを込めて要望しておきます。

次に、カラス等の被害についての要望です。

ごみの出し方に成功している福生市では心配ないということがわかりました。この先、緑地保護でケヤキなどの大木がふえてきたり、人が上がらないビルの屋上などでカラスの巣づくりに適した場所がふえてくると思われます。市民の情報やら苦情など漏らさないよう、職員の方にはよろしくお願い申し上げます。

ちょっと余分な話になりますけれども、東京のごみを食い散らかすカラスを食用にして、スーパーで売りに出したらという石原都知事ですが、そんなごみを食い散らかしカラスを嫌いだと思っていたのですが、実は都知事がゴルフのプレー中にカラスの襲撃に合って、それ以来カラスを憎み続けているという情報を、この質問を通してわかりました。

これは報告になるのかわかりませんが、いずれにしろ、ごみは現状通りでいいことがわかり、カラスにお騒がせをしたことをおわびを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○副議長（羽場茂君）　次に、３番末次和夫君。

（３番　末次和夫君質問席着席）

○３番（末次和夫君）　それでは、通告に基づきまして一般質問をいたします。

項目は２項目でございます。

１項目目、地籍調査についてでございますが、この地籍調査につきましてはことし３月の定例会で串田議員が質問いたしました。今年度の準備期間として、そして来年度から本格実施となるこの調査のメリットとしましては、一般的には土地にかかわるトラブルの未然防止、土地取り引きの円滑化、公共事業の円滑化、災害復旧の迅速化、まちづくり計画立案の円滑化、固定資産税課税の公平、適正化などがあると言われております。

また、この調査は５５年以前より全国的に実施され、現在全国での進捗率は５０％ぐらいだということでございます。特に都市周辺部では遅れており、現在のペースでいけば完了までになお五、六十年の月日を要するというようなことも言われております。

３月議会の串田議員の一般質問の中で、西多摩では福生市、桧原村以外の自治体は既に実施しているとのことでございました。そして、福生市が遅れた理由の一つとしまして財政負担の問題を上げておりました。そのときの答弁でもありましたが、国が５０％、そして都が２５％、そして市町村が２５％の負担をし、翌年その市町村の２５％の中から特別市町交付税として８０％が軽減されるということで、実質的な総事業費は５％が福生市の負担ということになろうかと思います。

そこでお聞きしたいのですが、この５％の負担が財政負担となるこの地籍調査の総事業費はどのぐらいになるのか教えていただきたいと思います。

そして、地籍調査の主体についてでございますが、３月議会では委託調査が可能になったのでと答弁しておりますので、実質調査は外部委託になるということだと思いますが、念のため確認したいと思います。

また、担当である都市建設部施設管理課も当然かかわると思いますが、先ほどの福生市負担分の５％の中には職員人件費は含まれていないということでございます。２０年近い長い年月を要するこの調査に専任の職員は何人ぐらいになるのか、現時点でわかりましたらあわせてお聞きしたいと思います。

続きまして２点目ですが、市の公共用地占有の現状及び対処についてお聞きいたします。以前、新聞報道でどこの自治体か忘れましたが、公共用地を占有され、裁判になっている記事を見たことがございます。私自身も最近福生市内で市道を廃道にした場所に構造物が建てられ、占有されている場所を、１カ所だけですが、知りました。それが善意か悪意かわかりませんが、通常、法的には善意の占有の場合１０年以上、悪意の占有の場合２０年以上で、土地の所有権を時効により占有者に取得されてしまいます。廃道といえどもこれは福生市の財産であり、私たち福生市民の財産でもあるわけでございます。

そこで、現在、市内で公共用地が占有されている場所は何箇所ぐらいあるのか、また占有者に対し現在に至るまでどのように対処してきたのかもあわせてお聞きしたいと思います。

続きまして、２項目目の財政健全化についてお伺いいたします。

この質問は昨年もいたしました。理事者や職員の皆様にはあまり気分のいい質問ではないと思いますが、５月に加藤新市長が誕生しましたので、新市長の財政健全化に対するお考えをお聞きしたいのと同時に、財政運営の指針となります財政白書作成時期と現在とでは国内外の経済状況も大きく変化しましたので、現在の状況を基本に質問をしたいと思います。

福生市は自主財源率が５０％に満たない脆弱な財政基盤の中、歴代の首長、理事者の手堅い財政運営により、平成１５年度決算から導入されました財政健全化法に基づく健全化判断比率におきましても、法律の名前のとおり健全な数値を示していると思いますが、しかし、現在の経済状況を見ますと、原油の高騰やサブプライムローン問題の影響による外資の流出、欧米諸国の景気の後退による輸出の減速などによる景気の低迷、そして中国経済の五輪バブルの崩壊も懸念される状況にあります。

国内的には、少子高齢化社会の進行による労働人口の減少、それに伴う社会補償費の増大、また国は８００兆円から９００兆円に上る大借金を抱え、国債の償還や利払いの増加などによりますます財政状況が悪化しております。

また、国民生活を見ますと、原油の高騰による消費者物価の高騰、賃金の抑制による個人収入の伸び悩み、支出がふえ収入がふえない、いわゆるスタグフレーションの状況になりつつあります。また医療保険、介護保険、年金、そして近い将来予想される消費税のアップ等実質的には大増税の時代を迎えつつあると思います。

国は財政赤字の増大により少しでも歳出を抑えるため平成の大合併や、最近の後期高齢者医療制度の制定等の施策を行い、そして地方分権改革は三位一体の名のもとに長期的には補助金、交付金等の削減を一層図っていくと考えられます。

また、我が市の歳入につきましても、当面大幅な歳入増が見込めない状況にあり、その上に先ほど述べました多くの負の状況を勘案しますと、今後福生市においても長期的に市の歳入にも影響が出てくると考えられます。

そこで、お尋ねしたいのですが、先ほど述べました国内外の経済状況の変化を踏まえて、現在の福生市の財政状況、財政力をどのように見るのか、そして今後の見通し、抱負についてもお聞かせいただきたいと思います。

２点目としましては、財政健全化の施策の一つであります指定管理者制度導入についての現在の状況及び今後の予定をお聞かせいただきたいと思います。

３点目としましては、再任用職員の業務内容及び今後の見通しについてでございます。今後平成２８年度までに１６０名以上の定年退職者を迎えます。そして、多くの退職者が公的年金の満額受給となります６４歳から６５歳までに再任用職員、または嘱託職員もいるかもしれませんが、希望すると予想されます。そこで、再任用職員の採用基準及び現在の再任用職員の業務内容、人数、そして今後の見通しをお聞かせいただきたいと思います。

４点目としましては、適正な職員数及び総人件費の数値目標についてでございます。財政白書には福生市の大規模事業を除く適正一般会計規模は１９０億円と書いてありましたが、その場合、先ほど述べました経済状況の変化と、福生市の財政力を踏まえ

た財政白書とは違う現在の時点での見方として適正な職員数と総人件費をどのようにとらえるかお聞かせいただきたいと思います。

以上で１回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願いします。

（市長　加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君）　それでは、末次議員さんの御質問にお答えいたします。

地籍調査についての１点目、地籍調査の総予算、主体、財源についてですが、まず現在の地籍調査の進捗状況でございますが、本年度は平成２１年度から本格的な事業開始に向けた準備期間でございます。来年度の国や東京都に対する補助申請に必要な概算要求書の作成や、事業箇所の選考のための土地の街区割りの作業を東京都の指導を受けながら現在実施しているところでございます。

そこで、御質問の総予算でございますが、市街化区域６６３．９３ヘクタールから区画整理実施済等の面積２４４．４ヘクタールを差し引いた面積４１９．５３ヘクタールの約２万４０００筆を確定させるといたしますと、年間２０ヘクタールを実施した場合、約２０年の歳月と、全体事業費で約６億５０００万円が見込まれるところでございます。

この事業費の資金計画につきましては、国庫補助金が事業費の２分の１、東京都補助金が事業費の４分の１、残り４分の１が福生市の負担分でございますが、市の負担分の８０％が次年度特別交付税に算定されますので、実質市の負担金は事業費の５％、約３２００万円程度と試算しております。

なお、人件費は補助の対象になりませんので、よろしくお願いいたします。また、全体の街区割りや詳細の金額につきましては、本年度の１２月の議会に報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、地籍調査の主体についてでございますが、他市の状況を見ますと、地籍調査係等専属で従事している組織が多いようでございますが、今のところ事務量等を把握しながら組織の充実を図っていきたいと考えておりますので、来年度の組織は専任職員と外部委託で実施してまいりたいと思います。

次に、２点目の市の公共用地占有者に対する対処と現状についてでございますが、公共用地の不法占有として現状で市が把握しているものといたしましては、道路の付け替えなどによる廃道敷の不法占有が５カ所でございます。

その内容でございますが、廃道敷上に住宅などの建物が建っている場所が２カ所、住宅の付帯設備が設置されている場所が１カ所、敷地の一部として利用している場所が２カ所でございます。この廃道敷の不法占有につきましては、それぞれ複雑な事情がございまして、未解決のまま現在に至っているのが実態でございます。

今後の取り組みでございますが、廃道敷に関する市の基本的な方針は売却でございますが、占有者の考え方や建物の所有者が変わるなどさまざまな事情、あるいは廃道敷を占有した時期が不明などの法律的な問題もございますので、法的な手段も視野に入れ、顧問弁護士とも相談いたしまして対応してまいりたいと考えております。

次に、財政健全化についての１点目、現在の福生市の財政力についてでございます

が、今後の財政の見通しをあらわしました財政白書は、バブル経済崩壊後の景気低迷からようやく抜け出し、景気回復が進行していた平成１８年度末に作成しております。そのため計画作成に当たっては景気回復を基調として計画数値を推計しております。

ところが、昨年秋以降のアメリカ経済の低迷や、原油、穀物などの原材料の高騰の影響を受け、本年８月政府発表の月例経済報告では「景気はこのところ弱含んでいる」との基調判断がなされ、景気後退が懸念されているところでございます。

一方、福生市の財政に目を移しますと、御承知のとおり歳入中に占める市税などの独自の財源、いわゆる自主財源は少なく、そのため不足する財源を地方交付税、基地交付金や国庫支出金などの依存財源で補っております。国から交付される地方交付税や基地交付金、国庫支出金のような依存財源は経済情勢や国の財政状況の影響を受け、それに関連して市の歳入も影響を受けるような財政構造となっているところでございます。

これまで市では、そういった財政状況においても歳入の確保、歳出の抑制に努めることで臨時財政対策債の借り入れ等を抑えるなど、将来の負担を極力抑えるような財政運営を努めてまいりました。おかげをもちまして、今年度から実施される地方公共団体の財政の健全化に関する法律の健全化判断比率では、すべての指標が基準以下となっております。

一方で、財政の余裕度をあらわす指標としての経常収支比率は、平成１８年度より１．７ポイント上昇し９８．０％と悪化しております。これは、経常的経費の削減額よりも市税や普通交付税などの一般財源の減少が大きかったことが主な原因でございまして、悪化傾向については非常に憂慮すべき状況と考えております。経済情勢の変化などに伴う計画の見直しについては、行政改革大綱の見直しに合わせて行う予定でございます。

これらの財政状況の認識のもと、歳入においては市税等の財源確保、国庫補助金や都助成金などの財源の積極的な活用、歳出においては事務事業の見直し、人件費や物件費、繰出金などの経常経費のより一層の縮減を行い、財政の健全化に向けて努めていかなければならないと考えております。

また、私の公約である「五つの元気」実現に向けまして、財源の模索等を行いつつ、歳出に関しては優先順位等をつけつつ、次世代に負担を残さないような財政運営をしていこうと、そういうふうに思っているところでございます。

次に、２点目の今後の指定管理者制度導入予定でございますが、今定例会で上程をお願いしております市民会館、熊川地域体育館及び福生地域体育館を新たに平成２１年度から指定管理者制度に移行する予定でございます。また、福祉センターと市営福生駅西口駐車場が本年度で指定期間が終了となります。指定管理者による管理は継続いたしますが、本年中に新たに指定管理者の指定の議決をお願いする予定でございます。また自転車駐車場につきましては現在協議中でございますが、協議が整い次第、指定管理者制度を導入する方向でございます。

なお、２２年度以降の新規施設への導入予定でございますが、既に導入した施設の

効果等の検証を行う中で、次の導入候補施設を考えていきたいと存じます。

次に、３点目の再任用職員の業務内容及び今後の見通しについてでございますが、退職する職員の意欲と能力を最大限発揮できるよう、その職員の実務経験で得た専門的分野、あるいは職員として共通する分野では、日ごろの勤務やさまざまな研修等を受講する中で得た問題解決能力、折衝能力、接遇などを考慮しております。

また、採用する場合には勤務実績や健康状態など総合的な評価が良好な者を再任用等審査会で決定しておりまして、現在１２人の再任用職員を配置しております。この１２人の業務内容は、学校事務、総合窓口課事務、学校給食調理員、フロアマネージャー、土木事務となっております。

今後の見通しについてでございますが、事務事業を精査し、適正な職員数に基づき、財政面では人件費の抑制策として、また長年培った実務経験を有する退職者の動向を考慮する中で、再任用職員の人数等が決まるものと考えております。

次に、４点目の適正な職員数についてでございますが、第４次行政改革大綱では適正職員数を３９５人以内としており、同推進計画では３８８人を目標としております。総人件費の数値目標でございますが、市では平成１９年に財政の現状と今後の財政計画を市民の皆様にお知らせし、御理解いただくため財政白書を作成いたしました。

その中の財政計画では、平成２８年度までの職員人件費や特別職の人件費等を含んだ総人件費を年次別にあらわした数値計画を示しております。策定時の計画前提条件とで多少の変更が生じておりますが、現時点における一定の数値目標の目安となるものでございます。

そこで、平成２１年度の数値を申し上げますと、人件費の総額は４０億７８００万円としております。今後総人件費を算出する際の基礎となる職員個々の給与につきましては、これまでに人事、給与制度の改革を実施し、その内容は人事委員会の勧告を尊重し、東京都準拠となっておりますので、現段階で総人件費に大きく変わる要素としては少ないものと考えております。

一方、総人件費は職員数、再任用職員、嘱託員等の人数が重要な要素でありますので、適正な職員数等を踏まえ、今後も引き続き研究、検討をしていかなければならないと考えているところでございます。

以上で末次議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○３番（末次和夫君）　それでは、２回目の再質問、また要望も合わせて行いたいと思います。

１項目目の地籍調査についてでございます。この地籍調査の総予算主体についてでございますが、先ほどの市長答弁で全体事業費が約６億５０００万円で、福生市負担分が５％の３２００万円ということですが、仮に調査期間を２０年とした場合、年間の市負担分は平均しますと１６０万円ということになります。今後の調査の進捗状況の中で多少の増減はあると思いますが、約１６０万円という金額は私には予想外に少ない金額に思えました。行政にとってもいろいろとメリットがあり、また公共用地占有の問題もあるわけですから、この金額であれば、財政難の我が市においても、職員

人件費の負担やその他の理由があるにせよ、もっと早く地籍調査が実施できなかったものかとも思ったりもいたします。

また、調査の主体ですが、専任職員数については答弁がありませんでしたので、まだはっきりわからないのだと理解しておきます。しかし、いずれにしましても、地権者等の折衝やコーディネーター役として施設管理課の職員が若干名かかわることになると思います。その場合、調査に２０年前後の長い期間を要し、しかも市の職員人件費は補助の対象外ということを考えますと、人件費抑制の面から正職員ではなく、このような仕事こそ既存の業務ではありませんが、２項目目で質問しました知識経験能力のある再任用職員を活用すべきだと私は思います。ぜひその方向で検討していただければと要望いたします。

次に、市の公共用地占有の状況と対処についてですが、市長答弁では「現在不法占拠されている場所が５カ所あり、しかもそれぞれ複雑な事情を抱え、占有した時期も不明」とのことでございますが、どうして今まで解決できなかったのかと私は思います。

まずは一番疑問に感じますのは、過去の担当者が毎年公共用地をチェックしていなかったのか、また占有されているとわかった時点でなぜすぐに法的手段を含め解決への行動を取らなかったのか、確かに占有者の中には腰が引けてしまいそうな人もいるかもしれませんが、過去の担当職員の人たちは面倒で、場合によってはこわい思いをするかもしれないということで、配置転換するまで数年間見て見ぬふりをし、ずっと見過ごしてきて現在に至ったのかなとも想像さえしたくなるわけでございます。今さらこんなことを言ってもしようがないかもしれませんが、まずは一刻も早く福生市民の財産保全のために早急に行動を起こし、対処することを要望いたします。

そして、地籍調査について１点だけ再質問いたします。この公共用地の占有に関してですが、この占有の問題の原因は、市道を廃道にした後の対応に問題があったのではないかと思います。そこで、現在ある市道の中で廃道が可能な路線は市内にどのぐらいあるのか、そして今後の廃道に対する、現在の不法占拠の問題を踏まえ、占有の問題を踏まえ、どのように対応するかをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして２項目目、財政健全化についての再質問でございます。１点目としましては、三位一体の改革による今後の国庫補助負担金、交付税等の見通しについてでございます。

昨年２月に財政白書が作成されました。当時といいましてもまだ２年弱の月日しか経っていませんが、当時はいわゆる実感なき好景気が続いていた時でございました。しかし、冒頭でも述べましたように昨年末からのザブプライムローンの問題や、原油の高騰により経済状況は大きく変化しました。そこで、財政白書作成時に国庫補助負担金、交付税等の削減幅をどの程度に予測したか、また経済状況が変化した現在、国庫補助負担金、交付税等の削減幅をどのように見ているかをお聞かせ願いたいと思います。

２点目としましては、職員の採用人数の基準についてでございます。総人件費の中

で大きな割合を占めるのが職員人件費ですが、その採用人数を見ますと、平成１９年度が７名、２０年度が１１名、２１年度の募集人員は例年どおり若干名ということになっておりますが、各年度の採用人数を決める根拠といいますか、基準を教えていただければと思います。

３点目としましては、再任用職員の給与及び業務内容についてでございます。直近の８月１５日現在、再任用職員は１２名でございます。１回目の質問の中で、今年度から平成２８年度までに定年退職者数は１６０名以上になると述べました。そして平成２９年、３０年ころには再任用職員が５０名前後の人数になる可能性もあると私は思っております。

失礼な言い方かもしれませんが、再任用職員の知識経験能力を既存の業務で活用すれば、民間の嘱託同様人件費の削減に貢献する可能性は十分あると思います。その場合の前提条件は、特別の場合を除き新しい業務をふやさないで、基本的には既存の業務に従事してもらうということになりますが、市長部局のお考えをお聞きしたいと思います。

また、比較としまして職員人件費と再任用職員の人件費を教えていただきたいと思います。

続きまして、４点目の総人件費の数値目標についてでございます。総人件費の数値目標につきましても昨年質問いたしました。その理由としましては、何度も言って恐縮ですが、今後予想される厳しい財政状況に備え、財政白書の数値よりももっと切り込んだ数値目標が必要だと考えたからでございます。その場合の数値目標は、人件費総額ではなく、一般会計規模に影響されない一般会計総額に占める総人件費の割合での数値目標の設定がよいと考えます。

例えば１８年度、１９年度の総人件費の割合を見ますと、１８年度一般会計総額は２１４億７８４５万６６９円で、総人件費は４２億６１６６万８０００円です。割合としましては１９．８％になります。１９年度の一般会計総額は２２４億４３７６万５４９７円で、総人件費４０億７５１４万５０００円で１８．１６％となります。また財政白書の財政計画の中で、例えば平成２４年度を見ますと、非常勤特別職の人件費を引いた一般会計規模は約１８９億円で、総人件費は３９億３０００万円となっております。総人件費の割合としましては約２０．８％になり、１９年度よりも総人件費の割合は２％以上ふえています。

仮に１７％の数値目標とした場合には７億円以上の削減になり、１９年度並みの１８％の場合でも５億円以上の削減となります。総人件費の削減は財政健全化の大きな要素であり、数値目標を定め、目標数値達成のためにはどのようにしたらいいか、職員数はどのぐらいがいいか、再任用職員数はどのぐらいがいいか、また嘱託職員はどのぐらいの人数がいいかというような逆発想的な考え方が必要だと私は思いますが、この数値目標導入についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、２回目の質問並びに要望を終わります。御答弁よろしくお願いします。

○副議長（羽場茂君）　１１時１０分まで休憩いたします。

午前１０時５８分　休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前１１時１０分　開議

○副議長（羽場茂君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市建設部長（小峯勝君）　末次議員さんの再質問にお答えします。

初めに、廃道が可能な路線数でございますが、現在市道の路線数は市内全体で６９５路線ございます。そのうち廃道可能な路線は３９路線ございます。内訳といたしましては福生地区に１６路線、熊川地区に２３路線ございまして、市道路線数の全体の約５．６％を占めております。

次に、今後の市道の対応でございますが、市道できる路線は隣接する所有者に払い下げを基本にしておりまして、積極的に公表し、有効な土地利用を進めていきたいと考えておりますが、市道の時期は隣接する土地所有者と協議をいたしまして、買収する意向が明確になった段階で議会に廃道の手続きを諮ってまいりたいと考えております。今後の市道の廃道につきましては、より慎重に対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○企画財政部長（田中益雄君）　それでは、私の方からは２点目の財政健全化についての１点目、福生市の財政力の関係につきまして答弁させていただきます。

三位一体の改革の関係でございますけれども、福生市の財政白書は平成１９年度当初予算を基礎にして作成しておりますので、三位一体改革での国庫補助負担金の削減、所得税から住民税への財源移譲等につきましては、これを折り込んで過不足がほとんど生じない形で計画策定を行ったところでございます。

実際の平成１９年度決算の状況でございますが、市民税個人所得割のうち税源移譲分として約５億５０００万円が含まれておりまして、地方交付税ですが、改革の本格実施の前年度の平成１５年度と平成１９年度の比較では２億５８００万円の減少となっております。また、国庫補助負担金の一般財源化の合計は約３億５０００万円で、三位一体の改革の差し引き合計では５８００万円の不足となっております。計画策定後の経済情勢の変化や、税制改正の影響、また地方交付税の動向にも変化が見られてきておりますので、策定時の状況の違いにより計画数値との差が生じてまいります。

今後の財政状況の見通しといたしましては、三位一体の改革後の国庫補助負担金、交付税などのほか景気停滞がもたらす市税全般の減少が大変懸念されるところでございますが、引き続き市税などの歳入確保に努めるとともに、なお一層の歳出の縮減を図るとともに、指定管理者制度などの制度の活用を行っていく必要があるところでございます。

なお、福生市の財政白書の見直しにつきましては、行政改革大綱の平成２２年度の改定に向けての見直しにあわせて行ってまいりたいと、このように考えております。

○総務部長（野崎隆晴君）　続きまして、人件費に関しまして、まず職員採用人数の基準についてでございますけれども、毎年度さまざまな要因により異なってまいりますが、基本的な部分といたしましては、職員の新規採用につきましては職員の年齢構

成の平準化を図るために毎年度実施をいたしております。ただ、その採用人数は退職職員数を下回る採用数としているところでございます。また、それ以外の要素といたしましては、指定管理者の導入や育児休業関係などさまざまな要素を考慮する中で採用人数が決定されることとなってまいります。

次に、再任用職員の雇用についてでございますけれども、基本的な考え方といたしましては、これまでも再任用職員のための新たな業務はふやさないという考え方をもって再任用制度の活用を図っておりまして、今後もこの考え方を踏襲してまいりたいと、そのように考えております。採用につきましては、市全体の事務事業を精査し、その中で適正な職員数を設定し、再任用職員を採用していくこととなりますが、人件費の抑制策としても効果が上がっているところでございます。

平成２０年度４月からは退職職員のうち５人を再任用職員として採用いたしておりますが、正規職員と再任用職員との人件費の差額は平均１人当たり約４４０万円の差となっております。したがいまして、再任用職員５人の採用による抑制効果は合計で約２２００万円となると、そのように考えております。

続きまして、人件費関連３点目の総人件費の数値目標についてでございますが、財政白書においてお示しをいたしております財政計画の数値が現時点における数値目標の目安となっておりますけれども、一歩進んで市の目標数値として位置付けていくためには、例えば１７％、あるいは１８％というような構成割合でお示しをしていくことは、予算額がこれは変動をいたしますと、このことによって人件費にも大きく影響するというようなこともございますので、なかなか難しいのかなと考えておりまして、それでは予算総額としてお示しをしていける、そんな方法が可能であるかどうか、他市の状況も参考にさせていただきながら研究検討していかなければならない、そのような事項であると位置付けております。

○３番（末次和夫君）　それでは、３回目でございますので、要望をしたいと思います。

まずは現在、そして今後の我が国の経済財政状況をどう判断するかということだと思います。私は冒頭でも申し述べましたように、残念ながらなかなかいい要因が見つからず、当面は悲観的な見方しかできませんので、そういう立場で要望したいと思います。

財政白書の数値につきましては、今御答弁がありました公の数値ということで、どうしても達成可能な若干緩い数値になりがちではないかと思います。もう少しハードルを上げないと、今後厳しい財政運営を強いられるのではないかとも思ったりもいたします。平成２２年の行革大綱作成のときには、財政白書の数値の見直しをぜひ検討していただきたいと思います。

また、再任用職員につきましては先ほども言いましたが、言葉は悪いですが、活用の仕方によっては総職員数の圧縮同様総人件費削減の大きな力になりますので、知識経験能力を十分発揮できるよう、受け皿としての職場の環境づくりの整備が非常に重要になってくると思いますので、今後も検討していただきたいと思います。

また、総人件費の数値目標についてでございますが、私は先ほど一般会計規模に占める総人件費の割合で設定して、そして現在、そして将来の財政状況を勘案して、できるだけ目標数値として高い数値を掲げた方がいいのではないかというようなことで話しましたが、先ほど野崎部長の話で、毎年度財政規模が変わると人件費もそれに沿って変わらなくてはいけないと言われますと、若干私もそうなのかなというような気もします。

いずれにしても、適当な数値目標というものを掲げて、これが達成できなくても私はいいと思うのです。ただ、こういう目標を、本来このぐらいの数値になるべきだという設定をすることが必要ではないのかなと、そんなふうに考えております。

以上、要望ですが、いろいろ要望している私も、それを聞いている理事者の皆さんも心の片隅には国策上重要な基地が福生にはあるのだから、困ったときは国が最終的に何とか面倒を見てくれるだろうというような思いがあるのかもしれません。

しかし、俗っぽい言い方をすれば、国はお金がなく、だんだんない袖は振れない状況になりつつあると認識しなければならない時代になったとの前提で、加藤市長唱えるところの「スリムな市役所が元気」を実現しなければならないと、かように思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○副議長（羽場茂君）　次に、１７番青海俊伯君。

（１７番　青海俊伯君質問席着席）

○１７番（青海俊伯君）　それでは、御指名をいただきましたので、通告に基づきまして３点一般質問をさせていただきます。

初めに、介護保険制度につきまして、項目は三つございます。福生市介護保険事業計画第４期につきまして、そして認知症認定調査項目の変更について、そして三つ目が厚生労働省からの事務連絡等の徹底についてお伺いするところでございます。

初めに、福生市の介護保険事業計画第４期が今策定中だと思いますが、平成２１年度より開始されるわけですが、その課題と解決手法について、どのように今進められていらっしゃるか、タイムスケジュールとあわせて御紹介いただきたい。また現在、３期の計画に入っているわけでございますが、現状認識をどう見ておられるのか、施設介護、あるいは居宅介護、そしてグループホーム等の区分ごとの課題は何かお伺いするところでございます。

１９年度の介護保険特別会計の決算数値を一部使うことをお許しいただけるとするならば、１９年度では３６６８万８０００円の介護給付費準備基金積立金が捻出をされました。２０年度も構造的に変化はないと思いますから、多分この第３期の今年度末までには約７０００万円の介護給付費準備基金積立金が残ると思います。これは給付と収入のバランスできたものですから、現在の利用世帯といいますか、対象になられる１号被保険者の方々に還元するといいますか、還付してしかるべき積立金と考えるわけでございます。

なぜそんな発想をするかといいますと、現下の国民の生活不安、１９７０年代のオイルショックのときと比べられますが、似て非なるものがありまして、１９７０年代のオイルショックのときには所得増を伴う物価上昇であったわけで、生活への影響は何とか回避されたと思っておりますが、現下の生活不安はそうではございません。今回は給与はふえずに過処分所得が減って、これに相次ぐ物価高が家計を直撃しているわけでございます。

先月、政府が発表したＧＤＰ、国内総生産予測で実質成長率は年間マイナス２．４％、直近の消費者物価指数６月を見ると前年同月比で１．９％の上昇、生活必需品のみで絞ってみると５．５％の上昇といった状況でございます。国におきましては、安心実現のための緊急総合対策の実施、あるいは定額減税の年内実施を政府は推進をしておりますが、さきの総理の辞任等を受けましてどう変化するか見えない中でございます。

国の政策は別としましても、各地方自治体においては、一般会計であろうが特別会計であろうが市民の生活防衛のためにできる限りのことは行うという姿勢が求められるのではないかと思いまして、お伺いするところでございます。

続きまして、２点目の認知症の認定調査項目変更についてでございますが、去る５月２日に第４回厚生労働省要介護認定調査検討会というのが行われまして、そこで２３項目の要介護認定の調査項目の削除が決定をされました。そのうち認知症の認定に欠かせない問題行動の固まりが、７群というのがあるのですが、そこの中から問題行動から１４項目が削除されました。

介護の現場を歩いておりますと、ほとんどのケアマネジャーさん、あるいはヘルパーさん、事業所の方、あるいは専門の大学の教授の方々からの御意見では、認知症の方の要介護認定は、この問題行動７群を１４項目減らすことによって多分２段階は軽くなるだろうと、こう言われております。そうしますと、要介護認定が２段階下がるということは、介護サービス量が限定されるわけでございます。在宅介護サービスが大幅に限定され、在宅での認知症の方のケアは非常に困難になると危惧をされております。

結果的には、８２項目から２３項目減らされて、追加で６項目になりますので、最終的には６５項目でございます。これは、介護認定調査会の要介護認定をするのに相当の時間がかかるという意味合いからも、極力減らしていきたいという意向はわかるのでございますが、国の政策としてそこに時間をかけないで少しでも早く要介護認定をしていきたいという思いから出たことではあるのですが、減らし方がいささか乱暴だったのかなと、こう思っております。

この２００８年５月２日の検討会の２３項目の削減ということ自身は、厚生労働省のキャリアの中でも決定していまして、８月、９月で実際に各現場、今なお、例えばきょうならきょう、要介護認定をやるときに認知症の方は減らしたやつで一遍試しにやっているはずでございます。それを受けて精査をして、来年の新年度、うちでいうと第４期の介護保険の計画の念頭からスタートするという形になるわけでございますが、　私どもは全国の公明党地方議員をあげて一生懸命国の方に現場を見ろと、現場

のそういう状況を確認しろと言って見直しを要請はしておりますが、ぜひともこの問題につきまして市はどのように見ているのか、もちろん国の制度でございますから、そう簡単に市は独自でやりますというわけにはいかないでしょうが、その中でできるところは何なのか、どのように認識されているかということでございます。

例えば、その削除する２３項目というのはどんなものがあるか、いわゆる問題行動の第７群、削除されるものを若干御紹介をしていきたいと思います。つくり話をして周囲に言いふらす。あるいは実際にないものが見えたり聞こえたりする。暴言や暴行がある。大声を出す。家に帰る等といって落ち着きがない。食べられない物を口に入れるとかいう、こういう問題行動がみんな削除されてしまうわけです。そうすると、削除されてしまうと要介護認定するときに、ケアマネジャーさんなりがするときには、その人の動きを見ながら、これは聞けないわけですから、家族の人の意見を聞きながら特記事項で書き込むしかないわけです。

そうなってくると、問題行動の部分が大幅に削除されてしまえば、元気な認知症の方がふえてしまうということで、要介護１ぐらいの方だと多分自立になるのではないかと、こう言われるぐらいの今懸念を介護の在宅の現場では持っております――――ということに対してどのように思われているかを２番目にお伺いをしたい。

続いて、介護保険の３番目です。昨年の１２月２０日に厚生労働省の老健局振興課から１通の事務連絡が各都道府県介護保険主幹室、主幹課に出されました。ですから当市においては福祉部の星野部長のところに届いたかなと、こう思っておりますが、表題は「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取り扱いについて」何を言っているかわからないのですが、要はこういうことになります。第３期の介護保険事業計画の折りに幾つかの点が改正されました。大きな柱として、予防介護を充実するという点、あと地域密着型にするという点が大きな柱でございます。

その関係で、大幅に在宅の介護保険サービスを受けられる内容が絞られました。従前はお一人暮らしの高齢者の方の食事をつくる、それで食事を食べさせる、いわゆる食事介助といいますが、あと調理ですね。調理があって、食事を食べさせて、口元におはしなりスプーンで持っていって、食べていただいて、あとお口元をふいてあげたりしてというのが一連の動作ですが、この第３期の事業計画のスタートにおきましてはどうなったかというと、食事の介助は身体介護があるから認めますけれども、調理については生活支援なものだから、一人暮らしの方は認めるけれども、住民票上同居の家族がいるところについては認められませんよということになります。

例えていうならば、私が親と同居しているとしますと、私が仮に朝早く家を出て仕事に行く、帰ってくるのは夜中だとしたときに、昼間は親が一人でしたら独居高齢者になります。しかしながら、現実は住民票上はあるわけですから、そこの親一人子一人の世帯のところにヘルパーさんが入ったとしても、お昼だとか夕御飯の調理は介護サービスとしできないわけでございます。食事を食べさすことはできても調理はできないという矛盾が起きました。

それはおかしいよという声をずっと秋口からあげておきましたらば、１２月２０日のときに事務連絡で「市町村においては同居家族等の有無のみを判断基準として一律に介護給付の支給の可否を機械的に判断しないようにされたい」と、いわゆる実態を見てくださいと、厚生労働省はそうは言っていませんよと。確かに、住民票上は一人暮らしになっていないけれども、実質家族が朝から晩までいなかったりすると、昼間お一人暮らしの高齢者の場合には、実質的に一人暮らしの高齢者とみなしてやってくださいねという通達を、事務連絡を改めて１２月２０日に出したわけでございますが、実際に年が変わって私はぐるっと回ってみましたら、市内においても何件か相変わらず同じ形で、もう困っているのだということがございましたので、古谷（久）課長にお願いしまして再度、もう一度流し直していただいたというような経緯もございます。

そういう意味から言いまして、これは一つのことでございますが、一つの国の制度においてもいろいろな各事務連絡等々で、運用面での改善とかがされる場合が多々ございます。特にこれだけ介護保険の制度も、もう第４期目に入ろうとしているのにまだまだ未整備の部分もございますので、その隙間の部分をどう埋めていくかというところで細かい事務連絡等がまいってまいります。それに対してどのように周知徹底を、確認をとろうとされているのか、それらについての姿勢についてお伺いするものでございます。介護保険については以上でございます。

続きまして、地球温暖化対策について、大げさな題をつけましたが、いわゆる以前もお聞きしました、一つは小・中学校及び公的機関における緑のカーテン事業についてでございます。

この夏は記録的な猛暑で、地球温暖化、ヒートアイランド現象を実感するような日々が続いているわけでございますが、そこで環境行政の中でも、なかんずく地球温暖化に対する施策についてお伺いしたいということで、まずできるところからやっていこうと、これが環境に対する心構えとして行政でも家庭でも大事なことではないのでしょうか。昨年９月定例会で質問させていただきました。学校の緑のカーテン事業について、その後の進捗状況について質問をいたします。

この洞爺湖サミットの成功を受けまして環境問題が大きく取り上げられる年となりまして、この緑のカーテン事業も大きな広がりを見せております。学校のみならず市役所、公的施設、あるいは民間住宅にもこぞってこの緑のカーテンの事業を推進をしている自治体もございます。当市におきましては公営の、あるいは公的機関の緑のカーテン事業についてどのように取り組まれようとしているのかというのが１点。

２点目は、環境教育と一般家庭の緑化についてどのようにお考えになっているのかをお伺いするところであります。特に、環境教育につきましては、この緑のカーテンもしかりでございますが、杉並区のある小学校に昨年、一般質問をやる前に行かせていただきましたが、視察に行きましたけれども、やはりゴーヤだとかヘチマとかキュウリとか、手間をかけて育てて、気がつくとあっという間につるが伸びて、実がなってというその体験学習的なところというのが非常に実感として子どもたちの心に植わるわけです。命の大切さも含めてですが、そしてそこの緑のカーテンのあるところの

体感温度は約１０度違うと、こう言われております。同じ窓ガラスのそばに、ガラス窓の窓際にいるときに、一般の窓ガラスの遮光率といいますか、同じにしますと、緑のカーテンがないときには室内温度２８度に設定をしておっても、窓際だと日差しのあるところだと４６度ぐらいと、こう言われております。緑のカーテンがあると３６度ぐらいになると、１０度ないし１１度の差があるというのが中京大学の実験でも証明されているということで、そこの杉並の校長先生も実は本当に申しわけないのだと、校長室のところに緑のカーテンをやりましたから、校長室は涼しくて申しわけないのだと、一般教室の生徒さんもなんで僕の教室には緑のカーテンがないのだというようなぐあいになってましたということもありました。

全面的にやるとなるとかなり大げさなこともあって、できる、できないところとありますが、まずは小さくても１教室分、ワンスパンだけでもやってみて、失敗もあるでしょうけれども、失敗も学習のうちだと、こう思いますので、ぜひともできるところからやっていただきたいな、こう思っておりまして、新庁舎もできて、第１棟の西側が暑くてしようがないというので、そこら辺当たり何とかならないかと言ったら、風の出る口があってみんな枯れてしまうのですというから、それはまあともかくとして、新庁舎を下手に触ると大変なことになりますから、まずは既存のところでできるところはないかというところからまずはやってみてということではないかと思いますので、この緑のカーテン事業並びに環境教育についてどのようにお考えになっているかをお伺いするところでございます。

続きまして３点目、小学校の校庭ネットフェンスの改善についてでございます。

これについては非常に単純なことなので、やってくれるのか、くれないのかというレベルで、昨年来からのことでございまして、この質問をするときに昨年の一般質問の議事録を読ませていただきました。本当に申しわけなかったなと、ちょっと宮城教育長を攻め過ぎたかなと思うような文章もございましたが、もう議事録に載っていますからどうしようもないので、それらの反省の上に、今回はおとなしくしたいものですから、いい御返事がいただければと、このように思っておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

これで１回目の質問は終わります。よろしくお願いします。

（市長　加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君）　青海議員さんの御質問にお答えいたします。

介護保険についての１点目、福生市介護保険事業計画第４期につきましては、現在地域福祉推進委員会におきまして計画の基本的な考え方や内容等について御審議をいただいております。また、これと並行いたしまして現行の第３期事業計画年度でございます平成１８、１９年度の事業分析なども行っております。

現時点での課題といたしましては、平成１８年度の制度改正で導入されました介護予防事業のあり方や、医療制度改革に伴う介護療養型医療施設の転換の方向性、あるいは高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活を可能な限り継続するための地域密着型サービスの定着などがあると認識しております。

次に、介護サービスの中で施設介護、居宅介護、あるいはグループホーム等の区分ごとの課題でございますが、全体的にはほぼ介護サービス量は確保されているものと考えております。

しかし、施設介護における待機者が多い状況や、地域密着型サービスのうち小規模多機能型のサービスの事業展開などが遅れておりまして、このようなことを含めて今後地域福祉推進委員会での御審議をいただくことになります。なお、事業計画策定に向けました委員会の日程でございますが、１１月中旬には中間答申案策定、来年２月には答申をいただく予定でございます。

次に、第４期介護保険事業計画における介護保険料につきましても、今後地域福祉推進委員会におきまして議論をいただく重要な課題の一つでございます。具体的に介護保険料決定に際して、介護給付費準備基金の取り崩しの考え方はどうかとのことでございましたが、現在、介護給付費準備基金の額は約７０００万円程度と見込んでおりまして、介護保険料の算定基礎となる介護給付費見込額の財源として基金の取り崩しを考えております。

次に、２点目の認知症認定項目変更についてでございますが、現在国の要介護認定調査検討会におきまして、認定調査項目の見直し等について検討されております。検討会では、要介護認定事務につきましては調査項目が多く煩雑であり、精度が落ちないことを前提に、認定調査の負担軽減の観点から簡素化を図れないかとの課題を掲げて検討が進められております。確かに調査項目が減少することは認定調査の負担軽減に資するものと肯定的に考えられます。

しかし、関係団体等から認知症にかかわる問題行動の項目や、命に直結する項目を残すべきとの御意見もあるようでございますので、今後国の検討経過等の推移に留意していかなければならないと考えております。徐々に増加が見込まれ、社会問題化している認知症でございますが、福生市におきましても国による統一方法での認定項目で対応せざるを得ないと考えております。ただ、当然のことでございますが、認定申請者の実態が認定結果に公平かつ正確に反映する内容となることが必要との認識でございます。

次に、３点目の厚生労働省からの事務連絡等の徹底についてでございますが、平成１８年度の介護保険制度の改正で問題化いたしました比較的軽度者に対するサービスのうち、日中独居が見られるような方のサービスのあり方でございます。

以前にも御質問をいただきましたが、その後平成１９年１２月に厚生労働省から「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取り扱いについて」とのことで、事務連絡による通知がございました。

このことにつきましては、市では従来から介護保険事業者に対して一律に、介護給付の支給の可否を機械的に決定することがなく対応するよう周知しておりますが、本年１月には念のため、国の事務連絡通知を市内の各介護保険事業者あてに確認の意味を含めまして郵送し、周知をいたしました。今後も利用者の立場に立ったきめ細やかなサービスの確立に努めてまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化対策についての１点目、小・中学校の緑のカーテンについて、また２点目の環境教育につきましては、教育委員会からお答えさせていただきます。

学校を除く公的機関での緑のカーテンでございますが、新庁舎の建設に当たりまして環境への取り組みを行い、２階に丘の広場をつくり屋上緑化を進めてまいりました。また公用駐車場でもツタによる壁面緑化を行ったところでございます。緑のカーテンを行う場合、どこをどのように、また管理をどのように行うかなどの課題があろうかと考えております。具体的にどのような課題があるかを調べるため、来年度リサイクルセンターでゴーヤなどを実験的に植栽してみたいと考えております。

日本では古くから庭やベランダにヘチマやひょうたん、朝顔などつる性の植物を植え、夏の日差しを避けるという習慣がございました。今もまちを歩いておりますと、つる性の植物で窓から日差しを避けているお宅を見ることがございます。緑のカーテンということになろうかと存じます。

一般家庭の緑のカーテンでございますが、地球温暖化対策と緑化の両方に市民の方々に関心を持っていただけるものと思います。来年の春の植え付けに間に合いますようゴーヤなどの種を準備し、広報紙等で呼びかけてまいりたいと考えております。また、市内の公的施設で可能なところがありましたら配付してまいりたいと考えております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えさせていただきます。

以上で青海議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

（教育長　宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君）　青海議員さんの御質問にお答えをいたします。

地球温暖化対策についての１点目、小・中学校の緑のカーテン事業についてでございます。緑のカーテン事業は、御指摘もありましたが、地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和効果などがあると言われ、環境対策の取り組みとして普及しつつあると聞いております。

御質問の昨年の９月定例会以降の小・中学校の緑のカーテン事業の進捗状況でございますが、教育委員会としましては、地球温暖化等の環境対策は喫緊の課題と認識をしており、学校教育施設でもその対策の一端を担うような検討はいたしたところでございますが、具体的な学校への投げかけまでには至っておりませんでした。

そこで、ただいま市長からも答弁がありますように、来年度、環境課がリサイクルセンターで緑のカーテンを実験的に行う考えがあるとのことでございますので、それらの結果等を待ちまして市内小・中学校への投げかけをし、児童・生徒の安全確保、維持管理等が可能で、環境教育の一環として希望する学校がございましたら、緑のカーテン事業の取り組みについて支援をいたしてまいりたいと、このように考えております。

続いて、学校におけます環境教育に関する御質問でございますが、小・中学校におけます環境教育につきましては、社会科、理科、生活科、技術家庭科、保健体育、道徳、総合的な学習の時間の中で学習指導要領に指導事項が明記をされております。主

な内容といたしましては、社会科では公害の防止や環境保護の大切さについての学習、理科では生物と環境の関係や大気、水などの自然環境や気象について調べる学習、生活科では身近な動物や植物などの自然とのかかわりについて学んだり、生き物を育てたりする学習、保健体育では環境と心身の健康とのかかわりについての学習等が上げられております。それらに従いまして、全小・中学校の教科等におきまして計画的に指導を進めているところでございます。

本市におきましては、福生市教育推進プラン及び教育課程の編成に向けた福生市教育委員会の基本方針の中で、環境問題に関心を持ち、環境を大切にし、地域の環境保全に配慮した行動がとれるように環境教育を推進することといたしまして、各学校において環境教育の推進に努めているところでございます。

そのほか、本市における特徴的な学習活動といたしましては、第五小学校におけます愛鳥モデル校としての３０年以上にわたる継続的な取り組みや、第七小学校での学校周辺の自然環境を生かした総合的な学習の時間におけます学習活動、第二中学校における環境問題にかかわる調べ学習などがございます。

さらに、環境課の協力を得て実施されております多摩川を活用した体験的学習や環境学習教員研修、平成１８年度から地域との連携のもと実施をしてまいりました輝け福生いきいき活動など学校の教育活動の中で環境教育推進の視点から、ただいま申し上げましたような本市が独自に実施をしているものもございます。

環境学習に関する今後の展開でございますが、本年７月に示されました国の教育振興基本計画におきまして、環境教育の充実のための取り組みや仕組みづくりの推進と、学校における体験活動を取り入れた実践的な教育の充実、展開が求められております。本市におきましても法令や教育推進プランにのっとり、家庭、地域社会との連携や指導者の資質のさらなる向上、身近な自然を活用し、体験的学習活動を取り入れた効果的な指導等に努め、環境学習の一層の充実を図ってまいります。

続きまして、小学校の校庭のネットフェンスにつきましての御質問でございますが、大変お心遣いをいただき恐縮に存ずる次第でございます。さて、昨年からの検討の進捗状況でございますが、教育委員会では昨年実施をいたしましたアンケート結果により、各小学校のネットフェンスを越えてボールが出る箇所の現場調査を実施をし、ボールの飛び出しが考えられる箇所等の確認をいたしております。

また、本年度の学校体育施設使用登録団体の説明会を開催をいたしましたが、ネットフェンスの改善等についての要望はその際には特段には出ておりませんでしたが、その折りにはネットの破れや電球が切れている等のお話もございましたので、これらについては早急に対応いたしているところです。

教育委員会といたしましては、児童・生徒の安全対策、施設の老朽化やバリアフリー化に伴う改修工事を優先的に実施をしていかなければならないと考えております。このことから、小学校の校庭を利用する団体からのアンケート結果でも、ボールがフェンスを越えて学校外に飛び出したというお答えをいただいた団体が１９団体中１３団体との結果も受け、次年度以降計画的に実施をできるように、小学校校庭防球ネッ

ト改良工事の実施計画への登載も検討いたしてまいりたいと考えております。

以上、青海議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（羽場茂君）　午後１時まで休憩といたします。

午前１１時５５分　休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後１時　開議

○議長（原島貞夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長に代わりまして務めさせていただきます。羽場副議長、お疲れさまでした。

それでは、一般質問を続けます。

○１７番（青海俊伯君）　休憩を挟みましてまた質問をさせていただきます。

具体的な御答弁いただきましてありがとうございました。二、三お聞きをしていきたいと思いますが、１番目の介護保険についてからお話をさせていただきたい、このように思います。

御答弁の中で、事業計画第４期につきましての介護給付費準備基金の約７０００万円の取り崩しの件は、ありがとうございました。ぜひともしっかりと、向こう３年間になりますから、１号の被保険者を対象にするとなると、金額的にはわずかではあろうかと思いますが、大事なことかと思いますので、現在の２０年度末の金額でもってしっかりと割り戻していただいて、新しい保険料等の、多分恐らく若干変化があると思いますので、そのマイナスの減額の要素にしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

そこで、お聞きしますが、１号被保険者を対象とするとしますと、見込みとして大体この基金の分の７０００万円としますと１人当たり百数十円ぐらいになろうかと思いますが、その辺の数字を、細かくて恐縮ですが、教えていただきたいのと、大事なことは、この第３期の事業計画におきましては、第２期で実は幾らだったか、保険料の財源不足を補うために東京都の介護保険財政安定化基金から１億３０００万円だったかな、お借りしているはずですね――と思いますので、その分は、実際はですから前の分の借金みたいなものですから、その分を多くこの３年間で返す形をとっていますから、実質的に第４期の部分はその分もいらなくなるわけですから、要因としては減額の要因になろうかと思いますので、それと足しますと幾らぐらいになりますか、ざっとした数字で結構でございます。もとの保険料自身がまだまだ決まっておりませんから、減額でどれぐらいになるか教えていただきたいと、このように思っております。

次に、いわゆる認知症の認定調査に関連してでございますけれども、最近の新聞の中にこういう新聞記事がございました。認知症の入院患者さんがここ９年間で倍になったと、そのうちの６割の方が長期入院を余儀なくされているということでございます。９６年から２００５年までの９年間で４万３０００人から８万３０００人へと倍増したことが厚生労働省の調査でわかったということで、そのうち６割の方が１年以上、長期入院で、いわゆる社会的入院と言われる形が相当いるのではないかというこ

とでございます。

国の方では２００４年ですから、４年前でしょうか。統合失調症とか認知症などの精神医療を中心とする病床を地域療養の中心に切り替えた、早い話が病棟を１０年間で、精神病棟３５万床のうち７万床を減らそうという形で出してきているわけなのですけれども、そこで、しかしながら、今話のように実際に精神疾患の患者がふえていて、認知症も含めてですが、９年間で倍になったということでございます。

ということで、これらに関して福生市の介護保険利用者の方の部分で影響は出てきているのかどうなのか、わかりましたら、現時点ですね。第４期の計画の中にもし仮にそういう影響が出ておりましたら、どのような対応をとろうとしているのか、お考えだけでも教えていただければなと、こう思っております。

続いて、３点目には先ほどの昼間独居高齢者の話でございますが、再度徹底していただいたという答弁でございます。ありがとうございました。

そこで、徹底をしていただいて、再度通知をし直していただいたわけでございますが、先ほど申し上げましたように、現場レベルではまだそうでもなかった部分が現実に起きるわけですね。日常に追われていていろいろな通知や連絡やら非常に、そうでなくても介護保険に関してサービスを行っている事業者さんは書類が多くて困るのだと。こう言われている中ですから、漏れがあったりするケースもあるので、今後もこのような形で運用改善を行う場合に、まず市の方に連絡がきたときに、再度徹底をしていただいた後に、それだけだと徹底しましたという形で文書を送って終わりになりますよね。そうすると、もらった人も徹底しましたといって、最後はそばにいた猫に徹底したぞで終わってしまうという笑い話があるのだけれども、どんどんどんどん下へ下ろしていっても、文書だけが下へおりていって中身が伴わないケースがあるので、具体的に事務連絡等、これはしっかりと改善しておかなければいけないとか、現場で直しておかなければいけないというときに、どのような形がとれれば一番いいのか、今の組織の中で例えばの話、ケアマネジャーさんの会合、あるいは居宅の事業者の会合等も、連絡協議会等もあろうかと思うので、どのような形の中で再度それこそ徹底をしていっていただけるかいうことについて、次の手、次の手という形で漏れのないようにしていただきたいと思いますが、それは果たして可能でしょうか。既存の、新しいのをつくるわけにもいきませんから、既存の組織体制の中で何とかなればなと、こう思っておりますので、以上３点ですね。介護保険関係はお願いをいたします。

あと地球温暖化につきましては、緑のカーテン、ありがとうございます。生活環境部の手のうちのリサイクルセンターでまずはやってみようという、率先垂範の姿勢を示していただいてありがとうございます。

私も年に何回かリサイクルセンターへ行かせてもらいますが、非常にコンクリの固まりといいますか、大変な中で、オープンの中でやっていらっしゃいますから、夏は暑く冬寒くと環境的には決して十分なところではないので、ぜひともそこの従業員の方々が少しでも夏の時期に木陰で、あるいは体感温度が若干でも下がるような形で将来的にはなれればいいなと思いますので、ひとつ頑張っていただきたいと、できまし

たらまた見学等させていただきたいと思っております。

さてそこで、まずは公的機関の中でリサイクルセンターからやっていただけるということで、それはそれで大いに評価をいたしますが、教育委員会の方の部分ですけれども、御答弁の中でリサイクルセンターでの緑のカーテンの実験的に導入するので、その検証等を待って市内小・中学校でも投げかけてやってみたいというお話でございました。

そんなに大層なことをやるわけではないので、リサイクルセンターでやるときに一緒になってやってみたって、そんなにお金のかかることでもないし、失敗したら失敗したでその次の年に頑張ればいいのではないかと、こう思うのですが、検証してとなると１回見るわけですよ。そうすると、１年間経ってしまうわけですから、いっそのことなら一緒に種をまいて、同じゴーヤが嫌だったら、ゴーヤとキュウリでもいいじゃないですか。とにかくやってみて、どうなのでしょうかね。柔軟な発想でやってみていただけないかなということについてお伺いをいたします。

それと、先ほどの私の質問の中でも言いましたけれども、環境教育というのは、体験型というのが一番子どもたちの体にしみ込むといいますか、理解しやすいという意味でこの緑のカーテンもそうなのですが、いろいろな面で取り組んでいただけるということですが、昨今、テレビでも放映されていて、環境教育の中で小学校で非常に人気のあるというか、子どもも関心を示すというやつで、生ごみの処理の、ダンボールで生ごみを処理するというやつで環境教育に取り上げている学校があると伺いました。

関西学院大学の関本さんという方が考えたダンボールによる生ごみ堆肥化というので、この間テレビでもやっておりまして、学校でもやって、うまくいって家庭でもやってという、うまくいくと身近なところでもできるということからすると、それで相手はダンボールですから、ミカン箱のようなしっかりしたもので、あとは土壌改良材と二つ入れて、鶏糞とか腐葉土とか入れてやるといいのだということで載っていましたので、それらについても、ダンボール箱による生ごみ処理に限らず、今いろいろな各種企業、団体等が環境問題に取り組んでおります。社会貢献活動として取り組んでおります。大手自動車メーカーは材木を、要するに森から木を切ってきて、トラックに積んで小学校にいって、そこでチェーンソーで切って、いろいろな工作をつくったり、あるいは一度総務文教委員会でも視察に行きましたけれども、福井県の小浜市の、食育の先進都市ですが、そこのメーカーさん、そこの地元の産業のはし屋さんは小学校にいって「マイばし」をつくる運動をずっとやっていらっしゃるとか、いろいろな形で、やろうと思えばいろいろなことができるわけでして、それらの部分の取り組みを含めまして、何をやりなさいということではなしに、広くアンテナを張っていただいて、子どもが関心を持ちながら、そして親も巻き込めるような形での環境教育に取り組めないかと、こう思っておりまして、その点の見解もお伺いしたいなと思っております。

最後に、校庭のネットフェンスについてでございます。ありがとうございます――と言っていいのかどうかなのですが、小学校の校庭の防球ネットの改良事業を実施

計画への登録を検討しておりますということでございまして、単純にいうと喜ばしいことなのですが、ここでちょっと行政用語を整理をさせていただきたいなと、ぬか喜びで終わってはいけないので、普通ですと答弁はすっきりした方に越したことはないので、例えば市長でもあいまいな発言をするのは嫌じゃないですか。そういうときに、例えば「防球ネットの改良工事を実施計画に載せます」とかというと完結していいじゃないですか。それを「実施計画への登載を検討します」となると、これはその「検討します」が入るとやらない場合があるわけですよね。そうなってくると、これはやはりはっきりとしておかないといけないので、これはこの間テレビを見ましたら官僚型の行政用語と、途中で点がついたり「など」がつくと随分と変わってくると言われていますので、そうではないと思うのだけれども、積極的に実施計画へ登載していただけるという形でとらえていいのかどうなのか、いやいやこれからまだほかの部分とやって、取捨選択してとなるのか。実施計画は3年計画ですから、ここでは次年度以降計画的に実施できるようにですから、３年目に入ると都合私が質問してから６年ぐらい経つわけですね。来年度から、最初から初年度、第何とか小学校とここに入れば、あっ来年度から順次工事実施と、こうなるわけですが、その辺のところはこれからのことなのだけれども、実際はこれはどなたに答えてもらうのか、教育長が答えてくださるのですか。実施計画にだから入れる入れないというのはまだ先の話なのでしょうけれども、思いは担当部の方なのだから、どちらにしましても、初めて実施計画に載せてもらうところまできたので、できれば関係者の方々は１日も早く、全校一斉にというと５７００万円だったかな、前回のお聞きしました予算が、大きな金額になるので、それは3年に分けたって構わないけれども、まずはスタートを初めていただければなと思うのですが、その辺のところですね。いらない言葉を削って、すっきりとさせていただければありがたいなと、こう思っておりますので。

以上、何点か再質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君）　それでは、介護保険につきまして何点か再質問にお答えをさせていただきます。

まず、基金の取り崩し７０００万円でございますが、全額を保険料の軽減に充当したとした場合ですが、1号被保険者数を現行の約１万１０００人と推計いたしまして、極めて概算でございますけれども、１人当たり月額１７０円程度というふうに試算をいたしております。

それから、第2期で借り入れました１億３３５０万円、これを第３期に償還をいたすことによりまして保険料に上乗せをしたということになってございますが、その額につきましては１人当たり月額３６０円程度という保険料額でございます。したがいまして、合計いたしますと５３０円程度ということになろうかと思います。ただ、これはあくまでも今後の話でありますので、必ずしもこの分が軽減されるということにはなりませんので、御理解をいただきたいと思います。

それから、２点目になろうかと思いますが、認知症に関連いたしまして、いわゆる精神病疾患の病床削減というお話がございましたが、特に介護保険の分野におきまし

てはこうした影響等は特には認められません。

ただ、議員御指摘のとおり認知症そのものは出現率がやはり増加をしているというふうには聞いております。今１５人に１人は認知症というような、もちろん６５歳以上でございますけれども、そうした状況がございますし、また現行の第３期の事業計画の中で特に認知症のグループホームとか、認知症のデイサービスといったもの、こうしたものの利用がやはり今後当然見込まれてくるだろうということが考えられます。

そうしたことから、こうしたいわゆる受け皿といいますか、そうしたものの推計といいますか、見込みを今後４期の中で、ふやすという言い方になるかどうかわかりませんけれども、そうした方向性が必要ではないかと、そんなふうに考えております。

それから、国の事務連絡等の徹底というお話でございますけれども、議員御指摘のとおり、福生市には幸いに事業者連絡協議会という事業者の団体がございます。こうしたところを十分に活用させていただいて、今後、今回の事務連絡に限らず徹底をしていかなければならないというふうに考えておりますし、もちろん保険者としておのおのの事業者に今回のような個別な徹底、これは絶対にやはり行っていかなければなりませんし、さらに事業者連絡会、これも定期的に保険者と連絡協議会と意見交換、情報交換を行っておりますので、そういう中で再度徹底をさせていきたいというふうに思っております。

また、私どもには地域包括支援センターもございますし、また介護保険相談員もおりますので、そうしたやはり機関も活用いたしまして事業者等への周知徹底、そうしたものに努めてまいりたいと考えております。

○教育次長（宮田満君）　校庭の環境緑化、温暖化対策としての壁面緑化の御質問でございますけれども、教育委員会といたしましては屋上緑化、校庭の芝生化、壁面緑化、これらをトータルに今考えているわけでございます。先日も清水委員さんから校庭の芝生化の御質問もいただいております。大分もう検証、データの方も集めてまいりました。これをいかに効果的にこれから実施するかということになるわけでございまして、まず校長会を通じて学校に投げかけてみたいというように考えております。

この中で、御質問の壁面緑化でございますけれども、１教室分ぐらいできるところからいかがかという御質問でございますけれども、教室の幅が７メートルとしまして、床から１階の上まで４メートルぐらいとしますと、２８平米ぐらいの大きさになると思うのですね。議員さんのお勧めのゴーヤですと１０メートルぐらいつるは伸びるかと思いますので、ほっておけば２階以上まで上がっていくと、そういう中でやってみるということになると思うのですが、これは既に実施しているところのデータ等を見ますと、かなりの重さが出ると、それで危険性も伴うということで、かなり頑丈な施設にする、そのために３００万円ぐらいどうも予算がかかるのですね。自動散水ができるように夏場の水かけの施設、またつるの誘位に対して高所へ上りますのでだれが上るか、また成果として実が実ったときに高いところのものをどうやって安全に取るか、こういったいろいろな施策を考えていくと、どうも３００万円くらいかかりそうだと、そういう中で、１教室分ですからまたこれは試算が違ってくるわけでございま

すけれども、幾分かの予算もかかるわけでございます。

また、学校がこれを維持管理していくわけでございまして、作業量といたしましても、５月に苗を植えてから６月、７月とつるを網にはわせていく作業、また８月になりますと中旬から下旬には実がなりますので、それを摘むと、９月なりますと今度は根っこをこいで、１０月当たりにはつるの片づけと、かなりの作業量がありまして、これは１教員だけでとてもできるようなことではないなと、全校をあげての取り組みになるだろうと、そういったところもいろいろ判断しております。先ほども申し上げましたとおり屋上緑化、校庭芝生化、壁面緑化、こういうトータルの考え方の中でできるところからやっていく、このような方向を目指しております。

それから、次の校庭のネットフェンスの件でございますが、実施計画への搭載を検討しているということで答弁をいたしましたけれども、この事業も予算が多額にかかるだろうと。前回の御質問のときにも５８００万円、７校でかかるという予算をお示ししておりますけれども、当然この事業に対しましては補助事業としてできれば実施していきたいというふうに考えているわけでございますが、どのようなメニューでこれの補助が受けられるかという検討をしている中で、この補助を受けるための提出資料等を見ていきますと、いつ球が飛び出して、どの方向へ向かって球が飛んでいって、何度の角度で上がってどこへ落ちたと、こんな資料も全部出せということで、今先ほどの教育長答弁でもいたしましたけれども、ボールが出ている箇所の調査、また飛び出しが考えられる箇所の確認、こんなことをずっと続けているわけでございます。

こういった調査である程度補助対象になるということになりますと、担当課の方で全庁での施策検討会に上げまして、その検討の中で認めていただければこれが実施計画の方へ登載されていくと、こんな手順になろうかというふうに思っておりますし、またそういうようなことを考えております。

○参事（川越孝洋君）　学校におけます環境教育の推進につきましては、このたびの教育基本法の改正でも新たにうたわれた重要な内容でございます。市内学校におきましては、議員さん御指摘のように児童・生徒の体験を中心といたしました実践力を高める環境学習の展開が重要でございます。

先ほど教育長答弁にもありましたように、環境教育につきまして、市内各小学校には教育課程として展開をされております。また、各校の校長もこれからさらに積極的に展開させようと考えているところでもございます。

今後、環境教育を私どもの学校への指導の重点目標に掲げまして、より組織的に発展をさせ、児童・生徒に実感の伴う内容となるよう計画をしてまいりたいと思います。その具体的な内容でございますけれども、例えば現在、東京都が進めております省エネの環境負荷低減を意識をした生活で、児童・生徒に環境負荷低減の意識を高めるといったような目的で「省エネチャレンジシート」といったようなものがございます。これは電気、水道、石油、ごみ袋等の消費を日記的に記録をしていくといったようなものでございますし、また議員さん御指摘のように、ダンボールを利用しましてその中にバクテリアを入れて生ごみを処理するといったようなものも、私もそのときにテ

レビで見て認識をしたところでもございます。

あるいはまた身近に起きる自然災害等、そして食育などの実践がたくさんございますので、そういった中から地域を巻き込む実践ができるものというふうにも考えておりますので、よく学校と検討を進め、積極的に展開ができるよう考えてまいりたいというふうに思っております。

改めまして、環境教育の新たな実施の報告ができますよう学校とともに努めていきたいと思っております。

○１７番（青海俊伯君）　ありがとうございました。再質問をしなかった方がよかったかなと思うような答弁もございましたが、大体答弁というのはそういうものでございまして、押したり引いたりしないとなかなか結論が出てこないということでございます。

介護保険につきましては了解をいたしました。要望でございますが、特に認知症の関係でございますが、まだまだこの８月、９月等実際に現場の方で確認しながらやっていくという中で、仮に先ほど言ったような項目のいささか増減があるようでございますが、新しい体制での評価になった場合にくれぐれも、少なくとも福生市において評価の仕方が変わったがために実際辛くなってしまって、在宅の介護のケアが十分できなくなるということのないように、特記事項等にしっかりと書き込んでもらえるように、ケアマネさん等に本当に徹底してお願いしておきたいなと。それは追跡していただきまして、ぜひとも、昨年度はこの方は要介護３だったのが要介護１になったりしているのがあったらばどうしてそうなったのか、本当に改善してそうなったのか、やはり評価の仕方によってそうなったのかというのが検証できるぐらいのつもりで、そんなに人数も多くないですから、先ほど部長がおっしゃったように地域包括支援センターもあれば、介護相談員さんもいるし、いろいろな各階層にわたっての介護保険制度を担っている方々のいろいろな集まりがありますから、利用していただいて、利用者の人がお一人でも困ることのないように、ぜひともお願いしておきたいなと思います。この件につきましては、実際に第４期が始まりました中でまた質問もさせていただきますので、よろしくお願いしたい、このように思います。

それと、緑のカーテン事業につきましては、そんなにも時間だとか手間だとかは私は必要ないと思うのですが、３００万円というのは確かにあるのですよ。次長がおっしゃったようにネットを買ったり、一番は自動給水なのですよ。これは業者さんに任せるとそれぐらいになるのですよ。今はもう進んでいて、ほとんどの学校なり役所なりはほとんど自分たちでまいて、道具は買わなくてはいけないけれども、やっていくと自然と、上昇というのはくせをつければ、朝顔は左巻きだったかな、決まっているのですよ。逆に巻く朝顔はいないのですね。自然の節理でお日様の方、お日様の方へ上っていくのです。中には私みたいにひねくれたのがいるけれども、そこは何とかなるのですよ。

それで、今の次長のお話だと、５月に植えて何して、つんで、根を下ろしてと、それは先生１人では無理なわけで、そのために地域の人たちの力を借りなければ、ふっ

さっ子広場にしたってそうじゃないですか。地域の人たちの力を借りて、開かれた学校の中でやっていけばこそ学校が地域の中の中心拠点になってくるのではないですか。

そういう意味では、できないことを並べるのは簡単だけれども、できることを、どうやったらできるだろうかという発想で、どう言っていいのかね――というような気がいたします。何としてもこの、お願いしますよ。これはもうお願いするしかない。

あとは、また話がこんがらがったのが、はるか遠くへ行ってしまったなと思ったのがネットフェンスでございまして、もうお話してから都合２年経っているわけで、足かけ２年経っているので、実際この話は私の先輩議員がもっと前から言っているわけですよ。今ごろになって角度がどうしたこうしたなんて言われたって、防衛補助がそれで下りないのだったらば、防衛補助だけに限らずに、再編交付金を使ってもらえませんかね。再編交付金は新しい事業といってやればほとんど通ると、そういうふうに私は聞いています。そんなに難しいことを言わなくったって、新しい事業をやるのであればどんどん言ってくださいと、わからなければ聞いてくださいと当時の防衛審議官がわざわざ名刺までくれましたよ。

再編交付金の一番のメリットは、何にも足かせがないのですよ。自由な発想でやろうと思えば、あの中のことを単独でもいいし、長期のやつでもいいし、どうにでも使ってくださいという珍しい交付金ですから、そういうのを使いながら本当に必要なところに防衛補助をしっかりともらうとか考えてもらいたいなと、こう思っております。ということで、ぜひともその上で実施計画に載せていただきたいと思います。

いずれにしましても、ここで答弁するとまた３カ月ぐらい先に経ちますから、時は黙っていても過ぎていきますから、また３カ月先、すぐには質問しないだろうと。そうすると半年、１年と、それでは困るのであって、ぜひとも今回はお願いしますから、ぜひとも発想を変えていただいて、市長だって変わったのだから、副市長も変わったのですよ。庁舎も新しくなったのです。発想を変えましょうよ。ぜひとも教育長も発想を大いに変えていただいて、何か教育長言っていますけれども、それはそれとして、とにかくまずは、目線はあくまでも、確かに財政のことを考えなければいけないのは理事者側の一番大事なことでございますが、その範囲の中でできることは何か、その中でお金をかけずに、地域の力を借りて少しでも、一歩でも二歩でも前進するようにしていただきたいと切にお願いを申し上げまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　次に、１０番髙橋章夫君。

（１０番　髙橋章夫君質問席着席）

○１０番（髙橋章夫君）　御指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

防災行政に対して３点、それから教育行政に対して３点、以上６問をお伺いいたしたいと思います。

まず、防災行政の１点目といたしまして、災害対応職員マニュアルをどのように生

かしているかとの問いでございます。現状況において、災害職員初動マニュアルは市民の生命、財産を守り、被害を最小限にとどめ、市の職員として敏速かつ的確な行動を求められています。平成１０年３月に災害時の災害職員初動マニュアルが作成され、その後の状況が大きく変化し、組織等も変わられております。平成１３年１１月に福生市災害緊急対策会議設置要綱が決定されたことなどに伴い、新たに災害職員初動マニュアルが作成され、また新しくテロ災害が加わり、災害対応職員マニュアルができ、さらに震災時のマニュアルでは初動期と復交期に分けられ、災害時の特別組織が編成されております。

また、人命は７２時間が通常では限度とされておりますが、中には１週間後も救出された奇跡的なケースも別としてあります。また、災害対応職員マニュアルを参考にして各部、課における職務を随行し、初動期の行動には組織を超え、市民の生命、安全の確保のために対策本部に情報管理、指導命令を一本化し、職員の総力をもって災害対応対策を実施するとされております。

初動期には７部の編成で構成され対応していると、また復交期には９部編成により対応配備をしていると、また配備体制として３段階に簡素化し、市内在住職員の優先配備をし、災害時には予想もない事態が発生するものであり、そのときにはそれぞれの持っている能力をいかんなく発揮するとうたっております。

人災的なネットワークもフルに活用し、市民の生命、財産を守り、二次的災害が発生しないよう全職員の行動を期待すると、最後にもう一度あなたのとるべき行動を確認してくださいと、このようことがこの私が平成１４年にいただいたこのマニュアルに載っているわけですけれども、このような災害職員対応マニュアルは毎年職員が異動する、または部長、課長さんが昇格されると、そのときにどのような認識をしているか、また災害時に職員マニュアルは、組織が変わるその都度この本は再発行されているのかお伺いしたいと思います。また、職員マニュアルはどのように生かされているのか、現状についてお伺いいたします。

２点目といたしまして、総合防災訓練についてお伺いいたします。今回の総合防災訓練は、新庁舎が完成と新市長さんの誕生ということで、災害対策本部長として初めての防災訓練を実施したわけでありますが、庁舎を防災センターとして担当課では試行錯誤し、防災訓練に備えたことと思いますが、近年には気象状況も急激に変化し、また都市型災害も発生しており、災害、風水害等身近な災害が人命を奪っており、情報が何よりも大事とされております。

御承知のとおりではありますが、今回初めの防災センターを使用に当たり、センターとしての機材の不備、あるいは制約された環境の中での、初めてとはいえ、担当課におかれましては御苦労だったと察しいたします。訓練開始後職員、あるいは市民からの情報を受けてすべての情報を把握し、対策や、あるいは対応に関係機関に通達、さらには各方面からの情報収集は欠かせないものと考えております。

今回は福祉センターで初めて災害ボランティアセンターを設置、開設し、ボランティア団体が参加、職員とともにボランティアの登録から、被災地からの依頼要請、ボ

ランティアをマッチング、派遣させていく状況までを実施し、さらには被災地から戻られた方が本部にそれを報告する一連の訓練が災害センターで行われ、実施されました。

問題はありましたが、成果と参加したことによって私は少しのところを学びと反省もしたことを頭の中に残しております。また、今回の防災訓練で初めて新庁舎防災センターを使用してのどのような成果が見えたか、また反省すべきことは、そして総合防災訓練も新しい訓練を取り入れ、市広報でも参加を呼びかけ、どのような結果が、あるいは市民の反応はどうだったかお伺いいたします。

３点目、福生市例規集の中で、防災のところで福生市防災会議条例第３条５項で、委員は次の号に掲げる者をもってとありますが、その中で（１）から（８）までの間の中で、（８）で指定公共機関又は指定地方公共機関の役員若しくは職員のうちから市長が任命する者とあります。ここでいう指定公共機関、あるいは指定地方公共機関とはどのような機関を指しているのかお伺いいたします。

次に、教育行政についてお願いいたします。

１点目、給食費値上げ後の状況についてお伺いいたします。小学校の給食は、さかのぼりますけれども、昭和２２年、福生町立第一、第二小学校、両小学校で始まり、味噌汁一杯の副食から開始されたようであります。また、昭和２７年に文部省事務次官通達によりまして、昭和２７年度の学校給食実施方針のうち学校給食は教育計画の一環として実施することが明確となり、昭和３０年から第一小学校が完全給食実施、翌３１年には第二小学校が完全給食実施、昭和３２年度、第四小学校が給食実施されております。また、昭和４３年度には第三小学校に鉄筋コンクリート建ての給食室が完成し、第二小学校給食は廃止され、第三小学校と共同設置するようになっております。また、昭和４３年には第七小学校完全給食実施となっており、昭和５３年には、このころから給食費もはっきりしてきたようなふうにも思われます。月額２５００円、その後、はしなどの使用する指導が実施され、昭和５５年度に給食費は月額２９００円に改められ、また６１年度には給食費を月額３０００円に改正、平成５年度に給食費は月額３５００円に改正され、それ以後栄養士、調理師、あるいは配膳等の方々の努力により今回の１５年ぶりの給食費改正になりました。この間には建物の改修工事、配送車の買い替え、食器の入れ替え、病原性大腸菌Ｏ－１５７、あるいは平成１７年には第二小学校感染性胃腸炎ノロウイルスの発生、感染が疑われ給食を３日間も停止などもある中で、御苦労も多々あったと思います。

今回の１５年ぶりの食材に対する値上げで保護者への周知はどのように、また４月より値上げによる保護者からの苦情等は学校、あるいは教育委員会、給食センターにあったかどうかお伺いいたします。

２点目についてお伺いいたします。食材の高騰による影響について、先ほど４月に給食費を値上げ、振り返れば昨年の後半当たりから食材の高騰は見えてはいましたが、ことしに入ってさらに６月以降は急激な穀物の第二加工商品等の値上げ、また牛製品加工食品の値上げ等があり、漁船の燃料費の高騰による魚介類の値上げ、食材によっ

ては手薄なような気がいたし、仕入れは大丈夫かと思うような事態にも発展してきております。

せっかく値上げして、このような食材の高騰で再給食費値上げは当分できないだろうし、またや栄養士さんの腕の見せどころか、とんでもない、もう勘弁してくれと言われんばかりの値上げになっております。これから続く食材の高騰や、燃料費による給食費の影響は出てくるのか、また今後の対応はあるのかをお伺いいたします。

３点目は、給食センターの建て替えについて、現在の福生給食センターは昭和５６年に第一給食センターが建設され、昭和５４年には第二給食センターが建設され、やはり鉄筋コンクリート造りであります。当時としては、それなりの立派な施設であったと思いますが、この時点では衛生管理基準がない時代で、単なる調理施設と、調理設備であったと思われます。

先ほどもお話しましたが、平成８年度に発生した食中毒Ｏ－１５７以後、さまざまな衛生管理の基準が見直されていましたが、いずれの規格にも対応が十分でないような気がいたします。現在の状況も同じようではないかなと、そんなふうな思いもしております。

平成１７年、学校給食衛生管理基準の改正により、学校給食における衛生管理の徹底を図るが、この１０年間何度かの改修工事、改正の都度改修をしながら使用をしているものの、今どきの施設の調理場としては水洗式、床で水で洗っての作業では大丈夫なのか、危険はないのかというような気がいたします。その調理台から食材の移動中に水滴が落ち、はね上がるようなときに、その食材にはね上がった水が菌を一緒に巻き込んで食材を汚染させるのではないかというような懸念もいたします。

建物が現在老朽化状態で大変危険である。その上、既存の設備等で食器洗浄器や大型食器、あるいは器具等の保管庫の耐用年数も過ぎており、備品等における交換部品もないような状況ではないのかなと思われております。事故でもあれば給食停止も危惧されるところでもあります。

以上のようなことにより、今後の給食の維持も大変無理があるのではないかと思っております。そこで早々なる給食センターの建て替えを思っているところであります。どのような考え方をお持ちか、また何か別の方法があるかをあわせてお伺いいたしまして第１回目の質問といたします。御答弁よろしくお願いいたします。

（市長　加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君）　髙橋議員さんの御質問に答えいたします。

防災行政についての１点目、災害対応職員マニュアルついてでございますが、平成１３年１１月１６日に福生市災害等緊急対策会議設置要綱が決定されたことに伴い、新たな職員マニュアルをということで、平成１４年３月に災害時の特別組織による職員配備体制をとる形式の災害対応職員マニュアルが作成されました。このマニュアルは毎年組織改正や状況の変化などにより修正をいたしまして、マニュアルの充実を図っております。この災害対応職員マニュアルに基づきまして震災、風水害等、航空機事故、テロ災害などの災害対応をそれぞれの規模に応じ、活動組織の設置及び職員配置

を行うこととしております。

毎年実施する総合防災訓練前には、事前に職員へのマニュアルの周知を図っており、訓練当日はこのマニュアルに基づき災害対策本部を設置し、震災対応の特別組織を編成した訓練を実施しております。また昨年の台風９号が発生した際は、風水害等対応のマニュアルに基づき緊急対策会議を開き、市職員、消防団による警戒を実施いたしております。

次に、２点目の総合防災訓練においての庁舎の防災センターについてでございますが、市役所新庁舎が完成により、今までメイン会場となる学校校庭に設置しておりました災害対策本部を本来設置しなければならない市役所第１棟２階に設置いたしました。災害対策本部においては、災害対応職員マニュアルに基づき、震度６の地震が発生したことによる職員等の初動訓練を実施いたしました。実災害を想定してのシナリオをあらかじめ用意いたしまして、それに加えてＯＨＰ、オーバー・ヘッド・プロジェクターと申しますが、これはインターネットを利用した現場などの画像等の配信により臨場感あふれたリアルな訓練ができ、職員等の初動態勢の確立を図ることができたのではないかと思っております。

市役所での訓練はことしが初めてでございますので、シナリオどおりにはいかなかったところもございますが、今後御意見等をいただきながら、もしも実災害が発生したとしても的確に災害対応ができるよう訓練を実施していきたいと考えております。

次に、３点目の福生市防災会議についてでございますが、災害対策基本法により防災会議を市町村に置くことが義務付けられており、福生市防災会議条例により趣旨、所掌事務、委員等を定めております。この中の第３条第５項第８号に示されている指定公共機関、指定地方公共機関とはどんな機関を指すのかという御質問でございますが、福生市の場合、指定公共機関は東日本旅客鉄道、ＮＴＴ東日本、東京電力、郵便事業株式会社となっておりまして、指定地方公共機関は武陽ガス、西多摩運送となります。このような公共機関により、災害時にはそれぞれの機能を生かした対応をとっていただくようになっております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。

以上で、髙橋議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

（教育長　宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君）　髙橋議員さんの御質問にお答えをいたします。

教育行政についての１点目、給食費改定後の状況と、この改定に伴います苦情についてでございますが、本年２月下旬から３月上旬に職員が各学校に出向き、保護者の方々に給食費の改定についての説明をさせていただきました。その際、保護者の方々には平成５年４月に改定して以来１５年間据え置いてきたことで対応が困難になってきたことと、児童の健康増進と給食内容の質的向上及び運営の充実を図るためであること、また児童の基礎・基本の学力向上のため給食回数を現在の１８６回から６回ふやして１９２回にすることを説明をいたしております。

保護者の方々からは、改定をせずに１５年間やってこられたことの努力についての

評価の発言はちょうだいはいたしましたが、苦情等は全くございませんでした。また４月から現在まで給食センターへの苦情等も全くございません。

２点目の食材の高騰による影響についてでございますが、さきに述べましたような理由で改定をさせていただいたものでございますが、改定のための説明会など準備中に急激に食材等の高騰が起こりましたので、改定をしていなければとても４月からの対応はできなかったと考えますし、この一連の価格の変動は、改定したとはいえ現在も献立を立てる際には大変苦労をいたしているところでございます。

ちなみに、比較的使用頻度が高く、価格の上昇が激しい学期単位で契約をいたしております食材は、平成１９年の３学期に比較をいたしまして、今年２学期分は大幅に引き上げられており、小麦粉において３６．５９％、スパゲティー４４．６６％、サラダ油３７．６８％、ミックスチーズ４０．８％のそれぞれ上昇となっております。

今後の対応でございますが、児童には人気があります味付けパンをひかえ、価格変動があまりない食パンを多くするとか、エビフライを魚フライにするなど食材と献立で創意工夫を重ねていきながら当面はしのいでいかなければならないと考えております。

３点目の給食センターの建て替えと今後の問題点や対応などについてでございますが、第二センターは昭和５４年９月に、第一センターは昭和５６年５月に開設をした施設でございますので、平成９年４月１日に制定をされ、その後何度も改定をされております文部科学省の「学校給食衛生管理の基準」に規定をいたします学校給食施設のドライシステム化や、食品の適切な温度管理、二次汚染を防止するために汚染作業区域と非汚染作業区域の明確な区分等がされていない施設となっております。また、経年劣化が進んでおりますために、設備の故障による事故や衛生管理基準不適合から生ずる事故等への対処が心配をされる施設でもございます。

保健所の給食センターにおける施設の指導等は、ここ数年は調理をされました給食の抜取検査がなされ、細菌等が検出されないかの確認が主なものとなっております。給食センターでは独自に学校給食衛生管理の基準の学校給食施設等定期検査票に基づきまして年３回ほど栄養士、調理員、事務職員の三者で点検を行っております。

なお、現施設につきましてはトイレの和式から洋式への改修、調理場から３メートル以上離れていないトイレの撤去等がノロウイルス対応で必要であるなど新たな課題も出てきております。

給食センターのあり方については、内部での検討をいたしているところでございますが、庁内での意思決定の段階にはまだ至っておりません。調理場の新設を検討する場合、センター方式、自校方式、一部事務組合方式などが考えられ、それぞれに長所、短所が上げられますが、自校方式は福生市では学校敷地等の関係で無理がございます。センター方式でも現在のセンターを稼働させながら新設をしなければなりませんので、土地の確保から始まりいろいろ乗り越えなければならない課題がございます。また一部事務組合方式では一部事務組合への参加ができるかという問題と、でき上がってから２時間で喫食という衛生管理基準を守ることの難しさも出てまいります。

いずれにいたしましても、給食は教育の一環として位置づけられ、特に食育における教材としての役割も大きくなってきており、高い教育効果を得るために、また安全、安心に裏打ちされた給食を実施するために、文部科学省の学校給食衛生管理の基準に則しまして調理された給食が望ましいというふうに考えております。今後このことを基本に小学校給食について検討いたしてまいりたいと存じます。

以上、髙橋議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君）　午後２時１０分まで休憩といたします。

午後２時　休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後２時１０分　開議

○議長（原島貞夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○１０番（髙橋章夫君）　御答弁ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

防災について、第１点目は、お手元にというのは先ほどの資料でありますけれども、平成１４年３月に発行され、職員が持っているものについては再版されたものか、内容がまたどのように変わったかということをもうちょっと詳しくお願いしたいなと思っております。

それから、指定避難所が市内１６カ所にあると、またその中に非常用発電機は最低、災害が発生した時点で体育館等に置かれたときにはこのくらいの、最低３０キロワットぐらいの照明器具、あるいは冬の暖房用の一つの電源として５キロぐらいは見込まれてもいいのではないか、今後そういう発電機を４台から５台ぐらいずつ設置していったらどうか、またできないかということをお尋ねいたします。

それから、防災会議の件でありますけれども、委員の中で指定公共機関、または指定地方公共機関について答弁はいただきましたが、それ以外の機関として防衛省航空自衛隊調査官等が委員に参加することはできないかという質問でございます。災害が発生したときにはいかに災害時の状況を把握し、敏速かつ的確な情報を担当機関に連絡調整がつき、災害時に自衛隊の派遣により被災者の救助や、第二次被害を最小限に防止できるのではないかと考えております。そのようなことから、この福生防災会議の中に自衛隊という組織を入れることはできないのか、お考えをお聞きいたします。

次に、教育行政の中で何点かお伺いいたします。

今後の給食全般に高騰による影響が出たらどのようことが考えられるのか、ひとつお伺いさせていただきたいと思います。

２といたしまして、給食センターの建て替えができたらどのような施設の整備が必要かということをお尋ねいたします。

それから、先ほどの答弁の中に調理場から３メートル以上離れなければいけないトイレの撤去ということがございましたけれども、現在そのトイレはどうなっているのかお伺いいたします。

４番といたしましては、庁内での意見決定の段階にはまだ至っていないというよう

なことの答弁もございましたけれども、その検討というのはどんなふうに今後されていくような状況になるのか、また現給食にかかわっている職員の今後の最低人数は何人ぐらいになるのか、４点ばかりをお聞きしたいと思います。

以上で第２回目の質問を終わらせていただきます。

○総務部長（野崎隆晴君）　防災対策の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、災害対応職員マニュアルの見直しについてでございますが、福生市国民保護計画策定に伴い、テロ災害対策についての見直しを１９年度に行っております。また、組織改正の際にも担当班等の見直しを行っておりますことから、１９年度、２０年度と見直しを行っております。なお、変更時には職員全員に庁内メールにより周知徹底を図っております。

次に、発電機についてでございますけれども、現在全避難所に発電機の設置を進めておりまして、現在１４カ所に配備を終えており、残り２カ所で配備が完了してまいります。配備している発電機は、電気復旧までの一時的な投光ができる５００ワットのものとなっております。この５００ワットとしている理由でございますけれども、避難所の規模や、あるいは避難所倉庫で保管できる大きさなどを勘案をして配備をいたしております。

御指摘の３０キロワットとなりますと、運搬をするにもクレーンが必要となりますし、また保管場所等の問題もございます。避難所用の配備品につきましては、全体を考えていく中で何を優先して配備をしていくべきか、あるいは必要性等の優先度も考慮して配備を進めておりますことから、まずは現行の全避難所へ５００ワットの発電機を配備していく、この計画を優先して実施、具体化してまいりたいと考えております。

次に、自衛隊員の防災会議への参加についてでございますけれども、現状での自衛隊と防災担当者との交流でございますけれども、南多摩災害情報連絡会議というものがございまして、年に一度陸上自衛隊朝霞駐屯地で開催されております。これは陸上自衛隊第１施設大隊主催によりまして福生市、八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町を南多摩地区としてくくりまして、この地区の防災担当者と、この地区を管轄する陸上自衛隊第１施設大隊が災害発生時の情報収集及び提供要領について意見交換を実施をいたしておりまして、相互の連携強化を図っております。

また、福生市国民保護協議会におきましては、国民保護法第４０条第４項２号の規定により、陸上自衛隊第１大隊の中隊長が委員として入っております。御質問の防災会議の委員につきましては、福生市防災会議条例の第３条５項に委員について定められておりますが、自衛隊の参加の該当項目がございませんので、自衛隊が委員になるためには条例改正が必要となってまいります。現在、多摩地区では４市ほどで防災会議の委員に自衛隊が入っておりますので、他市の状況等を確認をさせていただきながら、自衛隊が防災会議に参加することのメリットなども整理をさせていただきたいと、そのように考えております。

○教育次長（宮田満君）　食材の高騰に対する御質問でございますけれども、対応できない状況になったらという前提でございますが、その場合、保護者の方に再度の改定のお願いをせざるを得ないかなと、このように考えます。

また現在、既に２３区の方では対応ができなくなりまして、米代に相当する補助を行ったり、補正予算を組んでいる、こんな自治体もあるところでございます。

２点目の、給食センターを建て替えができたらどのような施設を目指しているのかということでございますけれども、文部科学省の学校給食衛生管理基準に規定されております学校給食施設のドライシステム化、また食品の適切な温度管理、二次汚染を防止するために汚染作業区域と非汚染作業区域の明確な区分、また児童に安全でおいしい給食や、アレルギー対応のできる食育の推進を図るための拠点となる施設、そして太陽光発電、太陽熱利用等環境に配慮した施設、こういった機能を持ち合わせた学校給食センターが望ましいと思っております。

３点目の、現状での３メートル調理場から離れていない場所にトイレがあるということを先ほど教育長答弁の方でも述べましたけれども、現在は使用しておりません。これを２１年度に取り壊しまして、手洗いの増加とか洗濯スペースの確保、このようなことを行っていく予定でございます。

最後に、給食センターの将来構想、意思決定の段階には至っていないようだが、基本的な考え方はいかがなものかということと、調理員がこれから何年後にピークを迎えるのかというような御質問でございましたけれども、庁内のプロジェクトチーム、給食課を含め他部署の職員も入れましたプロジェクトチームで検討して、ある程度まとまった段階での基本的な考え方として４点ございます。１点が、既存センターの廃止をすることによって新センターを新設するということでございます。２点目が、新センターの運営方式につきましては原則直営方式としたいということでございます。ただ、一部配送部門の委託は必要かなということでございます。３点目といたしまして、働く職員の処遇でございますが、調理員として配置を現在と同じようにいたしますけれども、調理業務のほか管理、統括、こういったところも行っていただく。４点目といたしましては、検討課題になりますが、現在のセンターの再利用、こんなところも課題ということで、このプロジェクトチームの中では基本的な考え方をまとめてございます。ただ、これはまだ庁内の意思決定はされておりませんので、こういった途中の経過でございます。

それと、調理員の問題でございますが、現在第一給食センターには正規職員９名、第２給食センター９名おりますけれども、平成２５年には調理員が現在の１７人から１２人になる見込みでございます。こういったときに配送部門等一部委託化する必要が出てくるのではないか、このように考えております。

○１０番（髙橋章夫君）　いろいろと御答弁ありがとうございました。それでは、一つか二つお聞きしたいと思います。

先ほどの総務部長の答弁の中で、自衛隊云々のことでございますけれども、条例を改正しないといけないというようなことをうたっておりました。これは、福生市の場

合は先ほどお話がありました８市１町、多分この辺のところは特別な警戒をするような、例えば福生でおければ横田基地、そういう問題から考えると、普通の地域とは全く違った状況がありますので、自衛隊という必要性を私はここで入れておい方がよろしいのではないかなと、そんなふうに思っております。

それと同時に、自衛隊がそこに入ってきていることによってコミュニケーションがとれれば、どこの大隊にどういうことを提供していただくか、その情報の伝達のスピード感が、その会議に入っていることによって、平常のいるときによってコミュニケーションがとれればそういうことも対応できるだろうと、そのように思っております。そこで、今後この条例を改正することができるかどうかをひとつお聞きしたいと思っております。

それと、発電機の件ですけれども、ちょっと逆戻りしますけれども、確かに大きなものを建てれば置く場所、ないしは移動するにも、管理するにも大変なことは重々わかっております。されど、何かあったときにはやはり５００ワットの電灯一つ、玄関に方向をつけて、例えば体育館につけておくだけで、では中はどうなの、真っ黒という、多少今は電気は自分の家で消えたとしても、市内全体が真っ黒に、何の光もなくなった状態で、その灯は相当明るく感じると思いますけれども、私たち防災の経験をした中で、多摩川でやったときに明るさという、その心の安堵感というものは被災されたときには特に感じると思いますので、それは今後の一つの課題として取り上げてもらえるかどうか、そんなに大きなものではなくても、もうちょっと数をふやすとか、その辺のところはどうかなと総務部長にお尋ねしたいと思います。

それでは、以上の２点を再々質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○総務部長（野崎隆晴君）　それではまず、自衛隊の参加についてでございますけれども、先ほどの答弁の中で南多摩災害情報連絡会議ということで紹介をさせていただきましたけれども、この地域につきましては、地域でくくったものでございまして、特に危険度との関係はないというふうに、そのように思っております。

現状で見てみますと自衛隊員が、先ほどの市長答弁でもございましたとおり、４市ほどがこの防災会議の中に参加をしているというような、そんな現状等もございますことから、特にこの防災会議に自衛隊員の方が参加したことによるメリット、この辺についてどういったメリットがあるのか、実質的なものも含めまして、そんなことの整理を今後させていただきまして方向性を出していければと、そんなふうに考えております。

それと、２点目の発電機の関連でございますけれども、先ほど再質問でもお答えしておりますとおり、まずは５００ワットの発電機を１６カ所の避難所に配備していく、この計画を最優先とさせていただきたいというふうに考えております。

まず、福生市の場合でございますけれども、平成１８年５月に東京都から出された被害想定、こんな想定が出ておりますけれども、福生市の停電率につきましては１．１％ということで、停電の確率は低いというような、そんな被害想定も出ておりますけれども、こういったことで、こういった発電機についてはおろそかにするところで

はございませんけれども、まずは計画上の実施を優先して実施をしてまいりたいと、そのように考えております。

○１０番（髙橋章夫君）　御答弁ありがとうございました。それでは、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

防災に関しては何人かの議員さんもお話があるように、やはり市民としてはいろいろな心配があるからこのように多くの方の質問がされるのだろうと私も認識しております。

それと同時に、先ほどもお話しましたように市民の生命の安全と、それから財産を守るという大事なことをやはり基準にして、安心で安全なまちの方向性を見出してもらうことを要望しておきます。

それから、給食センターにおきまして、転入されてきた職員の方からよく福生の給食はおいしいという、そういうお言葉をいただいております。その方が転出されたときには、福生の給食はおいしかったと、こういうふうに多分お話をしているのではないかなと思っております。

この福生の給食、おいしいという部分をこれからもぜひ続けていただきたいと思います。それには各給食に担当する方々の、調理師さんを初めまた栄養士さん、またそこに敏速に配送するいろいろな方の協力があってこそその給食がおいしいと認められているのではないかと思っております。

どうかこれからもそのような評価のある給食を提供していただくと同時に、安全であることを再度確認していただきながら、これからの給食に私の願いも一部取り入れていただきながら、今行いつつあるプロジェクトですか、そのような活動も続けていただくことを要望いたしまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　次に、１８番大野悦子君。

（１８番　大野悦子君質問席着席）

○１８番（大野悦子君）　一般質問をさせていただきます。

まちづくりを考える。再びまちづくりを考えてみたいと思いまして質問をさせていただきます。活性化というと何をお考えになりますか。人の往来やイベントでの集客、そのことに伴う経済効果などについてお伺いをさせていただきます。

福生市には幾つも商店街があります。幅員の広い西口大通り、東口は大型スーパーができてまちの景色が変わりましたが、昔ながらの商店街があります。またなじんだやなぎ通りもございます。また七夕まつりでは手づくりの竹飾りが名物になっている銀座通り、異国情緒にあふれた１６号沿いの商店街などがあります。

よそのまちに行ってもまず商店街を歩きます。どんな店がどんなふうに並んでいるか興味を持ちますし、古い昔ながらの町並みは落ち着きますし、新しくつくられたまちは動線にも工夫がされていて歩きやすく、店の中も見やすく、また入ってみたくなるような工夫もあるように思います。

もちろん商店街だけがまちではありませんし、多摩川べりのウォーキングコースは緑がいっぱいです。福生市にとどめず隣接市とつながって自然のままの河川敷公園やレクリエーション、スポーツ、バーベキューの設備なども整っていてのんびり、ゆっくりと過ごすこともできます。これは多摩川という財産があることだと思うし、より一層有効に利用を考えられるものだと思っております。

さて、西口通りや銀座通りを初め、またシャッターが閉められたり、建物が取り壊された後の更地がふえたように思いますが、ここ一、二年のこのような状況をつかんでいらっしゃいますか。またどのようにとらえていらっしゃいますか。

次に、福生市の三大まつりの一つであり、最も集客の多い七夕まつりについて、ことしも第５８回七夕まつりが８月７日から４日間盛大に行われました。ことしの七夕まつりを終えての評価をお聞かせください。

もともとは商業振興ということで始められた七夕まつり、ことしは近隣のおまつりとも日程が重ならないから人出も大分多いなどの触れ込みもありましたが、状況はどのようだったでしょうか。

部門別の企画のスタッフが特に頑張って力を入れたところ、また、集客への取り組みは例年と比べてどうだったでしょうか。飾り付けが少なかったという声があちこちから聞かれましたが、例年と比べてどうだったでしょうか。また、このことについてここ数年の変化はどうでしょうか。また目玉であり、毎年楽しみにしている飾り付けコンクールの審査、ことしはどのように行われたでしょうか。審査のポイントや審査員の評価などをお聞かせいただきたいと思います。

以上、１回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（市長　加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君）　大野悦子議員さんの御質問にお答えいたします。

まちづくりを考えるの１点目、市の活性化についてでございますが、私はとにかくまちを元気にしたいと思っております。まちを元気にするため、市民の皆様がこのまちを愛し、生きがいを持って毎日を過ごしていただくこと、また多くの人が福生市を訪れてくることを願っております。

福生市では、道路や公園、文化・スポーツ施設の整備など市民の皆様が日常の生活を送る上での基盤整備は他市と比較し十分進んできていると私も思っております。また、交通面でも非常に恵まれた立地条件にあり、自然環境面でも武蔵野の面影、多摩川の自然が残り、大変住みよいまちだと思っております。また地域での活動、趣味やボランティアを通じての活動も、これまで整備されてまいりました施設等を活用し、活発に行われてきていると思います。

しかしながら、都市化の進展や近隣地域への大型店舗の進出、価値観の多様化などによりまして、商業面から見ても人と人とのつながり、まちの連帯感など全体では以前と比べ元気がなくなってきていると認識しております。市民の皆様が散歩や買い物で、さらには趣味や地域での活動などで家から市内に出かける機会がもっとふえ、また多くの人が福生市を訪れる活気のあるまちにしていきたいと考えております。

そのためには、市民の皆様が外に出かけたくなる町並みの整備や、気軽に立ち寄れる魅力のある商店街の整備、今以上に市の施設に気軽に立ち寄れるようにすることなどが必要と考えております。またさまざまなイベントが開催しやすい環境づくり、空き店舗への事業者の誘導、市の施設の広域利用の促進を進め、他市からの多くの人が集まるよう環境整備に努めていきたいと考えております。

なお、商店街の空き店舗等の状況でございますが、ことしの２月２４日に福生駅西口駅前通り、銀座通り、栄通り、国道１６号線沿いなどの現状を確認いたしましたところ、シャッターが閉まっていたり、テナント募集の張り紙がされていたりしてお店を閉じておられると思われる店舗数は１６件でございました。お店を閉じられる理由といたしましては、景気の影響、購入の仕方や購入したい物などの購入者の嗜好の変化、事業者の高齢化、後継者問題など個々のお店によってさまざまでございましょうが、やはり商店街のお店が一つまた一つと減っていくことは寂しい思いがいたしております。

次に、２点目の第５８回七夕まつりを終えてでございますが、ことしの七夕まつりは幸いにも天候に恵まれ、八王子まつりとも重複しなかったということもあり、昨年の３６万４０００人より２万４０００人多い３８万８０００人の方においでいただき、大変感謝いたしております。

集客への準備といたしましては、実行委員会の組織であります三部会のうちイベント部会では昨年から始めました星のパレードをより充実させるために、都立多摩工業高校にお手伝いをいただきました。飾り付け部会では、飾りがより映える状態での審査を行うために飾り付けコンクールの審査方法を変更いたしまして、また模擬店部会では、出店者の意欲を盛り上げるために昨年に引き続き看板コンテストを実施することにいたしました。

さらには、より多くの方にお出でいただくための事前準備といたしまして、立川駅北口にある立川シティビジョンでの放映、拝島駅自由通路への横断幕の掲揚、福生駅・拝島駅へのポスター掲示、読売・朝日など五つの新聞紙への広告掲載、その他地方情報誌への情報提供、読売及び朝日新聞の多摩版への七夕パンフレット差し込みなどを行っております。

次に、飾り付けの状況でございますが、ここ数年を見ますと年により増減しております。ことしにつきましては、昨年に比べて飾り付け店舗数で７店舗、コンクール参加店舗数で９店舗少なくなっております。飾り付けは七夕まつりの華であると考えておりますので、今後も実行委員会並びに飾り付け部会で御意見をいただきながら進めていきたいと考えておりますし、２年後の再来年には市政４０周年と同様に福生市七夕まつりも６０周年を迎えます。この伝統ある七夕まつりの飾り付けも昔のように華やかで、お出でになったお客様や市民の皆様に喜んでいただけるように私も考えていきたいと、そういうふうに思っております。

最後に、飾り付けコンクール審査でございますが、まず審査部門について、これまででは竹飾り部門と壁飾り部門という２部門での審査を実施しておりました。しかし、

参加店舗数にかなりの差があり、同じ七夕飾りとして審査するに当たり公平性を欠くのではないかということから、ことしは２部門に分けずに審査を実施いたしました。審査方法についても、夜間七夕飾りに灯りがついていて初めて飾りの効果が出るというような意見があったということで、ことしは２日間に分けて両日とも夜７時から審査を実施し、審査員についても審査での公平性を確保するため２日間を通して１０名の同じ審査員にお願いいたしました。

入選されました飾り付けにつきましては、市のホームページで紹介させていただいておりますが、手づくりで丹念につくられたもの、華やかで色鮮やかなもの、夜にさん然と映えるものなどどの作品を見てもすばらしいものばかりでございます。今後もより多くの方々にこのすばらしい作品を御紹介したいと考えております。

以上で大野悦子議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○１８番（大野悦子君）　御答弁をありがとうございました。市民の笑い声や、人々で賑わい、活気に満ちあふれた商店街の呼び込みの声や、また市民、商店街が独創性のある試みを展開し、話題のある魅力的なまちづくりをする、興味を持って訪れる方をリピーターとして顧客をする、そのことで結果的に商売繁盛へと結びついていくような考え方だというふうに思っております。

また、人のかかわり方、また商品の購買などにつきましてもテレビやインターネットなどでの方法など個人の生活というのも大分変わってきているのではないかと思います。そういったことを考えるならば、外へ、まちへとにかく出ていく、そして出ていく場所をつくっていく工夫をすることも大事なことであるというふうに思っております。

今言いましたような購入者の嗜好の変化、テレビやネットショッピング、その方が便利だし、安価であるということも当然考えられることであるというふうに思います。人のかかわり方のわずらわしさがないこともあるのでしょうけれども、今話題の安心、安全ということを考えるならば、顔を見てプロの話を聞きながら商品の購入をするということもぜひ考えたいものだというふうに思っております。

空きスペース、空き店舗ということで、このことにつきましては例えば高齢者とか考えますと居場所、そしてそれが拠点として便利な場所をつくるということを考えるならば、例えばシルバーだとか、あるいは地域だとか、そういうところと連携をしてそれを利用するような方法というものを考えることができないかについてお伺いいたします。

空き店舗、あるいは空きスペース対策を何か考えることができないかということについてですけれども、今も答弁にもありましたように、お店を閉じるには、もちろん景気もありますし、それから購入者の嗜好や方法、あるいは事業者の高齢化や後継者の問題、人と交わることを楽しいとするよりもわずらわしいと思う、そんな方々も、若い方たちもいるのではないかというふうに思います。

商店街のお店が減っていくのは寂しいものでありますし、これ以上減らさないでとか思いますけれども、このスペースを何とか利用できないかということにつきまして

は、例えば条件がよければそういうところを借りたい、あるいは利用したい、そんな人もいるのではないかというふうに思います。

そういう意味では、今のそのような状況につきまして、例えば情報発信をしていくとか、探している人に何かそんなことを見つけていただくような、そんな情報発信をすることもとりあえず一つの方法ではないかというふうに思いますが、何かそれについてはいかがでしょうか。

次に、今「道の駅」があちこちで話題であります。御存じだと思いますが、「道の駅」ができるといろいろなところへ行って、たくさんの情報を持っている方もいらっしゃいます。そこへ行くたびに何か自分のまちでもできないかなというようなことをよく思います。最近では、八王子が大変評判でありますし、先日は瑞穂についても検討というようなことが地元の新聞でも記事がありました。

そこでは新鮮な農産物だとか、地域の産物が好評だということで、ならば福生では何ができるだろうかというふうに考えますと、福生ではすぐそばのＪＡで本当に数少ない貴重な農地を守ってくださっている方々の農産物が毎日並べて売られております。こういうものには福生では限界があるのかなというふうに思いますけれども、福生では商店街まつりが大変賑やかに行われておりますし、そういったものの例えば常設のようなもの、あるいは福生市は、福生に入るには福生駅より拝島駅当たりから入るわけですけれども、その玄関として福生、あるいは西多摩の地域を考えるような、そこを紹介するような、そんな福生の役割というような考え方を持って福生版の「道の駅」というようなものを考えられないかなというふうに思いますが、そこら辺についての考え方はいかがでしょうか。

次に、七夕について、飾り付けにつきましては年により増減ということでした。ことしは昨年に比べて飾り付け、店舗、コンクール、参加店舗ともに少なくなっていたということですけれども、不況や高齢化、後継者問題など理由はさまざまだと思います。

先ほど、昨年から星のパレードをより充実させるために多摩工業高校のお手伝いをいただくというようなことがありました。かかわる形はいろいろあると思いますけれども、自分のまちのおまつりに参加するということを考えるならば、高校生ということを小学生、保育園を含めいろいろな、さらなるそういう参加ということを、大変だなという部分をお手伝いいただくという意味での参加ということを何か考えられないかなということについてお聞きをいたします。

それから、以前七夕のときに銀座通りを見ていますと、福生駅から牛浜方面に向かって歩いてくる方がほとんどで、そうすると志茂の信号の当たりでみごとに人がユーターンをされるというのを見ておりました。最近はいろいろイベントだとか、いろいろなことも少しずつ工夫がされてきまして、牛浜の駅の方まで人が歩いてくださって賑やかになったなという印象を持っております。そういう意味では、あえて人の流れをつくるという、そんな仕掛けということがぜひとも必要だと思いますが、そこら辺についての考え方もお願いいたします。

それから、多摩川が財産だというふうに思いますけれども、多くの市民が歩いている多摩川べりのウォーキングロード、先日は永田橋の手前に分水の水車が改めて見直され、この水車を紹介する看板も立てられました。間もなく時期ですけれども、彼岸花が咲く柳山公園だとか、それから市営プール横にはコスモスの種が先日まかれたのですけれども、もうすぐコスモスが咲き乱れるのも間近だと思います。

こういうことをあえてウォーキングロードマップなどにすると、市民がそこを歩きたくなるような、行ってみたくなるような、そんなＰＲもぜひしてほしいと思いますけれども、せっかくある自然をもっとＰＲし、それがひいては健康づくりのためにもいいと思うのですけれども、積極的にこういうことを活用していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

何点か再質問、よろしくお願いいたします。

○生活環境部長（森田秀司君）　５点再質問をいただきました。

まず、空き店舗対策でございます。空き店舗、空きスペースの対策ということでございますが、空き店舗等を求めている方に情報誌でありますとか、ホームページなどを活用いたしまして店舗のスペース、そういうもの、広さ、規模、また店舗の置かれている周辺の状況ですとか、使う方にとってどういった、自分の描いているものとその店舗像が一緒になるかということがやはり出店される方については重要な要素かというふうに思いますので、そういったものをわかりやすく情報発信できるようなことがまず必要であるというふうに考えておりますので、その点につきましては商工会、商店街とも相談をしながら進めていければなというふうに考えております。

２点目の「道の駅」の関係でございます。「道の駅」は国土交通省により登録されました休憩施設と地域振興施設が一体となりました道路施設でございます。「道の駅八王子滝山」、これは東京都で初めての「道の駅」でございまして、これまでのように地方ではなく、全国で初めて誕生する都市型の「道の駅」ということで大変、議員御指摘のように話題になったところでございます。

そこで、福生版の「道の駅」のようなものということでございますが、やはり多くの人が集まる施設というのはある種の特色がないと継続的にお客様を集めることはできないかというふうに思いますので、まず地域の特色をどういった形で表現していけるのかなどを商店街、商工金を交えまして意見交換をして考えていきたいというふうに思っております。

３点目が七夕まつりへのさらなる人の参加ということで、多くの市民の方により楽しんでいただくということは、自分たちが実際に参加しておまつりを体験するということも楽しみの一つであるというふうに思っております。

御質問の中に出てきました星のパレードを例に上げますと、イベント部会では小さいお子様から大人の方まで楽しめるイベントとしてさらに盛り上げていきたいというふうに考えていると聞いております。今後このイベントをどのような形で市民の方が参加できるようにするのか、部会の中でさらにその仕組みづくり等を検討していただくよう部会にも諮って考えていきたいというふうに思っております。

４点目で、七夕まつりの人の流れということでございます。七夕まつり、駅でいいますと福生駅から牛浜駅までの大変広い、広範囲にわたりまして行われているおまつりでございます。人の流れをどのように図っていくかということはこのおまつりの大きな課題でもございます。ことしも東銀座の会場ではパフォーマンスショーを開催いたしましたし、牛浜駅近くの東銀座商栄会では七夕まつりの飾りに大変工夫をしていただきまして、映えた飾りが町並みを飾っておりました。

今後はこの七夕のパンフレット等の工夫をいたしまして、飾り付けの雰囲気ですとか、会場や開催場所へのうまい誘導ができますように工夫をし、多くの人が回遊し、流れが盛んになるように、またそれによりまして楽しめるおまつりというふうになるように事務局、また各部会とも相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

最後に、市民の方が歩いて外に出たくなるような工夫ということでございます。現在発行しております「ガイドブック福生」にも散歩コースが載っております。玉川分水を紹介するマップがあったり、またこれまでにも市内のすばらしいところを紹介しているものもございます。これらを融合しましたり、簡素化いたしましたり、関連付けたりするような工夫をとりまして、これまでに整備されてきました環境や自然の資源などをどのように誘導していくか、活用方法をさらに工夫をしていきたいというふうに考えております。

○１８番（大野悦子君）　いろいろありがとうございました。難しい問題でずっといろいろと工夫、研究していただきたいなというものばかりなのですけれども、幾つかお願いをさらにしたいというふうに思います。

活性化についての空き店舗、空きスペース対策についてはいろいろなところで、福生だけではなくいろいろ問題として取り組んでいるところであるというふうには思っております。いろいろとそういう意味では情報収集をしながら、できるところからぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

「道の駅」構想につきましては、これはずっといろいろなところを見てきますと、あっ福生にも本当になんかこういうのがあったらいいなというふうにずっと思っていたのですけれども、「道の駅」というと本当に新鮮な野菜を売ったり、地場の産物を売ったりということで、そういう意味では福生って本当のまちの、都市型というのでしょうか、そういうところではそういう限界があるのかなというふうに思いつつ、それならば、福生ならばできる、福生がやったらいいのではないかというふうに考えますと、そういう要素プラス、例えば人がよく、休日電車がいっぱいになるほどお客さんが乗って青梅線のずっと奥の方まで、西多摩でいえば檜原や奥多摩まであるわけですけれども、そういうところの例えば情報を集めるとか、産物を紹介するとか、そんなことも含めて考えるようなことはできないかなというような思いもあります。インフォメーションセンターだとか、例えばビジターセンターだとか、それにプラス「道の駅」の要素を含んだような、そんなこともぜひ考えていただけないかなというふうに切に思いますので、そんなような意味合いでお願いをしたいと思いますので、これに

ついてはお答えをください。

それから、七夕まつり、やはり飾り付け、やはり民謡パレードでずっと歩いていますと、あそこを歩いたときに飾りつけが少ないなというのは本当に感じました。そういう意味ではこれ以上減らさないで、そして５８回も続いた、先ほど市長答弁にもありましたように２年後は６０回だと、本当に続けてきたものを大事にしてずっと続けてほしいので、ぜひそういう意味では頑張ってほしいし、さらなる人の参加とか、そういうことも含めてお願いをしたいというふうに思います。

それから、ポスターにも工夫ということで、詳しく何時何分から何がある、だれが出るということはあるのですけれども、それプラス例えば飾りつけで出す人たち、そういう人たちにも励みになるようななんか工夫をしたプログラムもぜひつくっていただきたいというふうに思います。

ウォーキングコースにつきましては、「おたかの道」御存じでしょうか。あそこを歩きますと、湧水だとかせせらぎだとかいろいろなところがあるのですけれども、特別そんなにどうということはないのですけれども、コースとして歩きますとそこのやはりまちの中がわかるのですね。そんなふうな意味では、そういうコースを幾つかつくって紹介をするということで、まちを知っていただくような工夫がいいのかなというふうに思います。

あえて意識をして見ますと花が咲くところ、滝もありますし、ビオトープもありますし、そんなのを紹介をしながら歩いていただける、行ってみたくなる、歩いてみたくなる、そんなコースもぜひ考えていただきたいし、紹介もしていただきたいなというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、そのインフォメーションセンターについてだけ検討を、ぜひ切なる思いでお願いしたいと思いますので、１点だけ答弁をください。お願いします。

○生活環境部長（森田秀司君）　福生らしい「道の駅」と、それのほかに、物産のほかに観光案内というような形で、福生に下りられた方に対しての名所ですとか、品物の案内、散歩道の案内とか、そういうのを含めた案内所、インフォメーションセンターのような機能かというふうに思います。

そうしますと、商工会、商店街のほかに観光協会等の関係もあると思います。いろいろな機会をとらえまして、そういう観光協会ともお話をしてみたいというふうに考えております。

○１８番（大野悦子君）　ありがとうございました。決断をしていただかないとなかなか前へ進まないというふうに思いますので。

いろいろありがとうございました。ぜひ活性化のためにできることを一生懸命取り組んでいただきたいと思いますし、先ほど言われました観光協会もせっかくあるのですから、商工会だけではなく観光協会も含めてぜひいろいろと工夫、検討をしていただきたいということをお願いをいたしまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　３時１５分まで休憩といたします。

午後３時　休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後３時１５分　開議

○議長（原島貞夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、１６番羽場茂君。

（１６番　羽場茂君質問席着席）

○１６番（羽場茂君）　貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。御指名をいただきましたので、さきの通告に基づきまして３項目の一般質問をしたいと思います。

まず１項目目は、子育て支援策について２点質問いたしたいと思います。

福生市の子育て支援策というのは目を見張るばかりに拡充してまいりました。本当に担当の方々の御努力の賜物だと思いますけれども、認可外保育所の差額援助による待機児ゼロというすばらしいことの達成、それから延長保育、病後児保育の開始、学童の学校内開設による安全と待機児の対策、子ども家庭支援センターの開設、それから子育てひろば、あとは乳幼児医療費の一部の所得制限の撤廃、それから教育の方にはなりますけれども、ふっさっ子の広場の開設、その他を含めて総合的に見ても他市を凌駕する、本当にすばらしいと思います。それで、残された最大の大きな柱というのが小児救急医療体制というものの整備と中学生までの医療費の無料化、福祉の分野ではこの二つではないかというふうに思っております。

１点目の、小児救急医療体制の整備についてはもう再三要望してまいりましたし、大阪豊野広域医療圏の小児救急体制なんかも視察して紹介してまいりましたけれども、どんな進捗状況かというのをお聞きしたいと思います。

先日、福生病院の新築の内覧会というのがありまして、見てまいりました。非常にすばらしい、これがかつての福生病院かというようなすばらしい病院になりまして、一度は入りたいというか、すごいいいところだなというふうに思っております。こういうのを市民の方が見たときに、当然のことながら小児救急というのも合わせてやれるのではないかという期待も高まっているのではないかというふうに思います。

子どもというのはすぐに重篤な症状に陥るわけで、救急医療というのが、大人は何とか我慢しても、子どもの救急というのは本当に親御さんにとってみれば大変な問題があると思います。この進捗状況につきましてお伺いいたしたいと思います。

それから、２点目の中学生までの医療費の無料化について、これは市長さんの「五つの元気」の中の大きな柱でございます。どうせやるなら早い方がよいというふうな観点で質問させていただきたいと思いますが、これについての考え方はどうか、またどのように今進展しているのか、いわゆる実施の見通しについてどのように考えているかお聞かせ願いたいと思います。以上が１項目であります。

２項目目は、後期高齢者医療制度、通称長寿医療制度の運用の状況について確認でございます。

４月から５カ月が過ぎました。実際さまざまな問題があったかと思いますけれども、それを何とか乗り越えてこられました。この５カ月間のさまざまな問題、どうであったかということをお聞きいたしたいと思います。

また、７５歳以上のある高齢者の方から、今まで老人医療保健のときには温浴施設の割引券、これをもらっていたと、今回ももらおうと思っていったら、制度が変わったのでもう渡せないというようなことを言われたということで御意見をいただきまして、楽しみにしていたのにどういうことかということでございましたけれども、こういうようなこと、いわゆる今までの制度ではあったのに今回からできなくなっているようなことがどんなことが具体的にあるのかと、またそれに対してどのように取り組もうとしているかということについてお伺いしたいと思います。

２点目は、この制度による市の財政に対して、財政の負担の変化につきましてでございます。この制度自体がいろいろな負担を、いろいろな方々に平等に負担していただいて、偏りがないようにみんなで支え合おうというのが趣旨でございまして、福生市も非常に財政が苦しいわけでございまして、その中で広域連合ということでやっていくわけでございます。それによって市の、この制度によりまして財政的な変化というのがどのように変化していくか、まだ始まって５カ月でありますけれども、私もいろいろどういうお金がどういうふうに流れて、市の負担がどうなるのかというのを何とかわかろうと思っていろいろ表とかつくってみたのですが、どこがどう入ってきて、どういう性質のものかとか非常にわかりにくくて、明確なことがわかりませんものですから、これについて市の方でどのようにとらえているか、わかりましたらお示しいただきたいというふうに思います。以上が２項目目でございます。

３項目目は、教育行政について、特にことしからスタートしました教育センターの活動の状況についてお聞きしたいと思います。

１点目は、このセンターは非常に私は期待しておるのですけれども、始まってどのような活動をしているか、活動の様子についてお伺いしたいと思います。また具体的な大きな三つの方針はわかりますけれども、具体的にどのような活動を今後していくのかというところについてお聞かせ願えればと思います。

また、センターの活動とも重なりますけれども、２点目は福生市の教育の課題となっております学力の向上ということにつきまして、基礎学力の向上ということがいわゆる方針の中でも最重要として上げられておりますけれども、その実情と申しますか、それがどうなっているか、またそれに対する福生市独自の取り組みというのはどのようになされているかということにつきましてお聞きしたいと思います。

以上３項目、よろしく御答弁お願いいたします。

（市長　加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君）　羽場議員さんの御質問にお答えいたします。

子育て支援策についての１点目、小児救急医療体制の整備の進捗状況についてでございます。小児の救急医療体制につきましては、現在西多摩医療圏の小児救急医療といたしまして休日や全夜間等において、診療、入院ができる青梅総合病院にて行われて

おります。

しかし、入院を要しない発熱などの小児の初期緊急医療制度を広域的に考えてみてはとのことで、福生市、羽村市、瑞穂町の保健衛生担当課長と福生病院の関係課長の４人を中心といたしまして課長会議を立ち上げて、継続的に学習、検討をしてまいりました。

この広域的対応の可能性につきましては、全国的にも小児科医が不足している中で福生市、あるいは西多摩圏内におきましても小児科医の不足はいかんともしがたいものがあるとの結論に至りまして、この点での学習、検討は情勢が変わるまで休止している状況でございます。

しかし、この課長会では現在別件といたしまして、２市１町が独自にそれぞれの保健センターで実施している休日診療、休日準夜診療、平日準夜診療事業について、市民皆様の利便性、経済性、医師不足への対応などの見地から、２市１町が共同して連携をとることでの効果等について学習、検討を続けております。

具体的には、福生病院に委託することの可能性などについての検討を行っております。そこでは市、町、病院の事情、施設など医療法上の課題、医師会への対応、医師の雇用、勤務形態、報酬などが調整を要する事項といたしまして検討を進めているところでございます。

次に、２点目の中学生までの医療費の無料化についてでございますが、現行の義務教育就学児の医療費助成制度では、医療費の自己負担額３割のうち１割を助成しております。この医療費助成に関しましては、私の公約であります「五つの元気」の中の一つ、子育てが元気の中でも無料化の方向を示させていただいております。そこで御質問の無料化についての考え方、また実施の見通しの考えでございますが、この子育てが元気を含みます「五つの元気」を推進するため、本年８月に庁内にワーキングチームを立ち上げたところでございます。このワーキングチームは「五つの元気」に関連する施策等につきまして具体的な内容や実施時期を検討し、着実に実施計画に反映していくこととしております。

したがいまして、現時点では医療費の無料化へ向けての取り組み内容や実施時期等につきましては申し上げることができませんが、今しばらくお時間をいただきたいと存じております。

次に、後期高齢者医療制度についての１点目、実施後の問題点についてでございますが、田村正秋議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、制度の目的、具体的な内容等の周知が不十分な中でのスタートとなりまして、市民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。

国のポスターやリーフレット等による広報活動、市での広報紙や出前講座等による周知、説明に努めてまいりましたが、制度自体のわかりにくさや、年金からの天引きへの疑問などから大変多くのお問い合わせをいただきました。

お問い合わせいただいた方にはお時間をいただきまして、保険料算定等個々の具体的な内容について説明をさせていただきまして、保険料の軽減措置等の改正に際して

は、制度改正対象の方々に個別に説明書等をお送りいたしまして御理解をいただくよう努めております。今後とも東京都後期高齢者医療広域連合と連携いたしながら、一層の制度の周知について国へ要請するとともに、市といたしましても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今までの老人医療保健制度から変更等がされた具体的な事業とのことでございます。国民健康保険法では、保険者に被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めなければならないと規定されまして、福生市におきましても幾つかの事業を実施しております。

具体的には、保養施設の宿泊費助成、近隣温浴施設の割引券配布などを行っておりますが、今までの老人医療保健制度では、高齢者の方々も国民健康保険被保険者であり、これらの保健事業を受けることができました。しかし、これらは国民健康保険被保険者のための保健事業でございまして、後期高齢者医療制度では国民健康保険被保険者から後期高齢者医療被保険者となりますことから、国保の保健事業は受けることができなくなってしまいます。

現在、市の担当部署には受けられなくなったことについての苦情等が寄せられており、また近隣他市におきましても同様とのことでございます。現在、窓口等でお話を伺いながら、運用面での対応をさせていただいておりますが、特に温浴施設の割引事業への要望が多いようですので、このことにつきましては、私の進めております「五つの元気」の施策の中にもあります「お年寄りが元気」という視点からも、実施の方向で検討してまいりたいと考えております。

次に、２点目の財政的負担の見通しについてでございますが、国民皆保険制度を堅持しつつ、将来にわたり財政的にも持続可能な保険制度を目指して、後期高齢者医療制度を含む医療制度改正が行われたわけでございます。

市の財政負担の変化につきましては、制度で申し上げますと、別の保険者として後期高齢者医療制度が導入されたことによる国民健康保険財政への影響、また前期高齢者の偏在、特に国民健康保険への加入が多い状況から、前期高齢者医療費に関する財政調整制度が導入され、他の保険者との均衡が図られることによる影響がございます。これらは国民健康保険から見ますと好影響といえると考えております。

しかしながら、制度の運用も開始されたばかりであり、医療費の増加傾向もあることから、今後とも慎重に市財政全体での影響等について検証してまいりたいと考えております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えさせていただきます。

以上で羽場議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

（教育長　宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君）　羽場議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、教育センターに関する１点目の活動の様子でございますが、昨年度までそれぞれ別の場所で活動をしておりました教育相談室、適応指導教室と本年度新たに設置をしました教職員研究・研修所を加えた三つの機能を統合いたしまして、本年４月、

教育センターを設立いたしました。

4月以降の活動といたしましては、教育相談では、児童・生徒、保護者、教員の教育相談を担当し、適応指導教室では不登校状態の児童・生徒の学習指導や学校生活の適応に向けた指導を行っております。また、教職員研究・研修所では新規採用教員の指導力の向上に向けた指導や、児童・生徒の基礎学力の定着に向けた教材作成、さらには来年度の本格開設に向けた教育資料の閲覧準備等を行っております。

昨年度までとの大きな違いといたしましては、これら三つの機能が独立してあるのではなく、教育センター全体として対応しているという点が上げられます。2週間に一度の割合で実施をいたします教育センター運営連絡会議では、それぞれの担当から当面する課題が上げられ、その解決に向けて教育センター全体で取り組む形ができてきております。さらに7月から配置をされましたスクールソーシャルワーカーとも連携をしながらさまざまな課題に多角的に対応する教育センターのシステムづくりを進めております。

今後の活動でございますが、まずより広く市民や学校にその存在や役割を知っていただき、活用していただくことに重点をおいてまいりたいと考えております。現在そのためにリーフレットの作成や、ホームページの開設などを計画をいたしているところでございます。

本年度の教育相談室、適応指導教室の機能に加え教職員研究・研修所においては、昨年度教職員の授業力の向上についての研修を一元化いたしました福生市教育研究会への指導、助言、児童・生徒の実態認識を基点とした授業づくりや、学校づくりのための学校管理職への支援を構造的に行うなど、さらなる充実を図ってまいりたいと考えています。

また、次年度以降に向けまして都の非常勤職員の増員も東京都教育委員会に対してお願いをしながら、教育センターの一層の充実を図り、さまざまな課題の解決や、学校教育の質の向上を進めてまいりたいと考えております

続きまして、基礎学力の向上のための施策に関しまして、学力の向上にかかわる問題は、本市の学校教育が直面をいたしております大きな課題の一つでございます。市教育委員会といたしましても、基礎学力の定着、向上につきましてさまざまな施策を展開をいたしているところでございます。

ここでは、一つに、児童・生徒の育成にかかわる施策、二つに、学校に対する人的な支援にかかわる施策、三つには、授業改善にかかわる施策とに分けて御説明申し上げます。まず1番目の、児童・生徒の育成にかかわる施策といたしまして、小学校で実施をいたしましたサマーチャレンジ、中学校で取り組みましたスプリングスクールが上げられます。これらは基礎的、基本的な学力の定着や、みずから学ぶ習慣を身に付けさせることを目的としたもので、学校での授業や家庭学習に積極的に取り組む児童・生徒の育成をねらいとした施策でございます。また、学力の定着度の把握と意欲の喚起を目的として、昨年度から小学校4年生に算数検定、中学校1年生に漢字検定の受検を該当学年すべての児童・生徒を対象に実施をいたしております。

二つ目に、学校に対する人的支援といたしましては、小学校第１学年から第３学年の国語、算数の確実な定着を図るための授業指導補助員の配置、中学校におきましては在籍学級不適応の生徒の指導を行うための適応指導補助員の配置などを市として行っております。また、東京都からは習熟度別授業や少人数授業を実施するための加配教育の配置を受け、市内全校で受け、活用いたしております。

次いで、３点目の授業改善にかかわる施策でございますが、まず昨年度から市内全教員による福生市教育研究会を組織をいたしました。小・中学校別、各教科別に分かれた分科会では年に数回の研究授業を実施するとともに、各教科の専門の指導者を招いて指導を受け、授業力の向上に努めております。さらに各学校におきましては、東京都が実施をいたしました児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果や、日ごろの学習の様子を踏まえ、授業改善推進プランを作成し、同プランに従いまして継続的な授業改善に取り組んでおります。また、指導室に毎月授業の実施状況を報告をさせ、教科指導の時数の確保に努めるよう指導もいたしております。

このような施策を通しまして基礎学力の向上を進めておりますが、これ以外の教育施策もさまざまなところで基礎学力の向上につながっているものと考えております。今後もこのような教育施策の確実な展開を通して、本市の児童・生徒の学力向上を図ってまいりたいと考えております。

４点目の基礎学力向上のための具体的な今後の市独自の取り組みということでございますが、この問題は何と申しましても子どもの実態認識に立った学習の診断とその処方と整合させ、地道に辛抱強く指導していくこと以外に近道はないものと存じます。

具体的には、本市の児童・生徒の実態として学力調査や中学校のスプリングスクールなどの意識調査から明らかなように、教科学習に対する意欲は東京都の平均値と同じか、あるいはそれ以上の児童・生徒も多くおりまして、課題は学習スキルの不足や学習習慣についての自己認識で甘い傾向が見られるところでございます。これは、理解していないのに理解をしているように思ってしまうことであり、今後学校や家庭におきまして自分は教科のどの部分の理解が不足しているのかとか、何をどのように学習すればいいのかということなど、学習カウンセリングとしての指導の必要性を感じております。

したがいまして、当面は現在実施をしております学力対策の事業の継続と、個別の学習支援の人的措置のさらなる拡充を図るとともに、教職員の恒常的な授業改善を教育センターの研究、研修所を中心に指導を強化をし、より充実させてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、羽場議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○１６番（羽場茂君）　御丁寧な御答弁大変にありがとうございました。それでは要望と２回目の質問をさせていただきたいと思います。早めに終わりたいと思います。

子育て支援の１点目の小児救急医療体制につきましては、本当に小児科医が少ない中、大変なことだと思いますけれども、今現在、その日その日でどこに行ったらいいかがばらばらになっているというのが小児救急というのですか、小児の抱えている問

題だと思うのです。やはり、ここに行けば安心だという所がどうしても市内に公的な場として必要であろうと。また、聞くところによると一部の小児科医の先生に物すごい負担がかかっていて、夜中にも呼び出しをくらっているというような、そういう中でなかなか集まらないと。やはり、１回皆さんが働きやすくて、充実するような体制をまずつくらないと人が寄ってこないということも事実かと思いますので、何とか今現在やれることから一歩ずつ、これはもういきなり３６５日、２４時間というのは本当にもう難しいと思いますので、一歩ずつお願いしたいと思います。これは、もうさらなる要望でございます。せっかく福生病院がよくなりますので、それに合わせてできるだけお願いしたいと思います。

それから、２点目の中学生までの医療費の無料化につきましては、しばらくお時間をいただきたいということでありますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。ともかくいろいろなところでこれについてやるぞとか、東京都、あるいは国の動向なんかを見ていただいて、決して後出しみたいにならないような、先行して福生がやったと、加藤市長がやったというような形でやっていただきたいと思います。

この質問とはちょっと関係ないのですが、前回の質問で住宅の件を話をさせていただいたのですが、とにかくここまで、小学校入学までの子育て支援ができている、それによっていろいろな方がきて子育てをしているのですが、中学校、あるいは小学校のときに他市へ出てしまうと、うちなんかは三中なのですが、今３年生は４クラスですけれども、２年生が３クラスであと１人か２人で４クラス、ところが１年生はもう本当に３クラスという、ずっと減っている傾向がございまして、せっかくここまでやっているのですから、もう小・中学校を含めて、一つの医療費の無料化というのも起爆剤だと思いますけれども、すべてにわたってこのワーキングチームで福生市の元気、子育て世代が定着する元気を総合的に考えていただいて、どんと施策を出していただきたいというふうに思います。

それから、２項目目の後期高齢者の医療制度につきまして、何とか国がばたばだといろいろ制度を後から出してくる中で、市として本当に一生懸命対応していただきまして本当にありがとうございます。

それで、特に当時悪評でありました年金天引きということがございまして、これが非常に気になっていたのですが、この年金からの天引きの口座振替ができるというふうに国の方で変わったわけでございます。実際に市の方の、この福生市の中でこのことによって口座振替を申請した方はどのくらいのパーセントでいらっしゃるのか。それからもう１点が、またこの後期高齢者医療制度になったことで負担増でもう暮らしていけないというような方、あるいは医療を受けられなくなったのだと、いわゆる切り捨てだとかという言葉がありましたけれども、そういうような状態になってしまって、いまだに理解が得られないというような状況に陥っている、そういう方はいらっしゃるかどうかに、これについてお聞きしたいというふうに思います。

もう一つの温浴の入浴券のことでございまして、これは早速実施の方向でということでありがとうございます。この早さというか、決断というのが、これがいわゆる市

民の信頼というか、あれが出てくるところだと思います。本当に小さい施策なのですけれども、このことで後期高齢者医療制度に対して、何というのですかね、後ろ向きに考えて、やはり、なってしまうところをどんとできますので、その決断は本当にありがたい決断だと思います。早速今までできなかった方にすぐ御連絡いただけるような形で、すぐやっていただければというふうに要望したいと思います。

それから、財政負担については、全体的にはわかりました。また、１年間経った後でどんなふうになっていくかについて見てまいりたいと思います。

それから、教育行政についてでございます。本当に期待をしておりますので、教育センターの活動、どんどん一生懸命やっていただいてと思います。その中で、基礎学力のところでございました「自己認識で甘い傾向が見られます」ということがございまして、実はよく私のところへ相談に来られる方は、中３になってこれから都立をねらいたいとか、受験体制に入りたいと思うのだけれども、どうも小学校の分数からわかってなさそうだということで、どうしたらいいでしょうと、こういうことが多いわけでございます。中３になって初めてＡＢＣをやっとやり出したと、いわゆる今まで何とかなるだろうという甘い認識のままきてしまった部分というのと、逆にわからないまま掘って放って置かれたという言い方もできるかと思います。

ここにあるのは、ある方の中学１年生の学校での得点分布グラフでございます。山なりになっている教科もあれば、馬の鞍のようになっているのもあります。何度も私も言いましたけれども、この低い点数の子がそのまま持ち上がっていく、どういう状態になるかといえば、もういわゆる将来に対する希望があるところで、１５の春のところで非常に厳しい状態になるということがあります。

今、都立高校もかつては入りやすいと言われていたレベルの学校が倍率が高くなっています。なおかつ一番上の自作校という、ここら辺でいうと立川、国立、八王子東というようなところがとんでもない問題をつくります。もうおおよそ大人でも解けないというか、早稲田、慶応というような私立の最高レベルの問題をつくって出してきます。そうすると、そういうものに対してどうやってやるかとなると、どうしても塾とかそういうところに行かざるを得ないというような、追い込まれてしまうと、やはり上も下もそういう状況であれば、やはり我々が何とかそれをカバーしてあげないと、そういった方に申しわけないのではないかと思います。

あるボランティアで中学生の勉強をみてあげておられる婦人がおるのですけれども、あんたたちも厳しい成績だねと言いながら、でもその子たちが言うには、自分たちはまだいい方だと、どこにもいけなくて、勉強も全然できない子がいっぱいいるのだと、まだほかにいるのだということを言っていたというので、どうしても一斉授業とかそういう形では漏れてしまうお子さんに対して教育センター、あるいは学校の中で、塾のようなものとは言いませんけれども、何とか個別に指導してあげて、いわゆるつまづきを解消してあげる、あるいは途中まで不登校の場合、学校へ戻ってくるときにその分をどこか別のところで個別に見てもらえるというような、そういう体制というか、そういうものが必要なのではないかと、昔は、昔も同じことがあったかもしれません

けれども、昔の子はたくましくそういうところを乗り越えてきたような気もしますし、無視してきた子もいるかもしれませんけれども、やはりそういう人的配置をもって、若い大学生のお兄ちゃんでもいいし、地域のそういう方でも、本格的な教育ということでなくても、わからないことを教えてあげるという、それだけで随分変わってくるのではないかというふうに思いますし、そこを乗り越えたら本当に上の子も生きてくるだろうというふうに思っておりますので、そこについてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上、２回目の質問といたしたいと思います。

○市民部長（野島保代君）　それでは、後期高齢者医療制度に関する再質問につきまして答弁申し上げます。

初めに、口座振替の関係でございますけれども、ここで一定の要件を満たす場合、二つございますが、これまでの２年間国民健康保険税の納め忘れがなかった方、または年金収入が１８０万円未満の方で世帯主や配偶者の方が本人に代わって口座振替で保険料を支払ってくれる方については、年金からの特別徴収に変えて口座振替が選択できるようになったということでございます。

現在、福生市では５０件の申請がございました。この方々につきましては普通徴収第４期分、１０月３１日の振り替えになりますが、ここから口座振替を初めさせていただくということになっております。

なお、年金からの特別徴収で納めていただいている方でございますが、全体では４７８９人の方のうち３３９８人、構成比としてはおよそ７１％となりますけれども、この方々の中で、概算で単純に計算させていただきますと、口座振替を選択された方５０名ということでございますので、１．５％という形になります。

次に、いまだに理解が得られないことがあるかということでございますが、やはりこの制度が開始されました当初は、やはり最初にお話をいただくのは生活が苦しくなるというようなお言葉をたくさんいただきました。しかしながら、個別に保険料、個々の保険料、これらのことを具体的に丁寧に説明をさせていただきますと、一定の御理解が得られていると私どもは感じております。そして、現在のところ理解等が得られていない状況、これにつきましては、これらの案件等はないということを私どもは認識しております。

○参事（川越孝洋君）　学習の苦手な子どもたちと、あるいは発展的な学習の必要な生徒の実態に合わせた授業以外の学習の場を人材確保をした上で校内や、あるいは教育センターの中で対応できないかというふうな御質問かと存じます。

御指摘のとおり、子どもは学び続けている限り崩れない。子どもが学びをあきらめますと学校の教師を信用しなくなるばかりか仲間や親、そして自分までも信用しなくなるわけであります。子どもが学ぶことに対して期待の持てる状況をいかに維持発展できるかが学校の大きな責務ととらえております。

現在の市内の各学校の大きな課題目標は、恒常的な授業改善と、児童・生徒の学ぶ意欲の喚起や、学習内容の確実な習得でございます。この目標はこれまでの授業の秩

序づくり、あるいは学習環境を整えることに全力を注いでおりましたことから考えますと、子どもの努力はもちろんのこと、保護者、地域の力を借りまして、総じて随分前進しているものととらえております。

特に功を奏していることが、議員さん御指摘の学習の苦手な児童・生徒を学習指導補助員や、あるいは適応指導補助員がきちんと受け止め、学習の対応ができるようになったことが大きな要因でございます。

今後も教師の授業力向上はもちろんのこと、児童・生徒それぞれの学習課題に則した個別や小集団での児童への対応が必要となりますことから、まずは校内において教育センターと連携しつつ学習教材や、あるいは学習課題の提供を受けまして指導補助員の派遣、あるいは地域ボランティアなどの組織化も含めまして積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

児童・生徒の学力向上を学校の最大の目標といたしまして、学びをあきらめない子どもたちと、子どもの現状認識に立った学校づくりの推進を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○１６番（羽場茂君）　ありがとうございます。後期高齢者の方でございますが、１．５％ということで、これ以外の９８．５％の方はまあ中には仕方ないなという方、あるいはこれでいい、あるいはそれがいいというようなことでいらっしゃるのではないかというふうに考えますので、そうではないという方は放送を聞かれて、そうではないという方は御意見をいただければと思いますが、大体そういう状況であるということはわかりました。また理解が得られない、中には我慢している方もいらっしゃると思います。

この制度自体がどこかからお金がわいてくる制度ではなくて、何とか平等にいこうということでございまして、それについて何か不都合のようなものがあれば、これは絶対国に言って変えていくと。今回国がすごく早くいろいろな対策といいますか、変えまして、珍しいなと思いますけれども、やはり地方から国を変えていくというのは大事なことであると思いますので、今後何かありましたらどんどん言い合って変えてまいりたいというふうに思っております。その政府がどうなるかわかりませんけれども。

それから、教育の方で今力強い御答弁をいただきまして、何とか校内において教育センターと連携して、そういった学びの場をつくっていただくというような力強い答弁がございましたので、何とかひとつよろしくお願いしたいと思います。また、予算を伴うことでございますので、市長さんにはよろしくお願いいしたいと思います。

何としてもそれが原因で学校に行けないとか、将来を悲観してしまうという子がなるべく出ない、できるだけのことをしていくというのが我々の努めだと思いますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　お諮りいたします。

本日の会議は午後５時までとなっておりますが、議事の都合上あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

４時５分まで休憩といたします。

午後３時５５分　休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後４時５分　開議

○議長（原島貞夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

２０番小野沢久君。

（２０番　小野沢久君質問席着席）

○２０番（小野沢久君）　御指名をいただきましたので、通告いたしました一般質問をさせていただきます。

市長さんには連日丁寧な御答弁御苦労さまです。４カ月、議会が２回、随分たくましくなってきた、安心して見ていられるようで、まあまあ若いですからお疲れではないと思いますので、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

市長の「五つの元気」の質問もしなくてはいけないのですけれども、冒頭あったように、大体お答えはこの時期ではほとんど出て、具体的なことはありませんので、１２月の新年度予算についての中で少し具体的に質問をしていきたいと思いますので、きょうは市長さんの目の届かないところの質問を幾つかさせていただきたいと思っております。

なかなか、ごみの問題なのですが、資源のリサイクル、新興国の驚異的な経済成長が消費の拡大を呼び、原油の高騰が大きく世界を変えつつあります。希少金属の産出国が囲い込みを始めて、これが日本でもこれからなかなか難しい状況がくるのではないかと思いますけれども、リサイクル品がまさにグローバル化により資源化として活況を浴びているのが現状でございます。

そういった中で、福生市でも以前はごみとして廃品回収をやっていただいても、なかなか集めたものが売れなくて随分苦労した時期がありました。そのために報奨金の値上げをいたしたり、引き取っていただく業者に報奨金を出したりしてきて乗り越えた時期がありますが、まさに今と比べれば全く雲泥の差でございます。今はペットボトルが入札でどんどん売れる時代です。鉄が急騰しているのも現状であります。

そういった中で、私たちも一生懸命、市民もごみの分別を進めている中でございます。「ごみ出し日、捨てに行かねば捨てられる」という川柳がありましたけれども、私も我が家のごみ当番でございますから、きちんと選別をしながらやっております。

そういう中で、せっかく分けたのだけれども、ではこれがどうなっているのかなというのは非常に疑問のあるところでございます。ですから、ごみの袋が１５０円と３

００円と、大袋が６００円というのはこれはだれでも大体わかっていますけれども、集めた空き缶がでは幾らで売れているのか、新聞が幾らで売れているのか、なかなかわかってない方が多いのではないかと思います。やはり、そういう面では一生懸命分別をしていただいて、資源として市に歳入で入ってくるわけですから、そういう点をしっかりとわかるようにしていくのも我々議員の仕事ではないかと思っております。

そこで、お聞きしたいのは、今言ったように業者への売り払いが現状どうなっているか、アルミが一番高いと思うのですが、鉄類やペットボトル、あるいは新聞、雑紙等いろいろあると思うのですが、それがどういう形で売られて、今単価はどうなっているのか、それとどういう契約をなされているかという点をまずお聞きしておきたいと思います。

それからもう一つ、財団法人リサイクル協会、これは今、廃プラだけをこの指定業者でやっていると思うのですが、ペットボトルも以前はここを通じて有料で引き取っていただいた経過があるわけなのですが、この業者が、今ある面では協会の方が随分困っているというのは、日本の国の中で廃プラ、あるいはペットボトルで生産していた業者が物が足りなくてなってできなくなってきた、こういう動向もあるのですが、この協会との関係、あまり疎遠にしてしまうと、景気のいいときに、高く買ってくれるときにはいいのだろうけれども、では悪くなったときにまたそこへお願いするのかなということもあるので、協会との関係がどうなっているのかという点もちょっとお尋ねしておきたいとか思います。

それから、レアメタルの関係、これは希少金属の関係で都市が、都市鉱山ということで大変脚光を浴びているのが現状でございます。せんだって、これは清水議員さんが質問をいたしまして、そのときの答弁がありまして、なかなか回収は難しいということで、「レアメタルの大切さを清掃だよりなどで広報をしてまいりたい」ということで、それを受けて広報したのですね。そうした広報が「もっとクリーン」というやつの９７号の裏面の４分の１を使って「レアメタルを知っていますか」ということでやっているのですけれども、ここまではいいのですよ、ここまではいいのですけれども、これは「レアメタルのリサイクルについては収集、中間処理、最終資源化施設など多くの課題があるためなかなか進みませんが、まずは携帯電話からレアメタルのリサイクルを考えてみませんか」で終わってしまっているのです。あとどうするというのが何もないのです。

これは、だから６月議会のを受けてこれができたのですから、出しただけでも一歩進歩です。しかし、その先がなかったらほとんど意味がない。では、どうしていくかということをやはり考えてもらわなければいけないので、この先をどうするのかということをお尋ねをしておきたいと思います。

それからもう１点、市営駐車場の契約改正、これは１０年前の話で市長さんの全く知らない話、１０年前ということよりはもっと十七、八年ぐらい前、あるいは２０年ぐらい前から始まるのではないかと思うのですが、駅に通勤通学の方の自転車があふれておりました。ほとんど歩道も通れないくらい、そういった状況の中で、私を含め

て多くの議員が駐輪場をつくれ、駐輪場をつくれということで話をしていました。全くそのことに関してＪＲは無関心で受け付けてくれません。

そんな中で、土地を買収したり借り上げをしたりして駐輪場をつくってまいりました。ですから、多くの費用がかかってきたわけですから、その中で有料化というのは時の流れである程度仕方がなかったのですが、私はこの条例が、これが出てきたのが平成９年第４回定例会でございました。これには大反対いたしました。大反対した理由は、自転車整備センター、財団法人ですが、これが天下りの団体だったのです。天下り団体になんで我が市の仕事をお願いしなくてはいけないかということで反対しました。

それと、当時はシルバー人材センターからの方を直接雇用して整理をしていた、その中で完全な保証がなかったということで、私はそういう理解で反対したのです。当時の担当部長が宮城教育長さん、なかなかこの方が強行なものですから、切り崩しができませんで、結果的には賛成多数でこの条例が可決されて現在に至っているのです。そういう経過がありますので、ここで１０年の契約が切れるわけですから、そういったことの、どうもそのことについてどこからも話が出てきてないので、こんなに重要なことがなんで放置されているのかなという思いがあったものですから、ここで一般質問をするわけなのですけれども、それで幾つか聞いておきたいのは、これは今までの経過はやはり、今私なりに好きなことを言っていますから、これが正しいかどうかわかりませんから、もう少し具体的に理事者の方の理解度でやっていただきたい。

それと、財団法人の自転車整備センターがどのくらいの、どういう形の財政状況になっているのか、これは福生市の分です。この財団はとても大きな財団ですから相当もうかっているところもあると思うのですが、福生市が現状ではどうなっているかということ。

それから、このことについては当然指定管理者制度で対応することになってくるのではないかと思いますけれども、どういう形での取り組みをなさるのか、公募していくのか、非公募でいくのか、それについてもわかっている範囲のことについてお知らせをいただければと思います。

それから次に、公園の行政でございますが、３カ所ばかりありますけれども、日光橋公園、これは拝島駅の北口から歩いて２分か３分、国道１６号の武蔵野橋の下から八高線と玉川上水にはさまれたところで、今は１６号の武蔵野橋の工事で公園そのものは、遊具等は取り払われているままになっておりますけれども、ここを工事のあとにはどういう形にしていくのか、ちょっとお知らせ願いたい。

というのは、あの公園は随分人気があったのですよ。子どもたちの遊ぶところがあって、若干駐車場もあったりして、遠くからも来た方があったり、場所が場所ですから、藪蚊の多いのがちょっと玉にきずだったのですけれども、それはこれからどうしていくのかと、もう一つはあそこに人工の池をつくりました、そうですね。あれも１０年以上前だね。池をつくったまではいい。つくって、そこで、もともと水源でないところへ水道を引いて池をつくって、鳥を鑑賞しようということで、発想はよかった

のですけれども、鳥を鑑賞する柵をつくって、のぞき穴をつくって、しかしそれがさらほうさらになってしまって、今はほとんどあるのかなという状況になっておりますね。落ち葉は毎年落ちますから、きちんと管理をしなければ埋まってしまう。今はその埋まった状態にあるのですけれども、これはこのままでいくのかどうか、どうするのか。仮にもしこれを再生するとすればやはり相当な費用もかかるし、あとの管理も大変でしょうから、そんなことも含めてこの池の扱いをどうするのかということを、この日光橋公園の関係では聞いておきたいと思います。

それから、もう一つがかに坂公園、これは羽村境の都市下水路の排泄口にあった見晴らしのよい広々とした公園なのですが、恐らく植えたときには、３０センチぐらいのつつじを植えたのでしょうけれども、今は私の背より高くなってしまって、つつじとつつじの間にベンチがあるということで、大変見通しが悪くなっていて、防犯上あまり好ましくないという話も聞いておりますので、その辺の改修についてどのようにお考えかお答えをいただければと思います。

もう１点、文化の森の関係です。文化の森は中央図書館の裏山というか、八高線の間にありまして、市民会館側から遊歩道ができております。そこに萌芽会の方で４年前、５年前になりますか、森を再生しようということですべての木を切って萌芽、あるいは実生で生えた木がということを実験的にやりました。もう既に５年目ですから、萌芽した木はもう１０センチぐらいになっておりまして、もう空は見えないぐらいになっております。

そこに東屋があるのですが、コンクリートでつくってベンチがあるのですが、そこに前はお住まいの方がおりまして、住めないようにベンチに木の柵をしたりなんかしたのですが、今はそれがまた取られてしまって、そうではないのがまた最近賑やかにあそこを使っているようでありまして、弁当の空や本が捨ててあったりなんかしておりますので、あれがあそこにあるのがあのところに似合うのかどうか、非常に私は疑問がありますので、その辺のことを含めて必要性の検討をしていただきたいと思いますので、そのことについてもお尋ねをしておきたいと思います。

それからもう１点が、これは公園と関係するのですが、たまリバー５０キロ、東京都の施策で、東京都が５月２８日から６月１７日まで名称募集をした結果、たまリバー５０キロになったのですが、そのうちの福生分は約４キロ、３９００メートル福生分であるのですけれども、東京都も名前だけつけてあとほ放って置くというのもこれは何だと思うので、できれば東京都のお金を使って少し遊歩道を整備していただければなと私は思っております。名前だけ付けるのはこれは簡単で、大したお金もかからないのだから、財政豊かな東京都ですから、その整備ぐらいは当然やっていただけるのかなと私は勝手に思っているのですが、実際にそういったところで、東京都はこのことによって多少の整理をするのか、あるいはしないのか、あるいはどんな姿勢でこのことをやっていくのかということをとりあえず聞いておきたいと思います。

それからもう１点は、これは随分前からお願いしている自転車の安全運転の喚起なのですが、この遊歩道、自転車も当然走っているわけでございまして、その走り方が

ゆっくり走っている分には何でもないのですが、とてつもないスピードで歩いているわきを通り過ぎていくということを何度も経験していますし、いろいろな方からそのことは言われております。

そういう面で、自転車がやはり歩行者の安全を認識しながら走っていただけるような対策を講じていただかないと、このことも何度も言っているのですが、なかなかできてこない、影響力が少ないからやっていただけないのかもわかりませんけれども、何とかしてほしいと思っています。具体的にやはりもうぼちぼち示していただいてもいいのではないかと思いますので、歩行者が安心して歩けるような、自転車が認識できるような方式をぜひここで早急につくっていただきたいと思いますので、そのことについても質問しておきたいと思います。

以上でございますので、答えは短くて結構ですので、はしょっていただいて結構ですから、よろしくお願いいたします。

（市長　加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君）　小野沢議員さんの御質問にお答えいたします。

資源ごみリサイクルについての１点目、業者への売り払い状況についてでございますが、福生市では平成４年度から可燃ごみ、不燃ごみの２種類の分別に加えまして紙類、布類、ビン類、缶類を週１回、資源の日として回収するようになりました。その後も社会的にごみ問題が大きな関心を集めるようになり、焼却処理を行っていた可燃ごみや、埋め立てを行っておりました不燃ごみの中から、ごみ減量、資源の有効利用の観点から資源ごみの種類をふやしてまいりました。

現在、福生市では市民の皆様に御協力をいただき、１９種類までに分別の種類がふえ、そのうち資源として処理しておりますのは１６種類になりました。市民の皆様には分別で大変な御苦労をおかけしているところでございますが、おかげさまをもちまして１９年度の売り払いで５３１４万７１６１円の収入となっております。このことは市民の皆様の御協力の賜と感謝を申し上げます。また、市民の皆様から回収いたしました資源以外にも売り払い収入がございますが、資源ごとの単価と合わせまして担当部長より答弁いたします。

２点目の業者の選定及び契約方法についてでございますが、資源の種類により入札により決めるもの、時価相場に基づき決めているもの、中間処理を行っている会社との契約により適正価格で売り払うよう仕様で定めたものなど、品物により内容が異なってまいります。市といたしましては、ごみの資源化推進のため品物に合わせ効率的な方法をとっているところでございます。

３点目の財団法人日本容器包装リサイクル協会との関係についてでございますが、市がペットボトルを回収し、資源化を開始した当初はリサイクル協会へ有償でお願いをいたしておりましたが、ペットボトルが資源としていろいろなところで利用されるようになり、１８年度からは入札によりまして一番高い業者に売り払っております。

現在、福生市とリサイクル協会との関係は、協会が指定いたしました業者に容器包装プラスチェックを搬出し、リサイクルをお願いいたしているところでございます。

４点目のレアメタル等の回収でございますが、レアメタルは携帯電話機、電子機器などに利用され、量は少なくても大変貴重なものになっております。日本ではほとんどを輸入に頼っておりますが、議員おっしゃるように、都市鉱山と言われますように国内にレアメタルを含む製品が大量に眠っていると言われております。７月には清掃だよりで「もっとクリーン」でレアメタルの大切さなどを紹介させていただきました。

ことし３月には、東京都、特別区、市町村、電機通信事業者協会、情報ネットワーク産業協会などが集まり、希少金属等含有製品回収促進協議会が設立され、回収、再資源化の協議が始まっております。またこの秋には都内の大学、主要駅、公共施設で回収実験が行われますので、今後協議会の検討や回収実験の結果などを踏まえまして、市としてできることを考えてまいりたいと思っております。

次に、市営駐輪場の契約改正についての１点目、委託経過についてでございますが、福生市におきましては、自転車駐車場問題の課題解決に向け、市議会の御支援や土地所有者の方の御理解も得まして自転車等の駐車場の確保について努めてまいりました。その結果、昭和６３年に福生駅西口自転車駐車場が設置されたのを皮切りに、平成１６年の福生駅東口地下自転車駐車場の設置まで、東福生駅を除いた他の四つの駅周辺に全７カ所の自転車駐車場の設置がされたわけでございます。

そして、これらの駐車場の設置が進むとともに、自転車等の放置につきましても放置防止についての条例も制定がされておりましたので、一段と対策が進められてまいりました。市といたしましては、ここでさらに自転車駐車場問題の残された課題解決に向け一歩進んでいきたいと考えております。

都市交通の担い手であります自転車につきまして、利用者の皆様により確実に、そして安全して駐車ができる駐車場としていくとともに、駅周辺の交通環境を一段とスムーズで安全なものとしてまいります。

また、利用者の方々から一定の負担を得て受益の適正を図り、都市施設としての整備、管理をしていこうということから、当時の自転車駐車場施設の改善、整備を施しながらより良好で利用しやすい施設とするために、現在施行しております条例の制定に至ったものでございます。平成９年第４回定例会におきまして、福生市自転車等駐車場条例を提案させていただいております。

そのときの提案理由といたしまして、一つには、駅周辺における自転車等の放置による通行上の安全の阻害や、自転車の盗難・損壊、あるいは駅周辺の景観を損なうということがございます。また二つには、それらの障害除去対策としての駐車場の確保の問題で、そのための用地として駅周辺という高価格地の取得や確保が必要ということがございます。そして三つには、それらの駐車場の経常的な維持管理経費の支出の問題で、その駐車場の利用には、市外の人も含めまして鉄道利用者が中心という総体的に特定の人々による利用ということがございます。

なお、この条例による自転車駐車場の管理運営につきましては、全面的な委託化により経費の抑制を図り、利用者負担の軽減とあわせて財政支出の一層の削減を図っていくという考えでございました。

以上のようなことから、平成１０年７月１日から福生市内の自転車駐車場を有料化することに伴い、財団法人自転車駐車場整備センターと平成１０年３月２３日付けで「自転車駐車場施設の整備及び運営に関する協定書」を締結いたしました。これには自転車整備センターは全国的にも自転車駐車場の管理運営について技術的知識を持ち、また各地の自治体の委託を受けている実績があるということ、そしてそれまで委託していたシルバー人材センターの会員の従事について配慮もしていただけるということ、経費的に見ても利用料金制の採用により実質的な管理運営経費の負担がかからないこと、また契約期間が１０年にわたり長期間の安定的な管理が行えること、このような経緯がございました。そして、平成１０年３月から６月までに自転車整備センターが自転車駐車場を整備いたしました。なお、施設整備に要した費用は１億２５１０万円で、うち４２５０万円は福生市が負担をしております。

次に、２点目の経営状況についてでございますが、平成１９年度の収支報告によりますと、収入は料金収入と市からの学割負担分助成金で、収入合計は約５２００万円でございます。支出は主なものとして管理委託料、借地料、借入金元利償還金等で、支出合計は約７８００万円でございます。収支差し引きは約２６００万円のマイナスでございまして、この金額が赤字分となっております。平成１０年度からのトータルで見ましても２億２５００万円の累積赤字となっております。

３点目の今後の方向についてでございますが、自転車整備センターとの協定に基づく契約が平成２０年度末をもって終了いたします。今後の方向性を検討していく上で、直営で実施した場合の経費を試算した結果、約１５００万円の経費負担となると試算をしたところでございます。

この負担をできる限りなくしていくことを前提に、自転車整備センターに現状のまま経費負担なしで継続していくことについて可能であるかどうかを確認させていただいたところ、福生市の自転車駐車場の収支状況は、毎年赤字での経営状況であり、現状のままの継続は難しいとの回答を得ました。

しかしながら、その後何回かの交渉を重ね、当市の窮状等を訴えてまいりました。その結果、福生市の自転車駐車場を現在の良好な管理状況で維持していくことは、自転車整備センターの設立趣旨や目的とも合致しているので、何とか現状どおり経費負担なしで実施できるか、前向きに検討してみたいとの回答を得ました。現時点でも協議を進めている段階でございます。

負担増なしでの管理運営が継続できることは、市にとって最も大きなメリットでございます。まずはこの協議をできるだけ早い時期にまとめ上げてまいりたいと考えております。その後、１２月の市議会定例会には指定管理者制度を導入できる規定の条例改正を、そして２１年３月の市議会定例会には指定管理者の指定の議決をお願いいたしまして、２１年４月より指定管理による運営を開始してまいりたいと考えております。

なお、この場合の指定管理者の選定につきましては、自転車整備センター側は指定管理の公募を行った場合は応募しないとの内部基準的なものがあるようでございます

ことから、非公募でお願いできればと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、良好な管理の継続と、経費面からみても市にとって最も有利となる方法で検討してまいりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

次に、公園行政についての１点目、日光橋公園の今後についてでございますが、現在国道１６号線武蔵野橋の拡幅部分の工事は、平成２２年度の完成予定で進めていると聞いております。この拡幅工事を施工するために樹木や遊具等が支障となり、一時撤去し、工事完了時に復旧する条件で国土交通省に工事ヤードの占用許可をし、現在工事が進められております。また、工事完成後の武蔵野橋高架下の土地利用につきましても、公園用地として利用することも協議が進んでおります。

次に、人工池の周辺整備についてでございますが、この場所は工事に直接影響がありませんので、バードウォッチング施設の利用方法や人工池の整備につきまして、市民団体の自然環境アカデミーと協議を進めております。現在は野鳥の生態状況の調査を進めているところでございます。

野鳥の生態調査につきましては、８月１２、１３日の２日間、八高線と平行にかすみ網を８０メートル設置いたしまして調査を実施したところでございます。今後も３月末まで何回か実施していただけるようでございますので、その調査結果をもとにして今後の人工池の周辺整備や野鳥の生態状況の掲示、あるいはバードウォッチング施設の部分的な改修も視野に入れまして、市民が利用しやすい環境を整えていきたいと考えております。

次に、２点目のかに坂公園整備についてでございますが、御質問の公園南側の芝生地内の低木がかなり大きな株立ちになっております。遊歩道から見通しが悪く、防犯上問題があると考えますので、高さを１メートル程度にするか、あるいは移植等を実施していきたいと考えております。

次に、３点目の文化の森についてでございますが、この場所は福生公園の一部として道路を挟んで武蔵野の面影が色濃く残る森が続いており、各種文化施設など併設した公園で、市民の憩いと交流の場となっております。

そこで、御質問の休養施設である東屋の必要性ですが、福生萌芽会が萌芽更新のために樹木を伐採したときから、八高線からの見通しがよくなったせいかホームレスが住み着かなくなったので、一時は東屋の環境改善が図られました。しかし、現在の状況は、樹木も成長してきましたことで見通しも悪くなったせいか、東屋の利用に対しまして市民からの苦情も多く寄せられているのが事実でございます。遊歩道の階段部分の修繕も予定しておりますので、歩行動線も確保できますことから、今後は東屋を市民が憩いの場として利用できる環境づくりを考えていきますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

次に、たまリバー５０キロについての１点目、整備等についての都の取り組み姿勢につきましては、平成１９年１２月の東京都議会におきまして、多摩川の河川敷内を利用した羽村堰から大田区大師橋緑地までの約５０キロメートルの連続したコースを整備することが決定されております。整備目的としては、多摩川沿いの１０区市にわ

たり自然豊かな憩いの空間を創出する中で、都民にランニングやウォーキング、散策の場を提供し、健康の増進を図ることとしております。

コースの基本的な考え方といたしましては、河川敷内に自然環境の保全を重視した連続コースとし、現状のコース形態を基本として考えております。福生市といたしましては、現在管理しております自転車歩行者専用道路を使用していただくことを考えております。

具体的には、東京都の取り組みとしては、福生市の本年６月１日付けの広報でも募集のお知らせをしておりますが、都民にこのコースの名称を公募し、「たまリバー５０キロ」と本年７月に名称決定をしております。現在は１０月のイベントの開催に向けて、案内看板、距離表示、分岐表示などのコース整備や、コース案内マップの作成やホームページ等による広報活動をしております。福生市といたしましてもイベントの開催等の協力をしていきたいと考えております

次に、２点目の自転車の安全運転喚起策についてでございますが、多摩川沿いの自転車・歩行者専用道路の自転車の通行に伴う歩行者等の安全対策につきましては、以前にも御質問をいただいておりまして、自転車利用者に歩行者等への安全を促す注意標識を主だった場所に設置をいたしまして、歩行者等の安全対策を図ったところでございます。

先ほども申し上げましたが、現在多摩川の堤防上などを利用した「たまりリバー５０キロ」の連続したコース整備を進めておりまして、この整備に伴い、これまで以上に利用者がふえることが予測されます。

そこで、御質問の自転車利用者に安全運転を認識させる対策が早急に必要ではないかとのことでございますが、自転車のスピード走行とランニング等を楽しむ人たちとの共存は避けられませんので、物理的に障害物などを設置して、自転車のスピードを減速させることが必要だと考えております。

そこで、国土交通省の多摩川上流出張所と調整をいたしまして、河川敷を利用した各公園の出入り口付近に、Ｕ型の車止め柵を設置する方向で調整をいたしました。車止め柵を設置して自転車利用者に減速を促し、歩行者や公園利用者等への安全対策を図ってまいります。

以上で、小野沢議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○生活環境部長（森田秀司君）　資源ごみリサイクルにつきまして２点、市長の補足答弁をさせていただきます。

まず１点目、資源売払収入でございますが、平成１９年度の売払収入には市民の方々が分別して資源として出していただいたものの売払収入が５３１４万７１６１円、ほかに市役所からの新聞紙、雑誌などの出ましたものの売り払いが３９万３４８１円、また図書館から出ましたものの売り払いのものが２万３４１５円、市全体で資源の売払収入といたしましては５３５６万４０５７円でございます。１８年度は４１６２万７７４１円でございましたので、２８％の増となっております。これは市民の皆様の分別への御協力と、１９年度は資源の価格の上昇もございましたので、そういう理由

が２８％の増になったものと思っております。

２点目の売り払いの単価でございますが、ガラス瓶でも透明なものは高く、色が濃くなれば安くなってしまいます。鉄でも純粋に鉄のみのものは高くなりますが、他の資源と混在しているものは安いというような状況でございまして、また１年間の間でも相場の変動によりまして価格が変化いたします。

１キロ当たりの単価で申し上げますと、アルミ類はゼロ円から１９０円、ペットボトルが４２．５円、鉄類が３円から４６．５円、発泡トイレが５円から３５円、新聞紙が１１円から１５円、ダンボールが９円から１５円、空き瓶がゼロ円から１５円、雑誌、雑紙が６円から１１円、ガラスのカレットで高いものが１．５円、古布が１円でございます。

なお、種な資源の売払量と金額でございますが、アルミ類が約９０トン、１１７８万９３８７円、新聞紙が約９３４トン、１１３４万４８８５円、雑誌、雑紙が約１３５０トン、金額で１０４９万９６２０円、ペットボトルが約２２３トン、９９４万３１１７円となっております。

以上で補足答弁とさせていただきます。

○２０番（小野沢久君）　それでは、再質問をさせていただきます。

まず、資源ごみリサイクルの関係なのですが、ただいま答弁をいただいた中で、売上は前年と比べて２８％増、随分、これは市役所の新聞、雑紙も入れて、市役所の新聞雑紙が３９万円、図書館が２万円、入れて全体で５３００万円ということで、前年比では２８％、１１５０万円のプラス、鉄が大幅に上がっているからそこら辺の影響もあったのですけれども、この中で、せんだっていただいた資料ではアルミの関係が前年度よりマイナスになっていますね。これが量と金額もマイナスになっていますので、その辺の関係がどこにあるのかなというのをちょっとお聞きしておきたいと思います。

それから、この契約の方法なのですが、今答弁によりますとそれぞれの資源の種類によるのですけれども、入札で決めるもの、時価相場に基づいて決めるもの、中間処理を行っている会社との契約により適正価格で売り払うよう仕様で定めているものという３通りの方法があるのですけれども、これがどういうことを言っているのか、何をこの３通りの方法でやっているのかという、例えばペットボトルは資源収集車で集めてリサイクルセンターへいって、そこでリサイクルセンターの中で分けているわけだよね。そこでそれを売っているのが、多分これが入札だと思うのですが、その流れね。例えば、アルミと鉄は一緒に収集して持っていくけれども、リサイクルセンターでそれを分けるわけですね。それは、どこへ持って行ってどういう契約で売っているのかという流れに合った内容説明をしていただきたいと思います。

それと同時に、これは今現場任せなのだよね。契約担当は一切これにタッチしてないわけでしょう。そんなことでいいのかね、現場任せで。やはり、それはある程度契約がきちっと担当していかないと、透明性が確保できないのではないかなと思うのですよ。ですからそれは、全体の流れは担当からお答えいただくとして、契約の方法は

だってもう少し、ほかのは随分厳しく契約なさっているわけでしょう。だから担当任せ、業者任せというのはいささか納得できないのですよ。ですから、今はそういう状況だから、これからはやはり私はきちっと契約がこのことには絡んでいって対応していかないと見えにくいのではないかと思いますので、そのことは担当、契約の方から補足でお答えをしておいていただきたいと思います。

それから、財団法人容器包装リサイクル協会は、これはせんだってテレビで見たのですけれども、なかなか関係の業者へ搬入されるのが減っていて、大きな都市にはねじこみにいっていまして、テレビでありましたけれども、今我が市はそうしますと容器包装、廃プラだけがここと関係があるということですね。これはこれからもこの形が続くのでしょうけれども、事によったら廃プラもそのうち買い手が出てきて、有償で売れるのではないかということも起きないとも限らないのですけれども、そうなってくるとこれは包装協会の必要性がなくなってしまうのだけれども、そこまで今我々が心配することではないかもしれませんけれども、とりあえずは容器包装だけで何となくつながっているということでよろしいのですね。

それから、レアメタルの関係で御答弁をいただきました。一歩前進ということではあるのですが、答弁の中で一つ聞いておきたいのが、何か協会がありましたね。希少金属等含有製品回収促進協議会、いろいろこういうのができるのだけれども、これが何なのだという、これには、さっきの今の説明では東京都特別区市町村だから市町村の中に我が市が入っているのだろうけれども、一般的にこういうのを見ると市の代表がどこかに入っているだけで、我が市なんか大体こういうところに入るのはなかなかないのですけれどもね。ですからこの実態がどういうものなのかというのが一つ。

それともう一つは、あまり前向きではないのだよね、答弁が。いいですか、「今後協議会の検討や、回収実験の結果などを踏まえて市としてできることを考えてみます」ということだから、結果が出るまで何もしないで見ていようということだよ、これは現実には今のこの答弁はね。

少し物足りないのが、では我が市だってごみ減量何とか委員会とかあるのだから、そういった中にこの問題を諮っていこうとかという前向きの答弁が出てくれば随分進歩だなと思うのだけれども、全然これでは、やはりよその状況を見て何とかとやりましょうというのはちっとも進歩ではない。市長さんが変わったのだから、こういうところはやはりどんどん新しい方向でやっていただかないと困ると思うのですが、ぜひその辺の「市独自で検討します」ということをどこかでお答えがいただければなと、これは副市長さん、やってみますか、いいですか。ということでございますので、まだ時間があるから大丈夫ですよ。調整してください。

次に、市営駐車場の契約、いろいろ御説明をしていただきました、ということで全く初めての市長さんも大体中身がわかってきたと思うのですけれども、当時は２９００万円か３０００万円ぐらい安くなるということであったのですよ。ですから、余り反対理由も大した理由ではなかったのですけれども、しかし、当時と同じ、当時は例の天下り団体の名簿なんていうのは出てこなかったのです。

ところが、今も全く変わらないので、宮城さんのお答えいただいたとおりで、１５人の理事のうちの半分がまだ天下りなのです。インターネットですぐ出てきてしまうのです。最近は名簿まで。やはり元国土交通省とか、元建設省、建設大学とか、やはり国道交通省技官とか、建設省の都市計画課とかやはり７人、そのまま役から入っています。ですから、これはけしからんと言ったって、これは私がけしからんと言ったって変わるわけではないのですから、いた仕方ないと思うのですが、問題は、これは１０年経ってそれで我が市で、これは野崎部長の方で検討したら１５００万円ぐらいがかかってしまうと、今は負担しているのが学割分で、学割分が７４３万円ぐらい、ですからこれが１５００万円もかかると大変なことになるわけですね。

ですから、これはやはり再度契約はこれはいた仕方ないのかなと、次は反対できないなと思っているのだけれども、これは、いずれにしても、今の話でいくと議案として出てくるわけですから、細かいことはそのときにまたもう１回もとに戻って審議をしたいと思いますので、その内容は結構なのですが、とりあえずこの単年度の、今福生市が赤字だということだったね、福生市の分は。この協会はとてつもないでかい協会ですから、福生が赤字でもこの協会、ほとんど影響は受けないのですね。１９年度末までに建設した自転車駐輪場は１１０７カ所、収容台数６６万台ととてつもなく大きなところですから、福生のことなんかとってもないのですけれどもね。

それが今回、先ほどの答弁では引き受けてくれそうだと、ですから公募してしまうとなかなか今ので、内部規約でできないということだから、それなりにこれは担当が結構努力してここまでこぎ着けてきたのではないかなという私は理解をするのですけれども、今回の収入分の実際に福生市の市民が利用している、払っている金額というのはどれぐらいになっているのかな。今の計算で収入から学割分を引けば出てくるのだろうけれども、実際に幾らかを市民が払っているのかというちょっと、わかるわけでしょう、わかるよね。それをちょっと、それだけ教えていただければと思います。

それから、これはお答えいただかなくても結構なのですが、非公募でいきたいということだから、非公募でいく以上はよほど、だれが見てもわかりやすい説明がなされないとこれは簡単にはいかないと思いますので、その辺は心を置いていただきたいと思います。ですから、市民が負担している分だけお尋ねをしておきたいと思います。

それから、公園の関係ですね。日光橋公園の関係で答弁をいただきました。そうしますと遊具等は一時撤去しているということだから、終わったら元へ戻すというわけだよね。元へ戻すといったって、古いのを持ってくるわけではないだろうから、持ってくるときは新しいのを持ってくるのだろうけれども、その辺の約束はどうなっているのかね。また古いのを持ってくるのかね。そこのところをちょっと教えていただきたいのと、今の答弁を理解すると、バードウォッチングの部分的な改修も視野に入れて市民が利用しやすい環境ということは、もう１回池をつくり直すということだ。ささらほうさらに放って置いて、これからつくり直したって、だってつくり直す方がお金かかるでしょう。もともとだって水なんか湧いていないところへ水道ひいて池をつくったのだから、バードウォッチングがあるというのは、やはりそういうことでつく

るのであればきちんとした管理をしていただくという条件がなければ、これはやらない方がいいと思います、また元の木阿弥ですから。今これでいくとやはりやっていきたいという答弁だからね、この読み方は。だから、やるならばきちんとそういう団体と約束をしていただいて、管理は責任を持ってやりますということでやっていただかないのであれば私はやらない方がいいと思います。もともと池なんかなくたって雑木林はあるのですから、と思いますので、それはお願いをしておきたい。

それで、この改修なのですが、あそこはバードウォッチングをするところに壁があって、塀があって、穴があいていて見るのですけれども、そこで５月かな、自殺がありまして、確かに池のあとですからぐじゅぐじゅしているところがあって、陽も当たらなくて薄暗いところなのですよ。そういう面ではもう少し公園全体を明るくしていかないとよくないのではないかと思うので、どういう形があるか、いろいろ方策があって、これは杉山議員の質問がどこかにあって、その中で、杉山さんの質問で、杉山さんがエコツーリズム、なんか旅行会社、エコツーリズムをやるというので、キンラン、ギンランがあるという話があったのだけれども、その中で、これは小峯部長の夢がここで語られているのですよ。ここを読みましょうか。４万平米ある、我が市の雑木林があるのですけれども、それを萌芽更新の形でやっていくのがいいと、途中を切る方法もあるけれども、基本的には下から切ってやるのがいいということで、予算があればの話なのだけれども、２０００平米ずつやっていくと５０年から６０年かかるのだけれども、予算があるとすれば２０００平米ずつ、それぞれの５カ所でやっていけば１０年程度で武蔵野の雑木林の復元ができると、そうは言ったってなかなかそれだけの予算は今のところどこからも出てこないので、それで今、きょうおりますね。萌芽更新の形、前々からいろいろ議会でやってきたのですけれども、当時木を伐るということはタブーだったのですね。なかなか萌芽更新、何度か取り上げたのですけれども、御理解していただけなくてできなかった。もといた部長さんなんか大きな木が「木の精が切るなと言っている」とかという答弁をしたことがあって、たまたまそれで何年かしてから、せんだって退職なさった部長さんが、課長さんだったか、部長さんだったか、環境の関係にいたときにやりましょうということになって、それで萌芽更新が始まったのです。私もすぐそれに、募集があって入って、中でやっているのですけれども、今さっき言った図書館の裏の文化の森の管理だけで実際には手いっぱいなのですよ。ですからこれは新たに、やはり今ある方法でやるとすれば、その場所場所で市民の方の募集をしていただいて、そこでやはりその方々に管理をしていただく方法がやはり一番お金のかからない方法かなと思います。そうすれば責任を持って管理していきますから、それなりの森がまた形成できると思いますので、そういう面ではぜひそういう形での取り組みをしていただきたいと思いますので、ノウハウもあることですから、ぜひやっていただきたいので、できるかどうかお答えをいただきたいと思います。

それから、かに坂公園は、これはやってもらえるというからいいのだけれども、あそこは犬のふんの多い公園なのですよ。これは行っていただければわかるのですけれ

ども、それと犬の放し飼いの多いところなのです。ですから、犬の嫌いな人にはなかなか行けない。私は好きだからいいのですけれどもね。ですから、やはり大きな看板をつくって、犬を放さないでとか、ふんを持ち帰ってとかやってくださいよ。それもついでにそこのところでできるかどうかお願いいたします。

それで、それが終わると、東屋の関係は研究していただくということだから、それは結構でございます。

それから、たまリバーの５０キロの関係、そうすると東京都はお金は出しませんと、看板をつくる程度のことだ。随分でも虫のいい話だよね。それで我が市の４キロが使えるのだから――――と私は思うのですが、それはそれとして、それでその４キロの中に舗装してないところがかに坂公園の中にありまして、市長さんは多分知らないと思うのですが、しそこはやはり何とか整備しないと、自転車で通るにも歩くにも大変危険なものですから、２００メートルぐらいありますかね。そこの整備についてやっていただけるかどうか、そこだけひとつお願いをいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（原島貞夫君）　５時１０分まで休憩といたします。

午後４時５８分　休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午後５時１０分　開議

○議長（原島貞夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○生活環境部長（森田秀司君）　３点再質問いただきました。まず、１点目のアルミの量と金額の減という理由でございますが、はっきりとした理由はわかりませんが、昨年、１９年度の不燃、可燃の収集量、それを１８年度と比較してみますと、全体で瓶、缶、アルミ、全部含めましても相対総体で鉄を除きましてマイナスというような現状でございます。

金額につきましても、ほかのものは上がっているのですが、アルミは約３０万円前年と比較しまして下がっております。これにつきましては、しかとしたところはわかりかねますが、単価が１９年度の変化はゼロ円から１９０円、また１８年度につきましてはゼロ円から１６５円と年間を通じて変動しておりますので、その変動の中での起こったマイナスかなというふうに思っております。

次に、業者の選定と契約の関係で種類の関係でございます。売り払いの種類と契約の方法につきましては、入札によって決めておりますのはペットボトルでございます。次に、時価で売り払っておりますのは新聞、雑誌、ダンボール、古布などの可燃性の資源でございます。市民の方々から出されました資源を収集業者が収集いたしまして、古紙再生業者に搬入し、時価に基づき市に入金するというような流れになっております。

新聞、雑誌、雑紙で見ますと、収集業者は市内のそれぞれのお宅から新聞ですとかを収集いたしまして、古紙再生業者への搬入を繰り返すわけでございます。時間的なロスですとかを考えまして、福生市に近い羽村市にございます古紙再生業者で、時価

に基づき売り払うことが効率であるというふうに担当では考えております。

次に、契約書の仕様で適正価格で売り払うと定めているケースがございます。これはリサイクルセンターでの中間業者に資源の処理を含め委託しているというものでございまして、具体的には先ほど申しましたリサイクルセンターに搬入されます缶、金属、瓶などを資源ごとに分別をいたしまして、種類によりまして金額のよい業者に売り払っていただいております。

例えば瓶といいましても一升瓶やビール瓶のような何度でも使えるようなリターナル瓶ですね、それを一升瓶を扱う業者、ビール瓶を扱う業者とまた違ってございます。また、色のついた瓶につきましては砕いて資源化するわけでございますが、ここでも先ほどの瓶を扱う業者とはまた違っておりますというような状況でございまして、資源を扱う業者がそれぞれ専門がございまして、中間の処理業者が効率的に売払業務を行っているところでございます。

業者の選定方法、契約方法につきましては、資源の売り払いの単価の変更等でございますが、ペットボトルにつきましては年度当初に入札を行いましてやっております。鉄、アルミなど不燃系の資源につきましては、中間処理を行っている会社との契約によりまして適正価格で売り払うよう仕様で定め、時価にて売り払っております。これは先ほど申しましたように、中間処理業者に資源の処理も含めて委託しているということでございまして、ここ数年売払価格の変動も大きくなっておりますので、この１０月からは数社から見積もりを取り、一番高いところに売り払うよう中間業者に依頼をしているところでございます。

回数につきましては、今のところは３回ほどのペースでこういったことを繰り返してやっていきたいなというふうに担当では考えております。

また、新聞紙などの可燃系の資源でございますが、収集業者が直接福生市に近い古紙再生業者に持ち込みまして、時価に基づき売り払っております。新聞紙であれば昨年４月から９月までは１キロ１１円、１０月、１１月は１２円、１２月と１月は１３円、２月、３月は１５円というような、このような変動がございます。

次に、希少金属等の含有製品回収促進協議会でございます。この協議会はレアメタルの回収、資源化を促進し、循環社会を構築するために関係で協議する会ということでございまして、市の代表といたしましては、多摩地域の清掃協議会の幹事市でございます、現在は国分寺市と東村山市でございますが、この２市がレアメタルの協議会のメンバーというふうになっております。

続きまして、レアメタルの関係でございます。今後市の中にも廃棄物減量等推進委員会というような会議がございますので、その会議の中で話題として取り上げて、御相談もしてみたいというふうに考えております。

○総務部長（野崎隆晴君）　続きまして、業者の選定及び契約方法についてでございますけれども、契約サイドからの考え方ということでお答えをさせていただきます。

契約締結をしていく上で原則としておりますことは、競争原理を導入していくこと、それと御指摘がございましたように契約担当による契約の締結でございます。このよ

うな原則により契約事務を進めておりますが、業務の中には業務の効率性の観点、あるいは特殊性などから一部随意契約や、担当課により契約を締結している業務があるような現状がございます。

御指摘のこの資源の契約につきましては、やはり将来的にわたっての安定した売り払い等の懸念等があるような、そんな状況でございます。しかし、こういったものにつきましては、なぜ競争や契約担当で契約ができないのか等の理由付けをはっきりと明確にしていく中で、点検を図りながら透明性のある契約事務を目指してまいりたいと思いますので、今後特殊性等も検討しながら一定の方向性を見出してまいりたいと、そのように考えております。以上が契約の関係でございます。

次に、自転車駐車場に関しまして、市民が負担をしている使用料でございますが、これは近隣の例えば羽村市やあきる野市の方の分も含まれていると思われますが、料金収入といたしましては、１９年度決算ベースで４４８６万８１００円となっております。

○都市建設部長（小峯勝君）　私からは、公園行政についての御質問をいただいております。

この日光橋公園は平成７年に開園されまして、この辺、今、議員さん御指摘の周辺は自然保全区域というような位置付けでの整備の仕方をしております。現在国道１６号線の拡幅に伴いまして、国土交通省より作業ヤードとしてお貸ししてあるところにはコンビネーション遊具という遊具がございまして、この遊具については一時撤去という形になっておりますが、基本的には同じものということになりますなかなかあれなのですが、類似、同等品で新しいものを設置していただくというような許可条件になってございます。

また、二つ目なのでございますが、この自然観察所につきましては、一般の使用時に出入りを禁止する区域という形で、保全区域というような形で指定したゾーンでございまして、池をつくり直すということで、現在今、市民団体の自然アカデミーの皆様には野鳥の生態等の調査をしていただいて、非常にありがたいと思っております。そこが結果が出ますので、この協定、いわゆる約束、いわゆる管理を十分にすることによってまた再生をするという考え方でおりますので、よろしく御理解のほどをお願いしたいと思います。

また、施設の改修につきましても、痛ましい事故が起きないように工夫して、そういうことのないように対応していきたいと思います。

また、それによって非常に見通しが悪いということでございますので、先般、現場に行きましたところ、どうも青梅線側の軌道敷の方からどうしても見にくいということもございますので、軌道敷側にも結構雑木が生えていますので、雑木をまず切っていただくという要請とともにフェンス側にも下草が非常に生えていまして、フェンスにもつるが絡んでおりますので、この辺も整備しますと非常に明るくなりますので、小鳥たちが非常に飛んでくるような観測所にはなるのではないかと、そんなふうに思っております。

それとあと、新たなメンバーということで、前回、６月の第２回定例会の中でも杉山議員さんからの御指摘がございまして、萌芽更新が図れないとやはり次世代への世代交代が図れないということで、早速現場に行きまして、現場は非常に地表面は太陽が当たらずに、光を必要とする小さな草花、これが衰退するということで、ギンラン、キンランもやはり衰退をしていくのではないかなと思います。また、下草も生えてない状況でございまして、根が盛り上がっていまして、土が雨で流されている状況もございますので、これはまずもって萌芽更新が必要ではないかということでございます。

現在、文化の森で活動していただいております福生萌芽会の方々が非常に一生懸命やっていただいています。また成功していますので、調整を図りながら、玉川上水の緑地、日光橋公園とみずくらいど公園があるのでございますが、福生市内の公園、緑地も含めまして武蔵野の雑木林を再現するためのまた新たな活動をする幅広い市民の方の公募を募集をしていきたいと、こんなふうに考えております。

最後にもう一つ、かに坂公園のたまリバー５０キロの関係でございまして、かに坂公園の砂利でございますが、これは東京都と市の役割分担がございまして、東京都は路面、コースの標識、案内板を整備するということで、これは整備した後には市が帰属を受けて管理するということになっております。ましてそのコース自体の整備につきますと、やはり市が管理しておりまして、２区８市、１０区市の沿線の自治体はそれは管理上の中で管理してくれという、整備も含めてということになるかと思います。

そこで、御質問のかに坂公園の砂利道につきましては、雨が降ると水がたまっているということで、過去にも小野沢議員さん、またほかの議員さんからも御質問いただいておりますので、舗装の整備につきましては雨水処理も含めまして市で実施したいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いします。

また、犬のふんということなのでございますが、当然、ちょっと株が大きくなっていますので、株を取りながら見通しをよくすると同時に、やはりそこにはまた犬が入るとかそういうことも想定できますので、できる限り大きな看板で「犬のふんは持ち帰ってください」というような表示を看板等でしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○２０番（小野沢久君）　大体思ったような答弁をいただきました。

リサイクルの関係で、鉄類がこれから見積もりを取るということで、やはりそれは随分進歩だと思うのですね。今までそれもやっていなかったわけだから、ある程度言いなりでやっていたわけでしょう。それは当然やらなくてはいけない、１０月からやるということですから、大幅な進歩だと思います。

それから、アルミが減ったのが答えがわからなかったという、実際街中を歩いてもアルミ缶は落っこちてないよね、最近はね。熱心に集めている方がいるか、これは単価がいいからそういうことだと思うのですが、それはそうではないかなと私は勝手に思っておりますけれども、一つわからなかったのが、アルミ缶がゼロ円というのはどういうことなの。ゼロ円から１９０円というのは、ゼロ円ということはやはりあるまいに、そこだけちょっと、それから鉄が３円から４６円というのも差があり過ぎるの

だよ。そこのところだけ簡単に説明してくれる。

ということで、契約の関係はなるべく透明が原則ですから、わかりやすい形でやっていただきたいと思います。それでそこは結構です。

それから、いずれにしても、駐輪場の関係はこれからどうせ議案になるからこれでいいと。４４８６万円、大体これは計算は合うわね。学割の分を入れるとね。これで向こうも運営してもなかなか赤字だということだから、そういう面ではうまく継続できるのがいいのかなと思っております。

公園の関係は、御答弁をいただきました。ぜひ池を再生するのであればきちんと管理をしていただくという条件でやってください。そうでなければとってしまった方がいいです。

それから、かに坂公園はおかげさまで、これで何とか砂利道もなくなりそうだし、犬のふん対策もできるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、忘れていたのが自転車の安全喚起策で、どこかに付けるということだったけれども――いいや、それは。

ですから、単価のゼロ円のところだけひとつお願いします。

○生活環境部長（森田秀司君）　アルミを売却する場合ですが、ゼロ円と申しましたのは、集めた資源の中でも単独でアルミだけという、その中に混じってしまいますと単価が下がりますので、それで不燃ごみが入ったり、そういう形でうちの方の区分として最低ではゼロ円があったということで表示が出てきていますので、そういう御理解をしていただければと思います。

○２０番（小野沢久君）　いろいろ御答弁が終わりましたけれども、若干時間を残しまして、これで終わりにいたします。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（原島貞夫君）　お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君）　御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は９月５日午前１０時より開きます。

本日はこれをもって延会といたします。

午後５時２７分　延会